



平成28年 第4回定例会

会 議 録

(平成28年9月2日～9月29日)

枕 崎 市 議 会

平成 28 年
枕崎市議会第4回定例会会期及び会期日程

1 会 期 28日間（9月2日～9月29日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
9月 2日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程(日程第4号－第18号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会及び決算特別委員 会の設置並びに委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程 (日程第19号－第21号) 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 議会議員の選挙について 14 報告 (日程第23号－第25号) 15 散 会
9月 3日 (土)	休 会			
9月 4日 (日)	休 会			
9月 5日 (月)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問 (5名) 3 散 会
9月 6日 (火)	休 会	委員会	前 9:23	1 総務文教委員会
9月 7日 (水)	休 会	委員会	前 9:24	1 予算特別委員会
9月 8日 (木)	休 会	委員会	前 9:35 前 9:37	1 予算特別委員会 1 決算特別委員会
9月 9日 (金)	休 会	委員会	前 9:24	1 決算特別委員会
9月10日 (土)	休 会			

9月11日(日)	休会			
9月12日(月)	休会	委員会	前 9:25	1 決算特別委員会
9月13日(火)	休会	委員会	前 9:26	1 決算特別委員会
9月14日(水)	休会			
9月15日(木)	休会			
9月16日(金)	休会			
9月17日(土)	休会			
9月18日(日)	休会			
9月19日(月)	休会			
9月20日(火)	休会			
9月21日(水)	休会	委員会	後 1:26	1 議会運営委員会
9月22日(木)	休会			
9月23日(金)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第3号) 3 委員長報告 4 質疑、表決 5 議案上程(日程第4号-第8号) 6 委員長報告 7 質疑、表決 8 散 会
9月24日(土)	休会			
9月25日(日)	休会			
9月26日(月)	休会			
9月27日(火)	休会	委員会	前 9:23	1 議会運営委員会

9月28日(水)	休 会			
9月29日(木)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第7号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 報告(日程第8号) 6 議員派遣について 7 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成28年9月2日)

平成28年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第1号）

平成28年9月2日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	56	平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	予 特
5	57	平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
6	58	平成28年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
7	59	平成28年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
8	60	平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
9	61	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
10	62	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	63	枕崎市少年の森の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	〃
12	認1	平成27年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決 特
13	認2	平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
14	認3	平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
15	認4	平成27年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
16	認5	平成27年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃
17	認6	平成27年度枕崎市立病院事業決算	〃

18	認7	平成27年度枕崎市水道事業決算	決 特
19	64	人権擁護委員候補者の推薦について	
20	65	人権擁護委員候補者の推薦について	
21	66	人権擁護委員候補者の推薦について	
22		鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	
23	報2	専決処分の報告について	
24	報3	健全化判断比率について	
25	報4	資金不足比率について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
田 中 義 文 健康課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長
俵積田 寿 博 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
松 田 博 監査委員事務局長
吉 留 謙 二 建設課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
尾 辻 のぞみ 会計管理者兼会計課長
田 代 芳 輝 教委総務課長
豊 留 信 一 生涯学習課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
森 蘭 智 之 消防総務課長
山 口 太 総務課行政係長
東 園 美 紀 総務課行政係主事

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
川 崎 満 農政課長
東中川 徹 税務課長
福 元 新 水道課長
神 山 芳 文 市立病院事務長
山 崎 公 広 監査委員
平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
永 江 隆 水産商工課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
丸 山 屋 敏 教育長
木之下 浩 一 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
中 原 浩 二 消防長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長
中 山 俊 吾 総務課行政係主任

午前9時30分 開会

○新屋敷幸隆議長 平成28年第4回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、3番吉嶺周作議員、12番豊留榮子議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月29日までの28日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、5月、6月及び7月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成28年第3回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第18号までの15件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算5件、条例3件、人事案件3件、決算7件及び報告事項3件の計21件であります。このうち、人事案件及び報告事項を除く15件について、説明を申し上げます。

まず、議案第56号平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億5,310万円を追加し、予算総額を109億9,340万円にしようとするものです。

地方債の補正は、単独災害復旧事業の追加及び臨時財政対策債などの変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、平成27年度決算剰余金の財政調整基金への積立及び地方債の繰上償還の実施、生活保護費など平成27年度の事業費確定に伴う国県支出金等の精算返納金、B型肝炎ウイルス定期予防接種事業、広域漁場整備事業負担金、道路維持補修工事費、市道整備事業、少年の森施設解体撤去工事、補助災害復旧事業などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第57号平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,335万円を減額し、予算総額を45億9,239万4,000円にしようとするものです。

補正の内容は、繰上充用金の減額であります。

以上の財源として、療養給付費等交付金及び繰入金の増並びに諸収入の減で措置いたしました。

次に、議案第58号平成28年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ246万4,000円を追加し、予算総額を3億2,817万9,000円にしようとするものです。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金及び繰出金の増額であります。

以上の財源として、繰越金及び諸収入の増で措置いたしました。

次に、議案第59号平成28年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,368万2,000円を追加し、予算総額を24億8,565万1,000円にしようとするものです。

補正の内容は、介護給付費準備基金積立金、介護給付費負担金等返納金及び一般会計繰出金の増額であります。

以上の財源として、繰越金の増で措置いたしました。

次に、議案第60号平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億0,134万3,000円を減額し、予算総額を7億7,615万2,000円にしようとするものです。

地方債の補正は、事業債の変更に伴うものです。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費の減並びに下水道整備費の委託料の減及び工事請負費の増などです。

以上の財源として、国庫補助金、一般会計繰入金及び事業債の減で措置いたしました。

次に、議案第61号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、所得税法等の一部を改正する法律により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額または当該特例適用配当等の額に係る所得を分離課税することとされたことに伴い、所要の改正その他条文の整備をしようとするものです。

次の議案第62号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市民税で分離課税されることとなる特例適用利子等の額または特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるため、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第63号枕崎市少年の森の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、少年の森について、利用者数の減少及び施設の老朽化等を考慮し、廃止しようとするものです。

なお、認定事項第1号平成27年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、認定事項第2号平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定事項第4号平成27年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第5号平成27年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定事項第6号平成27

年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第7号平成27年度枕崎市水道事業決算についてもそれぞれ認定をお願いしてあります。

これらのうち、認定事項第6号平成27年度枕崎市立病院事業決算については、剰余金処分計算書案もあわせて提出してあります。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○13番立石幸徳議員 私は、提案されました議案の中で、議案第60号下水道会計の補正第1号とですね、議案第63号について、基本的なことを質疑をさせていただきます。

下水道の補正の中で、補正としては極めて大きな額になっている委託料の1億1,000万円ほどの減額ですね、これはどういった事情でこれほどの多額の委託料が減額になってるのかですね、説明をいただきたいと思います。

それから、議案第63号につきまして、少年の森を廃止をするということで、これまでも議会の中で、委員会等におきまして、この少年の森のあり方、特に行財政改革の点からですね、いろいろと論議もあったかと思うんですけども、この少年の森廃止後にですね、同趣旨といいますか、少年を中心とした市民が自然に親しむ、あるいは野外活動のできる施設なり場所等を検討をされているのかどうかですね、この点についてお尋ねをいたします。

○依積田寿博下水道課長 今回の補正に伴います下水道整備費の委託料の減及び工事費の増に伴いまして、委託料が減額となっておりますが、主な理由といたしましては、社会資本整備総合交付金の事業によりまして下水道処理場の改築更新等を実施するんですけども、今年度の交付金の内示額が減額となった関係で、今回の委託料も減となったところでございます。

○米森基保健体育課長兼給食センター所長 廃止後につきましては、公民館のほうにお返しいたしますので、その後の使用については検討はしてないところでございますけれども、自然に親しむということでありまして、現在、火之神公園とか、そして南さつま市に南薩少年自然の家とかというすばらしい施設がございますので、そちらの利用をということで考えているところでございます。

○13番立石幸徳議員 下水道の補正についてはですね、予算委員会もありますので、そこで審査を深めたいと思うんですが、この少年の森ですね、実は、もう御承知のとおり、ことしから8月11日を国民の祝日ということで、山の日ということが制定をされました。

枕崎市においては、この海を利用した、海の日には海岸清掃をすとかですね、それから、青少年の健全育成については、少年の船とかあるいはカツオ釣りのアドベンチャー、こういった海に関してのいろんな青少年の育成事業はあるんですね。

ただ、この山、本市もいろんな山が結構あると思うんです。一番高い蔵多山をはじめ、園見岳、そして国見岳、岩戸山とかですね、やっぱり山の自然を生かした青少年の健全育成というのは、私は極めて大事だと思うんです。

ここで、先人の言葉を紹介しますと、「山は聖者をつくる、海は賢者をつくる」という、私も大好きな言葉があるんですけども、やっぱり今後この少年の森を廃止するに当たっても、やっぱり山を生かしたいろんな活動ができる場所、そういったものを検討すべきじゃないかと思うんですけど、再度この点については、総務委員会も控えていますけど、基本的なことをお尋ねしておきます。

○米森基保健体育課長兼給食センター所長 少年の森を廃止するわけですけども、少年の森の上には国見岳という山がございます。この国見岳のほうに登る道は確保をしていただいでいくというかたちでありますので、何らかのかたちで、また公民館の方々との話し合いになるかと思うんですけども、少年の森の跡地を駐車場がわりにして国見岳に登っていただいたりとかという

考えは、また出てくるのではないかと思います。

それと、子育て支援の、木口屋のほうに自然花というところもございます。あそこも非常に自然を生かした子育ての行事等をやっておりますので、そちらのほうの利用等も考えていければなと思っておりますのでございます。以上です。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○新屋敷幸隆議長 これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を、また、決算関係議案については、議長及び監査委員である10番議員を除く全議員で構成する決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算及び決算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

次に、日程第19号から第21号までの3件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第64号から議案第66号までの人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

これら3件は、議案第64号は、本年9月30日をもって任期が満了となる人権擁護委員久木田米子氏の後任として中釜光子氏を、議案第65号は、本年12月31日をもって任期が満了となる人権擁護委員牛山好治氏について、引き続き同氏を、また、議案第66号は、本年12月31日をもって任期が満了となる人権擁護委員鷲山弘光氏の後任として池田良子氏を、それぞれ人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の3件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の3件に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の3件については、無記名投票で行います。

まず、日程第19号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

- 新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。
念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。
投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

- 新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。
○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

- 新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

- 新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。
○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

- 新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。
会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に、11番下竹芳郎議員、12番豊留榮子議員、13番立石幸徳議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

- 新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数13票。
これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。
そのうち賛成13票、反対0票。
以上のおり、全員賛成であります。
よって、議案第64号は、同意することに決定いたしました。
次に、日程第20号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。
議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

- 新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。
念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。
投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

- 新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。
○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

- 新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に、2番永野慶一郎議員、3番吉嶺周作議員、4番城森史明議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第65号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第21号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に、5番吉松幸夫議員、6番俵積田義信議員、7番清水和弘議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第66号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第22号鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について1人の欠員が生じているため、広域連合規約第8条第2項の規定により、市議会議員選出区分から1人の議員を選出するものです。

この選挙は、同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人が決定されますので、会議規則第30条の規定に基づく選挙結果の報告にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数のみを報告することにいたします。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの出席議員数は14人です。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

まず、候補者名簿を配付いたします。

[書記候補者名簿配付]

○新屋敷幸隆議長 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

次に、投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に8番禰占通男議員、9番沖園強議員、10番茅野勲議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票。

有効投票中、上門秀彦10票、たてやま清隆4票、以上のとおりであります。

次に、日程第23号から第25号までの3件について、市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 報告事項3件について報告いたします。

まず、報告事項第2号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づき、これを報告するものです。

次の報告事項第3号健全化判断比率について及び報告事項第4号資金不足比率につきましては、平成27年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1号及び第22条第1項の規定により、それぞれ監査委員の意見を付して報告するものです。

以上、報告を終わります。

○**新屋敷幸隆議長** ただいまの報告については、御承知おき願います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時16分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成28年9月5日)

平成28年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第2号）

平成28年9月5日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	城 森 史 明 議員（17ページ～26ページ）
		立 石 幸 徳 議員（26ページ～35ページ）
		清 水 和 弘 議員（35ページ～46ページ）
		禰 占 通 男 議員（46ページ～56ページ）
		豊 留 榮 子 議員（56ページ～64ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
田 中 義 文 健康課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長
俵積田 寿 博 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
松 田 博 監査委員事務局長
吉 留 謙 二 建設課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
尾 辻 のぞみ 会計管理者兼会計課長
田 代 芳 輝 教委総務課長
豊 留 信 一 生涯学習課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
森 蘭 智 之 消防総務課長
山 口 太 総務課行政係長

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
川 崎 満 農政課長
東中川 徹 税務課長
福 元 新 水道課長
神 山 芳 文 市立病院事務長
山 崎 公 広 監査委員
平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
永 江 隆 水産商工課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
丸 山 屋 敏 教育長
木之下 浩 一 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
中 原 浩 二 消防長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1番城森史明議員、2番立石幸徳議員、3番清水和弘議員、4番禰占通男議員、5番豊留榮子議員の順に行います。

城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○4番城森史明議員 おはようございます。

これから、1番目の一般質問を行いたいと思います。

枕崎市国民健康保険財政健全化計画のもとに国保財政の健全化を進め、平成26年度は累積赤字を約8,000万減らし、累積赤字額は約1億8,000万になっております。

平成27年度は、累積赤字を約9,500万減らし、累積赤字額は約8,700万となっております。

累積赤字額は毎年減少しているが、平成22年度から6年連続赤字となっており、一般会計からの法定外繰り入れに大きく助けられているのが実情であります。

しかしながら、平成28年度の当初予算においては、歳入欠陥補填収入として約3億8,000万が計上されており、平成28年度は多大な赤字が予想されております。

もともと国保財政は構造的な問題があるのは理解できますが、いつまでも一般会計の法定外繰り入れに依存するのにも限界があるので、当局と議会が一丸となってこの難題に取り組まなければならないと非常に痛感させられています。

また、枕崎市民の健康に関する状況はどうなっているのでしょうか。

平成25年度の国保における1人当たりの医療費は45万6,000円で、県平均より約8万円高く、県内ワースト3となっております。また、脳血管疾患における死亡率は男性がワースト1、女性はワースト5となっており、本当に厳しい状況となっております。

さて、本市は、平成28年度から平成37年度の10年間に健康まくらざき21を策定し、重点施策として脳卒中对策と健診等受診率向上の2つが掲げられています。市民の健康の現状を考えた場合、これに対する異論は全くないと思います。

市民の健康をより高めることと、国保財政の安定化の両立を実現させることが求められております。そのためには、国保財政における歳出の大半を占める医療費を削減することが必要不可欠であり、医療費を削減していくために上記の施策を具体的な数値目標を設定して実施していかななければならないと思いますが、その点をどのように考えるのか。そして、過去3年間ににおける医療費総額及び1人当たりの医療費はどうなっているのかについて、まず質問をしたいと思います。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 国保特別会計は、平成27年度決算で約8,665万円の赤字となりました。

また、今議会に提案した補正予算第3号における歳入欠陥補填収入は、平成27年度赤字額を含め4億0,638万1,000円となっております。

昨年3月に策定した財政健全化行動計画改訂版では、単年度収支の均衡を保つことと累積赤字の解消を図ることを基本方針として、国保税の適正な賦課と収納率向上、医療費適正化の推進、保健事業の推進を取り組みの柱としています。

国保特別会計の収支改善に向けて、医療費適正化及び保健事業に取り組むことにより、保険給付費の縮減を図ることは重要な課題であると認識しています。

詳細については、担当課長が答弁します。

○田中義文健康課長 国保特別会計の累積赤字については、平成24年度決算で約2億6,500万円でありました。そのほか、広域化等支援基金貸付金の償還金2億5,000万円と単年度の財源不足

に対して、平成25年度から財政健全化行動計画に沿って、国保税の適正賦課及び収納率の向上、医療費適正化及び保健事業の推進に向けた取り組みとあわせて、一般会計から3年間で約5億2,800万円の法定外繰り入れを行った結果、平成27年度決算で累積赤字は約8,665万円となり、平成24年度決算と比較すると約1億7,835万円縮減されています。

医療費の縮減を図るため、本市では、短期的には毎年度当初に目標と課題を掲げてさまざまな施策に取り組みます。中期的には、改訂版の財政健全化行動計画に沿って、医療費適正化及び保健事業の取り組みを推進します。長期的には、本年3月に策定した第2次健康まくらざき21に沿って、脳卒中対策と健診受診率向上の2つを重点施策と位置づけ、食生活、栄養など6つの基本施策について各ライフステージに応じた取り組みを推進してまいります。

過去3年間における医療費総額については、事業年報の数字で申し上げますと、平成25年度33億5,839万0,130円、平成26年度31億5,874万4,368円、平成27年度33億1,033万0,432円という実績になっています。

また、1人当たり医療費については、同じく事業年報の数字で申しますと、平成25年度45万6,551円、平成26年度44万5,773円、平成27年度48万3,684円という実績になっております。

○4番城森史明議員 医療費総額はそんなに変わらないんですが、1人当たりの医療費がふえてるわけですが、これは被保険者数が減ってるという、どういうところに原因があるのか。それは、被保険者数が減ってるということなんですか。

○田中義文健康課長 1人当たり医療費の増加につきましては、議員がおっしゃるとおり被保険者数の減少に伴うものと考えております。

○4番城森史明議員 そして、この医療費減少対策として、各ライフステージに対しての政策を行うんだということがありましたが、私はですね、やっぱり医療費はですね、例えば40歳代は3万0,718円、50歳代は3万5,326円、60歳は4万1,000円ですよ。70から74歳が5万7,000円なんですよ。ですから、確かに長期的には、予防対策として30歳、40歳代にもそういう施策をする必要があると思いますが、より効果的に医療費を減らすんであったら、やっぱり60歳以上を重点とした施策をするべきだと思うんですよ。それについては、どういう対策を考えておられるんですか。

○田中義文健康課長 本市といたしましては、国の指導に基づきまして、40歳以上について特定健診及び特定保健指導の実施に関する施策にまずは取り組んでいくことを考えております。それとあわせて、特定健診、特定保健指導が生活習慣病の発症予防を基本的な取り組みとしておりますが、それとあわせて重症化予防の取り組みも強力に進めていく考えでございます。

議員がおっしゃるとおり、60歳以上の医療費が高い数値にはなっておりますが、やはり40歳代以降に徐々にふえてまいりますので、40歳以上を対象とした事業を中心に行いながら、それぞれの年代ごとについては健康まくらざき21に示したライフステージごとの取り組みを並行して推進していく考えでございます。

○4番城森史明議員 そして、いろんな健康施策をやってるんですが、ダイエットコンテストにおける60歳以上の参加状況はどうなっていますか。

○田中義文健康課長 ダイエットコンテスト事業は、脳卒中対策事業の一環として、本市若手職員の発案により平成24年度から26年度までの3年間実施いたしました。

平成24年度の参加者総数は139人で、そのうち60歳以上の参加者は24人となり、全体に占める割合は17.3%でした。同様に、平成25年度参加者総数は180人で、60歳以上参加者数は36人、その割合は20%、平成26年度、参加者総数は165人で、60歳以上参加者数は39人、その割合は23.6%という状況でありました。

ダイエットコンテストは26年で終了しておりますので、今年度は新たな健康づくり事業として、若手市職員の発案により、ほっとPHOTOウォークを計画しているところでございます。

親子や友人など2人以上でエントリーをして、ウォーキングを楽しみながら途中の風景や人物など、愛をテーマにした写真を撮影し、その写真を市のホームページなどに掲載するという事業です。缶バッジの進呈、ミニゲームなど楽しいイベントにしたいと考えておりますので、多くの参加を期待しているところでございます。

○4番城森史明議員 それと、本市の男性の脳血管疾患による死亡率はですね、県内でも高いほうから1位とのことで、国の平均に対しても2倍弱なんですね。

かつて脳血管疾患が多かった長野県の各自治体が、減塩運動などの対策に取り組み、今や全国一の長寿県になっております。どのような取り組みをしたのか、その点をどう把握されておりますか。

○田中義文健康課長 本市男性の脳血管疾患に係る標準化死亡比は、県健康増進課が平成21年から平成25年の5カ年間のデータをもとに算定した最新データによりますと、国平均の1.75倍となっております。

長野県の脳血管疾患の取り組みで、減塩運動が有名です。長野県は、冬の寒さが厳しい土地なので、漬物など塩を使った保存食が定着していたため、塩分の過剰摂取をしている人が非常に多かったと言われております。そのため、長野県は昭和30年代ごろから脳卒中による死亡率が非常に高い状況にありました。そこで、脳卒中の原因と考えられる高血圧を予防するために減塩運動が始まったと言われております。

減塩運動の内容は、塩分の過剰摂取が高血圧につながることについての住民への意識づけと郷土料理等の減塩メニュー、健診の受診勧奨、食生活改善推進員の地域への普及活動、保健推進員の自主的な健康づくりに関する地域活動などが挙げられると考えております。

○4番城森史明議員 長野県は本当に、男女ともに長寿日本一で、素晴らしいことなんですが、私もその辺をちょっと勉強してきて、つけ加えますが、まず、なぜ長寿かということなんですが、それは、いろんな総合的な分野があるのでわからないんですが、やはり食塩量が減った、2001年は16グラムだったそうですよ。それが今、食塩摂取量は全国でも1位、2位なんですが、それでも11グラム台に減らしたと。

それとプラスですね、野菜摂取量が全国ナンバー1なんです。しかも断トツでですね、2位の島根県に40グラムぐらい差をつけてですね、野菜摂取量が高い。なぜ野菜摂取量がいいかというと、塩分を排出するんですね、カリウムというのがあって、野菜の中には。

それと、もう一つは非常に地域の意識が高いんですよ。保健師数は、これも全国一ですね。食生活改善推進員とか保健指導員という人たちがですね、非常にその地域に入って、市民の意識を……、最初はみんな反対が多かったそうですよ。だけど、そういうことで、それが普通になってくると、それが当たり前のことになって、健康意識が高まって、それで健康、長寿になっているという風土があるんですね。

ですから、やはり野菜の、特にですね、そして、枕崎の現状を考えた場合は、食塩摂取量は多くはないんですよ。低いほうなんですね。だけど、野菜摂取量が少ないんです。

一応、食塩は8グラムとありますが、ここに8グラムっていうのを持ってきました。1日でこれぐらいの量をとらなきゃいけないんですよ。そして、食塩はどういうことが含まれるかというと……、ちょっとすいません、質問になっていませんが、麺類のスープを、ラーメンに残りますね、200ccぐらい残ると。それに3グラム入ってます。醤油の中には20%入っています。だから、10cc使えば2グラム、すぐそれで5グラムですよ。そして、みそ汁も、あの容器は大体150ccあるんですけど、それを飲むとすぐに、基準の8グラムってことなんですね、もう8グラムに達するわけです。

そういうことで、そして野菜はどうかというと、350グラムを1日にとりなさいと言われておりますが、キャベツを千切りにしたときに、お茶わんで4杯で大体320グラムですね。キュウリ

が1本20センチ、これが180グラム。だから、結構野菜をとるというのは、1日当たりが350で、それを考えると、おでんとか鍋をすれば350グラムとれると思いますが、やはりそういう意味ですね、野菜を、特に外食したら、昼食にラーメンを食べたらですね、野菜は50グラムとれないわけですよ。塩分を3グラムとってるわけですから、全部飲み干すとですね。そういうことになるので、その辺のところはどのような対策を考えておられるんですか。

○田中義文健康課長 健康まくらざき21におきまして、塩分摂取量の目安を、議員がおっしゃるとおり、男性が8グラム未満、女性7グラム未満と設定しております。

本市の減塩対策といたしましては、市の管理栄養士と食生活改善推進員が一体となって、健康食メニューの推進のための料理教室、正しい食生活に関する地域への伝達活動、特定健診結果報告会における減塩みそ汁の提供などに取り組んでおります。特に、伝達活動の一環として、食生活改善推進員が各自、塩分濃度計を持参して、各家庭でみそ汁の塩分濃度を計測する活動などにも力を入れているところでございます。

議員がおっしゃるとおり、野菜の摂取をふやすということが非常に重要な課題であるというふうに認識はしております。

○4番城森史明議員 それとですね、9月、先週の金曜日ですか、中村公民館で地域成人講座というのがありました。その中で、やっぱりなっていたのが、ストップ・ザ・脳卒中ということでですね、いろんな説明があったわけですが、やはり市民の意識を高めるためにもですね、そういう地域成人講座、全体でするのじゃなくて地域をこまめに回ってですね、そういう講座を開いてもらってですね、市民の健康に対する意識をですね、高めてほしいと要望します。

それともう一つ、さらに市報を見た場合ですね、確かに健康に対するページが2ページされているんですよ。けども、8月を言いますと、一般的な話が多いんですね。ですから、やはり脳卒中関係は、非常に一番大事な、枕崎にとっては大事な問題だと思うんです。ですから、それを1年間特集でやるとかですね、こういうそっちのほうがですね、これは全世帯が見るわけですから、その辺の広報にも力を入れてほしいと思います。

それと、次は特定健診なんですけど、平成28年度における特定健診審査受診率をですね、60%以上、特定保健指導実施率を60%とするとありますが、一気に、現在45%ぐらいですから、15%上げるのは多大な努力があると思いますが、このことについてどのように対応しているのか質問いたします。

○田中義文健康課長 議員がおっしゃるとおり、特定健診及び特定保健指導の平成27年度実績は、両方とも45%程度でありますので、第2期特定健診事業計画の中で平成28年度の目標を60%に設定しておりますので、15%以上向上しないといけないということになります。

特定健診の受診率向上対策といたしましては、これまで受診料の無料化、受診期間の延長、健診会場の環境の整備、職員の直接訪問等による受診勧奨のほか、未受診者の多くを生活習慣病で通院している方が占めているというレセプトデータ分析結果に基づきまして、個別健診及び情報提供の件数拡大に向けて、市医師会との連携強化に努めてまいりました。

今後とも、あらゆる受診率向上対策に取り組み、目標の達成を目指していきたいというふうに考えております。

○4番城森史明議員 県の19市の自治体の中で、枕崎市より高い部分が何市かあるんですが、その点はどのように把握されているのか、どのような活動を行っているのか、その辺はどうなんですか。

○田中義文健康課長 県内19市の中で、特に南薩で言いますと、日置市が高い状況にあります。日置市の取り組みといたしましては、新聞報道にもありましたように、職員が対象者全員を訪問してお願いに回るという活動などが挙げられると思います。

そのほか、やはり受診率が高いところは、先ほど来ありますように、保健推進員の活動が活発

であったり、保健師の数が多かったりということで、地域に密着したそういう取り組みが推進されているところであるというふうに考えております。

○4番城森史明議員 60%以上のところがさつま町と日置市、55から60%が薩摩川内市といちき串木野市、錦江町、南大隅町、50%から55%が南さつま市、南九州市、志布志市というふうにあります。さつま町とか志布志市はですね、要は、さつま町は公民館に対する報奨制度、今回、枕崎市も始めますが、そういう報奨制度をやっている。そして、日置市は医師会との連携を強めて、その辺の健康受診の対策をやっているということなんです。やはり、私としても思うのは、確かに公民館の表彰をすると、受診率で。それだけじゃちょっと足りないというか、やはり未受診者に対してどうするのか、その辺のところをもっと突き進めていく必要があるんじゃないかと思います。要は、志布志市も、市役所の職員の人たちがですね、未受診者を全戸回ってるそうなんです。そこまでは一つの手段ですから、それはどうするかわかりませんが、やはり未受診者に対して、例えば公民館ごとの名簿をつくってですね、公民館長がチェックというか出欠をとって、そして意識を高めていく。最低それぐらいは必要じゃないのかなと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

○田中義文健康課長 ただいま議員がおっしゃったように、公民館単位の取り組みということも重要でありますので、昨年度から公民館表彰制度を創設したところであります。それはやはり、個人あてに受診勧奨をすることと、それに加えて公民館単位の勧奨をすることで、公民館全体としての後押しをするという考え方でございます。

ですから、未受診者名簿ということよりも、まずは公民館長、保健推進員が一体となって、地域の対象者に対して受診を勧めていただくということが、まずは重要な課題だというふうに考えております。

○4番城森史明議員 ただそれだけじゃ、私はやっぱり限界があると思いますよね。それを、目標は60%なわけですから、そういう、その辺を高い位置まで持っていくためには、もっと踏み込んだ施策が必要じゃないかと思います。

それと、日置市でやっているのが医師会との連携、これは具体的にどういうことなんです。医師会との連携ということはどういうこと。

○田中義文健康課長 先ほど、本市でのアンケート結果を説明いたしましたように、本市は生活習慣病で通院されている方が多い状況にあります。私どものほうで、未受診者対策も職員のほうで行っておりますが、回りますと、もう病院に通院しているから、もう必要はないんじゃないかということで言われる方が多いところです。ですので、そういう生活習慣病で既に通院されている方については、情報提供制度というのがありますので、検診データを医療機関のほうから情報を提供していただくことで特定健診を受診したものとみなされるという制度でありますので、その情報提供の件数拡大が、まずあります。

それと、特定健診については、集団健診と個別健診の2種類があるわけですが、個別健診については、市内5つの協力医療機関をお願いをして実施をしているところです。ですので、本市としては、医師会に対して医療機関の拡大、それと現行の医療機関の件数の拡大を、今後とも医師会に対して協力要請を強くしていきたいというふうに考えているところです。

○4番城森史明議員 私も、ことは地元で健診を受けられなくて、別府校区に行ったわけです。健診を受けに行きました。その中で、確かに別府地区は冷房設備がないということで、体育館で行って行きました。しかしながらですね、超音波の検診がバス2台来て、外でやってたわけですが、そこが一番律速となって、時間がかかるもんで、テントを張ってですね、屋外にですね、テントを張って、そして四、五十人ぐらい待ってですね、1時間半から2時間ぐらい待ってたでしょうかね、私もちょっと耐えきれなくなって、いろいろ対策をしたわけですが、やはり、その結果どう思ったかという、たぶん市民の人たちはもう二度と行かないと思ったと思います。それ

が、確かに別府校区は、朝のうちはよかったですよね、朝のうちは、まだ10時までは体育館は快適な状況でしたが、10時以降がそういう状況になったので、この点は、来年はどのように改善されるんですか。

○田中義文健康課長 議員がおっしゃるとおり、8月23日に実施されました別府中学校武道館での特定健診において、腹部超音波検診の待合の所で長く住民の方を待たせてしまいました。この件については反省をしまして、来年度からこのような事態が発生しないようにしたいというふうに考えております。

対策といたしましては、まず当日、健診機関に対しまして、検査技師の増員を申し入れ、翌日は増員されたためにスムーズに健診を行うことができたことから、今後とも健診機関に対して十分な人員体制の確保を要求してまいります。

2点目は、健診時期の変更について、今後、健診機関と協議をして、特に夏の暑い期間、熱中症が心配されますので、その時期をずらして健診ができないかということ強く要求してまいります。

3点目は、健診時期の変更が仮にできない場合は、隣接する別府地区館及び市のマイクロバスの活用などを検討して、空調施設のあるところで待っていただいで、二度とこのようなことがないようにという対策を図りたいというふうに考えております。

○4番城森史明議員 公民館表彰というのがありますが、具体的にはどういふかたちでやるんですか。

○田中義文健康課長 公民館表彰制度は、受診率を向上するためには、被保険者に対する受診勧奨に加えて地域単位での受診勧奨の取り組みが重要であるという考えに立ち、公民館の受診勧奨に関する活動を後押しするために創設した制度であります。特定健診の受診率の向上が顕著であると認められる公民館を表彰するもので、平成27年度から運用を開始しております。

表彰する公民館の選定基準につきましては、各公民館の受診対象者数にばらつきがあるということに配慮する必要があると考えております。そこで、受診対象者数により、公民館を10人以下と、11人から70人、71人以上と、その3つに区分をいたします。

まず、対象者数が11人以上の公民館において、受診率部門として前年度の受診率上位3公民館と、増加値部門として前年度の受診率が市の平均を上回る公民館のうち受診率の前年度と前々年度を比較をして、増加値により上位3公民館を表彰するというものです。

次に、対象者数により11人から70人までと70人以上の公民館それぞれにおいて、先ほどの表彰対象にならなかった公民館の中で、受診率部門と増加値部門、それぞれ最も上位の公民館を表彰対象といたします。

10人以下の小規模な公民館については、目標受診率の60%を過去3年間連続クリアした公民館が対象となります。

制度を運用する中で課題が出てきた場合には、制度の見直しを行う考えであります。

○4番城森史明議員 次にですが、介護事業のほうですが、要支援1・2を対象としたサービスが、2016年でしたか、市に移行するというのと、それと今政府が考えているのは、2018年度において要介護1・2を対象としたサービスが減らされていくと、給付停止をすると、この辺の2つの政策が移行するわけですが、その影響額というか、その辺はどうなっておりますか。

○山口英雄福祉課長 平成27年4月施行の介護保険制度改正によりまして、これまで要支援1及び2の方を対象に介護保険の予防給付として全国一律に給付されていた訪問介護と通所介護は、新たな介護保険制度の中でそれぞれの市町村が実施主体となりまして、地域の実情に応じた取り組みを進めることとなる地域支援事業の中の新しい総合事業として位置づけられたところでございます。

なお、すべての市町村が平成29年度末までに新しい総合事業の実施を義務づけられているこ

とから、全国では、今、議員がおっしゃるように、徐々に新しい総合事業に取り組む自治体が拡大しているところがございますが、本市では、平成29年度から新しい総合事業の実施を予定しているところがございます。

まず、移行に伴う給付費、自己負担額等への影響額ということでございますけれども、ただいま申し上げましたとおり、本市では現在、平成29年度からの実施に向けて提供するサービスの内容その他の事項について検討・調整作業を行っているところございまして、現時点では影響額の算定が困難であるところがございます。

また、生活援助の関係についてですけれども、厚生労働省は現在、社会保障審議会の介護保険部会におきまして、要介護1・2の方に対する訪問介護における生活援助をはじめとする軽度者への支援のあり方等について検討を行っているようございまして、年内には結論を出した上で、2018年度の介護保険制度改正に反映させたいとしているようございまして。

この生活援助の給付停止に伴う影響額ということでございますけれども、ただいま申し上げましたように、まだ国で検討段階でございまして、今後どのような方向性が導かれるのかということが定かでないこと等から、現時点で影響額を試算することは困難でございます。

○4番城森史明議員 そしたら、平成27年度でいいですから、要介護1・2、要支援1・2、これに対して当てはまる事業の経費は幾らになっているんですか。

○山口英雄福祉課長 要支援1・2に当てはまる経費ということでございますけれども、平成27年度の予防給付の実績で申しますと、要支援1及び2の方に対する訪問介護が741件で給付費は1,120万円程度、通所介護が1,760件で4,680万円程度となっております。

○4番城森史明議員 人間的にもですね、要介護1・2というのは、介護給付費をもらっている人で36%、要支援が27%、その対象となる人が3分の2なんですよね、大体。非常に今の経費からいっても6,000万ぐらいになるんですかね、影響が大きいと思うんですが、これは、市と県と国の費用負担率は変わらないということでしたが、法律改正になっても、人的にも財政的にも市の負担はふえないんですか、ふえるんですか。

○山口英雄福祉課長 総合事業につきましては、先ほども若干申しましたけれども、市町村が実施主体となって、どのようなサービスを提供するかメニューを考えて、また実施基準ですね、それも市で定められるといったもの、いわゆる市が主体的にその地域の事情に応じて定めることというふうにされております。

先ほど、27年度の給付費の実績を申しましたけれども、現在、29年度からの実施に向けて、本市のほうでどのようなメニューを提供するのか、どのような単価にするのか、そういったことを含めて、現在、関係者とも一緒に会議の中で調整を行っている段階でございます。ですから、そういったどのようなメニューを提供して、どのような単価で設定するのかっていうのは、まだ全然定まっておりませんので、影響額としては算出できないということでございます。

○4番城森史明議員 感覚的にですね、国が廃止すると、そしたら感覚的には、市の負担がふえるもんだなと感覚的には思うんですよ。そういう意味で、感覚的にはふえる方向なんですか、それとも現状維持になるんですか。ざくっとしたときに。

○山口英雄福祉課長 総合事業につきましては、国の介護保険制度の中では地域支援事業という位置づけになりますけれども、その財源負担につきましては、平成27年度以降で申しますと、国が39%、都道府県が19.5%、市町村が19.5%、1号被保険者の保険料で22%ということで、これは移行しても変更はございません。

○4番城森史明議員 ちょっと時間もないのであれですが、やはり介護事業は特に、医療もそうなんですけど、要は、予防は治療にまさるといことが言われてるわけですよね。特に介護事業はそうだと思うんです。

ですから、やはり、要支援1と2、要介護1と2、この辺は軽度な介護を受けている人たちだ

と思うので、それに対してですね、やはりそこを人員的にもですよ、例えばボランティアとか、そういういろんな人的にも財政的にも、やはりそこを削るべきじゃないと思いますので、介護は特に予防なので、その辺をしっかりとですね、やってもらいたいと、その辺は要望しておきます。

次にですね、ふるさと納税なんですけど、ちょっと時間もないので、ホームページ見たらAからFコースまであるわけです。ちょっと時間もないので、今、総額はどうなってるか、個別ではいいですので、総額は、寄附の総額は幾らになってるかでいいですから、それをお尋ねします。

○神園信二企画調整課長 寄せられましたふるさと寄附の返礼品を受け取った方、これが58件、137万円。これを平均をしますと1件当たり2万3,620円という状況です。それと、返礼品の受け取りをお断りされた方、寄附は寄せていただきましたけれども返礼品を受け取られなかった方というのが2件ございまして、110万円。それから、本市市民からの納税ということで、本市市民でございますので、取り扱いとしては返礼ございません。1件、300万円。合計で61件、547万円というところが8月29日現在の集計でございます。

○4番城森史明議員 前年度の約2倍ぐらいじゃないかと思います。

それとですね、ふるさと納税をする、例えば寄附額を1万円受け取ったとしたときに、それにかかる経費というのは、例えばいろんな手数料とか、返礼品の価格等あると思いますが、その辺の経費っていうのはどれぐらい、1万円に対してどれぐらいかかるものなんですか。

○神園信二企画調整課長 まず、返礼品贈呈にかかります単純な経費の項目というところでは、返礼品の購入費、発送費、この両費用にかかる消費税というところがございます。返礼品の購入費は、寄附額の3割程度ということで設定をしております。発送費は、返礼品のお届け先、全国どこに届けるのか、その重量、冷蔵品、冷凍品、どのような仕様でお届けするのかということで、かかる費用が変動いたします。1万円程度の金額の小さな寄附の件数が多くなったり、遠方からの御寄附、それからクール便等で行わなければならない場合、いただいた寄附額に対する発送費、経費率の割合が増大しますので、一概に何%ですと申し上げられないところですけども、一応、返礼品購入費が消費税を含めると、1万円いただいたときの32.4%、発送費が首都圏以南の場合、5.4%から10.8%程度というところがございます。

このほか、固定経費としまして、年ごとの費用であるホームページの開設費とか、商品管理のためのシステムの利用代、電子決済窓口の開設費手数料を合わせますと、1万円の御寄附1件当たりの経費率という考え方になりますと、四十数%から場合によっては50%程度の経費が必要となる計算でございますが、1件当たりのいただいた金額が大きくなりますと、経費率は当然減少するわけです。

全体の経費率というのは、1万円以上から50万円以上というコースを設定しておりますので、どの金額帯の寄附が多くなるのかによって変動が生じるということは御承知おきをお願いしたいと思います。

○4番城森史明議員 全体で40%から50%かかるということですか。

○神園信二企画調整課長 議員のお尋ねが1万円を基準としたときということでございますので、1万円の御寄附をいただいて、遠方から、それもクール便で送らなければならないとかいう経費のかかる御寄附になりますと50%近く、返礼品の購入費を含めて経費率は上っていくのかなというふうな状況でございます。

全体経費については、最後に申し上げましたとおり、お幾らの御寄附をいただくのか、50万円の御寄附をいただければ、その発送費等の経費率というのは金額的には減少しますので、そのような計算になっておりますということです。

○4番城森史明議員 ちょっと、はっきりあれだったんですけど、それとですね、還元率の設定ですが、これはどのように、還元率を上げるということでしたが、どのように上げていくんでしょうか。

○神園信二企画調整課長 返礼品の還元率を上げますと、先ほどから話題になっている経費を賄うための一般財源というものが必要になってまいります。

現在、その一般財源をどのようにして確保していくのかということも含めまして、還元率の検討を重ねているところをごさいます、ただいま検討中というところをごさいます。

○4番城森史明議員 県内を見ましても、東串良町が一番高くて57.7%、50%以上が5町、5自治体ありまして、だけでもそれで寄附が多いか少ないかといったら、その辺のあれがあるので、それと還元率は、一つは高めることは、やはり自治体のPR費用、コマーシャル費用というかたちになると思うんですが、その辺はどう考えておられるんですか。

○神園信二企画調整課長 ふるさと寄附の条例がございます。本市のふるさと応援寄附条例というものがございまして、副次的にはPRとか産業振興とか、そのような効果はあろうかと思えますけれども、このふるさと応援寄附条例の目的には、本市の出身者その他の本市に想いをはせ応援したいと思う者がその想いを寄附により実現するためという目的でございます。

寄せられた寄附金につきましては、基金に繰り入れて管理をいたします。基金に積み立てる分につきましては、いただいた収入の額をすべて積み立てなければならないと。その基金の運用先といいますか実施する事業につきましては、第2条の中で、まちなみ景観の整備に関する事業ほか全部で7事業ということで、そちらのほうに使うんだということを条例で定めておりますので、その辺、条例の目的、趣旨を十分踏まえながら運用していきたいというふうに考えております。

○4番城森史明議員 時間もないので、今、返礼品が15品目でしたか、17品目、非常に枕崎は少ないと思いますが、ほかの自治体見たら結構多いところもあります。その辺のところ、もっとふやすべきだと、枕崎全般の特産品を載せるべきだと思いますが、売れるか売れない、それが売れる、表現はあれですが、売れるか売れないかというのは問題外で、やはりそこには枕崎のPRというものがあるわけであって、それをどうするのか。

そして、返礼品をふやすデメリットはあるのか、この2点についてお伺いします。

○神園信二企画調整課長 本市の返礼品が17品目になりました経過につきましては、6月議会の一般質問でお答えしてございます。

ふやすというところにつきましては、私どもも今その方向で検討しておりますけれども、どうしても本市の特産品ですということで、寄附をいただいた方に返礼というかたちでお届けしますので、どうしても万一の不良品があってはならないというところを心がけたところをごさいます、商品の管理、それから発送状況につきまして管理をしていただいている会社が持っている食品衛生環境基準検査というものを受けて、業者に登録していただくという段取りをしております。この辺のところはなかなか面倒であるということで応じていただけなかったところ、または、今それに応じて一生懸命協議をして、ちょっと工程まで見直そうかという事業者さんもいろいろあるようでごさいます。そのような状況を踏まえながら、ただどうしてもそれが面倒だ、厳しいという声はありましたので、その辺をどのようにとらえて、どのように取り計らっていくのかというところを、方針を固めた後に、全市向けに登録される事業者さんはおりませんかという呼びかけはしていきたいというふうに考えているところです。

それから、デメリットというところですが、返礼品目が多数に上りますと、その事業者の衛生状況の確認・管理、それから返礼品の在庫確認などの作業がふえる可能性もございます。その作業に当たる本市の職員の数もふやさざるを得ない場合があるのではないかなというふうに考えているところです。

○4番城森史明議員 そういう問題があるんだっただけです、やはりちゃんとした、例えば農産物であれば農協とかですね、そういうちゃんとしたところを通してやれば、その辺も問題はないわけですよ、要はね。そのときに、やはりどういう、農協を通したときに手数料はふえるとか、その辺のどういう、問題が何かあるんですか。

○神園信二企画調整課長 当初の返礼品の選定の時点です、JAさん、茶業センターさんのほうにもちょっと御相談をしたんですけれども、協議が整わなかったと、先ほどの品質基準の関係でお断りをいただいたというふうな経過でございます。

○4番城森史明議員 他自治体を見ると、当然農産物も果物も、お茶なんかも上げられているわけですね。この事業はですね、やはり、先ほど課長さんからもお答えがありましたが、それにとられるんじゃないかと、砕けて言えば、この自治体の中に競争原理が初めて導入されたシステムだと思うんですよ、ふるさと納税。

確かに、ふるさと納税というのは、例えばバブルであってはいけないと思います。しかし、着実に、要は一石二鳥の効果があるわけですよ、自治体にとって。地方創生で、今、人口減少を食い止めるためにも地場産業の振興とかですよ、そこを活性化しなければいけないわけですよ。

そして、財政も枕崎市は、言ったら県下で一番悪い。本当に枕崎にとって願ってもない制度だと思うんですよ、私はね、こういう点で言えば。ですから、やはりその辺は積極的に取り組んで、例えばね、1億でも、大崎町みたいに27億は要らないと思いますよ。ですから、コンスタントに1億ぐらい、その辺を徐々にやっていってですね、そういう地場産業の活性化、それと財政の健全化ということでお願いを、これを切に要望したいと思います。市長、副市長、これに対してお願いします。

○神園信二企画調整課長 まず、担当の私のほうで答弁させていただきます。

議員がおっしゃるように、経済的な効果、その辺のところも確かにあるかと思えます。寄附金が集まったとしても、条例のところを読んでいただければおわかりいただけると思うんですが、すぐに一般財源がふえるものではないと。条例に位置づけられた事業に充当する財源が確保できると。返礼品は、これ寄附がふえますと、先ほど話題になった経費率、これはすべて一般財源で賄わなければなりませんので、その辺のところの問題が出てくると、その辺に苦慮しているというところですよ。

農産物につきましても、私先ほど少し紹介しましたがけれども、農政課にも御苦労いただいて、JAさんとも協議をいただいておりますけれども、なかなか協議が整わなかったというのが実態であるという状況でございます。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時39分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○13番立石幸徳議員 通告いたしました主題に基づき、一般質問をさせていただきます。

現在の国民健康保険制度は、実はいびつで異常な制度になっていると私には思えてなりません。問題点はたくさんありますが、すべてについて言及する時間はないので、最新の国保データから一例だけを申し上げますと、平成26年度の国保全世帯に対する国保税の軽減世帯の割合、この割合が全国ベースで50.7%となりました。全国の国保課税世帯1,931万5,400世帯のうち、軽減世帯が979万7,300世帯であります。半数以上の世帯で国保税が軽減されているのであります。全国の比率は、平成25年度の44.5%から約6.2%アップしたものであります。この軽減世帯比率は、鹿児島県においては平成26年度64.4%、私たちの枕崎市は62.7%であります、平成27年度は64.5%となっております。

実に、国保加入世帯の半数以上が特例措置としての課税減額となる、つまり、特例の方々が構成組織内の多数を占めている実情でございます。これは、現在の国保の実態を端的にあらわしており、我が国の国民皆保険制度に警鐘を鳴らすデータであると思います。これまで、政府、厚生

労働省関係者は何をしていたのか、実に怠慢きわまりないと言いたいのであります。

日本人が世界一の長寿国になった大きな要因として、国民皆保険制度の評価が上がっておりますが、既に医療現場からは、今、現行制度はいずれ廃止すべきだとの声が上がりました。

東京都八王子市で医療施設を4つ、宮城県に1つ、そして海外でも医療事業を手がける医療法人理事長は、次のように申しております。「国が医療の価格を定め、現役世代が所得に応じて財源を負担し、全国同一料金。これは、日本の極端な少子高齢化と経済の停滞の中では、日本の医療は破綻する」と申しております。医療改革の旗手としてメディアにも大きく登場するこの医療法人理事長は、このままでは皆保険制度はもたないと申しております。

しかしながら、国は持続可能な医療保険制度の構築に向け、全国民の約3割に当たる約3,700万人が加入をする国民健康保険の法律改正を昨年5月27日に実施。これは、国民皆保険制度発足以来の最大の改革であると言っております。

制度改革の目的として、財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進が出されておりますが、とりわけ平成30年度から国保財政運営の責任主体を都道府県とする新たな制度が始まります。今、この新制度の内容をしっかりと検証しておく必要があると思っております。

最初に、平成30年度に向けてどのような日程、スケジュールが予定されているのか、現在の進捗状況についてお尋ねをいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 市町村国保が抱える構造的な課題は、1点目として年齢構成が高く医療費水準が高いこと、2点目として所得水準が低いことなどにより財政基盤が弱く、決算補てんを目的とした法定外繰り入れや繰上充用を行う市町村が多いこと、3点目として財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在や、1人当たり医療費や所得、保険料について都道府県内格差が生じている、などが挙げられます。

このような状況を改善するために、平成27年5月27日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等の措置を講ずることとしています。

詳細については、担当課長が説明いたします。

○田中義文健康課長 今回の国保制度改革は、制度の安定化を目的に主に2つの改正内容となっております。

1点目は、国保への財政支援の拡充による財政基盤の強化です。全国の保険者において、決算補てん等の目的で行う法定外繰り入れの額は約3,500億円と言われており、平成27年度からと平成30年度からの財政支援の額を合計すると約3,400億円と、ほぼ同額が措置される予定となっております。

2点目は、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を担うことにより制度の安定化を図るとしてしております。これは、広域化により一定の被保険者数を確保できることや、納付金制度は一たん決定すると年度途中で変更しないため医療費増に影響されないこと、保険給付等に必要な費用を全額県が市町村に交付すること、普通調整交付金及び前期高齢者交付金が都道府県間で調整されること、県の財政安定化基金の創設などが財政運営の安定につながると考えております。

一方で、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。

これにより、平成30年度以降、鹿児島県は県内全保険者の財政運営の責任主体として、各市町村の保険給付等に必要な費用は全額交付金として交付し、その財源として市町村ごとに医療費及び所得水準等に応じて事業費納付金を決定するとともに、市町村ごとの標準保険料率についても算定、公表することになります。

国保改革スケジュールといたしましては、現在、昨年度に設置された国保新制度移行準備連絡会議及び財政部会、事務効率化等部会、医療費適正化部会の3つの部会の中で、県と国保連合会、県内市町村が納付金の算定方法をはじめとする新制度移行後の運営のあり方の検討を行っているところでございます。

納付金及び標準保険料率の算定に関するスケジュールといたしましては、10月ごろに国から県へ配付される簡易版の算定システムを活用し、シミュレーションを行い、本年度中に素案、平成29年11月を目途に最終案を決定するという県の考えが示されているところでございます。

○13番立石幸徳議員 スケジュールも言われましたけど、まず、財政支援が非常に拡充されるという話もありました。

おっしゃるとおり、消費税5%から8%アップに伴う財源で1,700億円、これ平成27年度からですね。30年度からは、いわゆる被用者保険の総報酬割による財源が浮いた分を1,700億円ということで、合わせて3,400億円を言われるんですけど、まだこれも確定じゃないんですね。

しかしながら、明らかに確定というかはっきりしているのは、26年度ベースで、全国で3,583億円の赤字。今言われた財源が出てきても、まだ200億円近く足りないんですね。そういう全国の国保の厳しい状況です。ですからもう少し掘り下げてですね、いろんな点からこの新制度への移行について教えていただきたいと思います。

答弁にありましたように、県のほうの動きも、これは6月議会でも出されたんですが、3つの部会が設置されて、本市が所属といいましょうか属しているのが、医療費適正化部会ということになってるんですね。これは、まず本市の希望でこの3つの部会のうち医療費適正化に入ったのかですね、県からの要請でこういうことになったのか。と申し上げるのも、大変財政の厳しい本市であれば、財政部会をやっぱり希望して、この国保財政がしっかりと立ち直っていくようにということを考えれば財政部会等に入るべきじゃなかったのかと考えるんですが、その辺の経緯はどうだったんでしょうかね。

○田中義文健康課長 ただいま議員が質問されたように、本市は先ほど申しあげました部会の中で医療費適正化部会に所属しております。この各市町村の割り振りにつきましては、県のほうで決めて各市町村に出席の要請をされているところでございます。

○13番立石幸徳議員 部会等の進捗状況も、私自身、県当局にも足を運んでいろいろ教えていただきました。

そこで、今度の制度のですね、一番革新的なといいましょうか、エキスとも言えるこの納付金の関係、これをどうにかたちでどれほどの納付金をしなきゃならんのかっていうことは、今この時点でいろいろ検証しとったほうがよかろうと思って通告しているんですが。

まず、新制度ではですね、都道府県は、私たちの場合、鹿児島県は保険給付費の推計をもとに保険料、あるいは保険税と言ったほうがいいでしょうか、収納必要総額を算出しますね、県下全体の。そして、それを医療費水準及び所得水準に応じて県内の各市町村に納付金として割り当てる。この作業が一番最初に来るわけですね。

そこで、最初に確認したいのは、県下全体の納付金の収納必要総額、これはどのような算定式で算出をされるんですか。

○田中義文健康課長 議員がただいまおっしゃっている部分は、納付金の中の医療費分の算定方法についての質問であると思われます。（「いやいや、違いますよ。県下全体の必要額はどのように算定するのかということですよ」と言う者あり）県下全体の必要額の算定につきましては、まず県全体で集めるべき総額を算定いたします。これは、県内全体の医療給付費の見込みから前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等の見込みの額を差し引くことで算定をされるというふうに伺っております。

○13番立石幸徳議員 この算定式については、私どもが、さきの6月議会で厚労省から出たガ

イドラインをですね、資料要求をして、その資料の中に明確に位置づけてあるわけですよ。それをもとに私はお尋ねしているんですね。

ですから先ほども、さきの答弁にありました、県がまず決定した納付金、枕崎市は幾ら幾ら払いなさいという納付金について、まず、枕崎市としては異議を言えるのかどうか。

それから、納付金が中途で変更することはできない、これは先ほどの説明にありましたね。1回年度内に決まったらそれですといくんだと、補正はないということで確認しましたが、一番基本になる納付金を納める根拠法令はどこにあるんですか。

○田中義文健康課長 納付金の算定方法につきましては、先ほど説明を申し上げましたように、県の連絡会議及び3つの部会の中で検討されているところです。特に、財政部会の中で検討が深められているところでございます。

本市は、医療費適正化部会に所属をしているわけですから、部会の中で本市の納付金額について異議を申し立てるといようなことはできないかと思いますが、連絡会議が現在2回開催されておりまして、実際にはあさってまた3回目が開催される場所ですけれども、そのような場において、本市のシミュレーション等が示されて、どのくらいの金額というのが出された段階においては、意見等を申し上げるといことは可能ではないかというふうに考えているところです。

○13番立石幸徳議員 的確な答弁をお願いしたいんですけどもね。

まず、納付金を納めるという制度は示されていますけど、きちっと法制上位置づけないと、幾ら県であろうが何であろうがですよ、枕崎市にこれだけ納めなさいというのは、ちゃんとした法令を位置づけないといけないわけですよ。これは、後段の各条例改正にも関連する部分なんで、まずその根拠法令を聞いてるわけですね。

それから、納付金を決定するのは何も3部会のどれにも関係がございませぬよ、それは。3部会ではそれをどういうふうにするかということで検討するんでしょうからね。で、県のほうで、その必要額を、全体額を試算、決定して、それを各自治体に、枕崎市は幾ら、お隣の南九州は幾ら、南さつまは幾らということで納付金が出てきますね。そのときの各自治体に賦課する場合の納付金というのは、今の段階ではどういうかたちで賦課をすると。

つまり、先ほどちょっと課長答弁にもあった医療費水準あるいは所得水準、そういったものをどういうふうに勘案するのかっていうその点については、どういうふうに現在なってるんですか。

○田中義文健康課長 先ほど答弁漏れがありましたので、答弁いたします。

納付金に係る根拠法令につきましては、国民健康保険法第75条の7の規定に基づき、政令が定めるところにより徴収すると規定されております。

議員がおっしゃるとおり、医療費水準、所得水準によって各市町村の納付金額は変更いたします。この医療費係数及び所得係数等につきましては、財政部会のほうで協議を深めて、その後、連絡会議でまたさらに協議を深め、最終的には県の運営方針の中に規定されて決定されるものと考えております。

本市におきましては、平成29年度に条例改正が必要になってくるのではないかというふうには考えているところです。

○13番立石幸徳議員 条例部分についてはですね、後でまた詳しくお尋ねしますので、まず納付金の決定のあり方ですよ。

ですから、6月議会で私どもがいただいた資料をもとに私はお尋ねをしていますのでね。皆さん方からいただいた資料をもとに聞いてるんですよ。

それで、その医療費水準をどうするかですね。さきの質問にもありましたように、本市は今のところ県下3番目の医療費ですからね。医療費の高いところと健康に頑張っているところを一緒くたにしても、非常にそこには矛盾が出るわけですから、この医療費水準をどうするかっていうのは、試算がきちっと示されているわけですよ。

この資料からいくと α 値ですね、アルファ、ベータ、ガンマの。 α 値で0にするか1にするか。1にすることで医療費部分を全部勘案するということ。0ということにすると、医療費は全部度外視すると、こういうふうに書かれていますよ。だから、そこらについて、現在ですね、財政部会がどうこうじゃないですよ。現在どういうふうな動きになってるかっていうのは、これは市民の負担にかかわることですからね。今わかっている範囲でお答えいただきたいと思います。

○田中義文健康課長 議員がおっしゃるとおり、本市は医療費が高いということもありますから、医療費の係数が幾らに設定されるかということが重要な課題であるというふうには考えているところです。

先ほどから言いますように、この部分については現在、財政部会で協議を行い、またそれを連絡会議で今後協議を深めていって、最終的に素案をまとめて、運営方針の中で素案をまとめて、それを平成28年度中に設置される運営協議会の中で諮って、それを最終的に最終案ということで、来年の11月ぐらいまでに決定するという流れの中で今は進められておりますので、現段階において医療費の係数が、委員がおっしゃるとおり0から1のどこの数字で設定されるかということについては、まだ未定という状況でございます。

○13番立石幸徳議員 そこで、納付金が示されてきて、さっきも言いました10月、来月ですね、簡易版の国からの算定システムが出てきて、何らかの本市の納付金あたりが、おぼろげながらも若干わかるんじゃないかという気がするわけですよ。

ここで確認しておきたいのは、今は納付金、後で保険料率の件も触れますけれども、あくまでもこの納付金決定については、各自治体の実情云々というのは勘案されていない。つまり、本市の場合は、さきの質問でありましたように法定外繰り入れっていうのが多額なものが出てくるわけですね。しかし、納付金そのものには、このまちは法定外の繰り入れがあるから納付金はこれぐらいにしようとか云々ということは一切度外視ですよ。示されてくる納付金をですね、見た場合に、どう対応するか。ここが、これから非常に本市としては苦慮するところなわけですね。

その前に、標準保険料率というのがございます。これは、県の標準保険料率、それからもう1つ市町村の標準保険料率、それからもう1つ、3つ目に市町村の実情を勘案した保険料率と、6月議会でいただいた資料の中にも標準保険料率と一口で言っても3つの保険料率があるんですね。それぞれどういうふうに違ってくるんですかね。

○田中義文健康課長 標準保険料率は、県のほうで医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の納付金の額に応じてそれぞれ算定されます。その際、議員がおっしゃるとおり、3つの保険料率が算定されることになっております。

1つは、都道府県標準保険料率であり、全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準をあらわすものであります。算定方式は2方式になると考えております。

2つ目は、市町村標準保険料率であり、都道府県統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準をあらわすものです。算定方式については、現在、先ほどからありますように連絡会議及び財政部会の中で協議中であります。

3つ目は、各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率であり、各市町村に配分された納付金を支払うために必要な各市町村の算定基準に基づく保険料率です。

本市につきましては、現行の算定方式のままであれば、4方式のかたちで示されることになると考えております。

○13番立石幸徳議員 そこで大きな課題が出てくるんですよ。国民健康保険の税の中には、一番大きな部分である医療費分もございますけど、あと後期高齢者支援金分と介護納付金分がございましてね。ただ、この後期分と介護分については、医療費水準というのはもう当然調整は必要ないわけですね。ただ、そういうこともありながら標準保険料率が示されてくる。納付金に応じた標準保険料率が示されてきますね。

ただ、この標準保険料率が、先ほど言ったように課長の4方式、いわゆる所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で示されてきて、現在のですよ、今現行の本市の国保税率との食い違い、隔たりがあった場合には、どういうふうに対応されるわけですか。

○田中義文健康課長 平成30年度からの新制度に向けて、来年の11月を目途にこれらの数値が示されるというふうに考えているところでございます。最終的な数値が示された段階で、本市の保険税率と乖離が、もしくは幾らかの隔たりがあった場合には、税率改定についても検討はしないといけないのではないかとこのふうには思っているところです。

○13番立石幸徳議員 今、税率改定っていうですね、極めて、非常に被保険者にとっては神経質な言葉が出るんですけどね。税率改定は、さきの質問でも出たように、今までの委員会審議にも出たように、本市の現況はもう税率改定をする状況じゃないということがあるから、私お尋ねをしてるんですよ。

だから、そこらもですね、当然示されない数字を前提としていろいろ論議するわけにはいきませんが、当然予想されることですからね。そういうこともきちっと見据えた上で、いろいろと準備をしていただきたいと、これは要望とします。

それから、次に納付と交付金の関係ですね。

今、枕崎市のほうから県のほうに納付する場合をいろいろお聞きしましたが、時間が足りませんけれども、今度は国・県のほうから給付、交付金、この部分でですね、少し掘り下げたいんですが、まず、今度国保が都道府県化した場合に、これは非常に一番メリットといたしましょうか、いいことになるんだろうと思うんですが、医療機関への診療報酬分の直接納付ということが言われております。これは、具体的にはどういうかたちになっていくんでしょうかね。

○田中義文健康課長 直接納付につきましては、現在、県と市町村の中で協議が進められているところでございます。この直接納付につきましては、現在のところでは毎月、市町村ごとに医療費の金額に応じて国保連合会から請求が来ているところでございます。

今後、この直接納付をしないとすると、その財源を県のほうから交付金として同額を交付されることになろうかと思いますが、事務的な効率それと財政運営の効率を図る目的で、県のほうから交付金相当額を直接、国保連合会に納入するという制度でございます。

○13番立石幸徳議員 この辺は、市町村の事務、そういうものについては、非常に、今までこの事務をやっていたわけですけども、その部分が県のほうに移管するっていうことで、本市としては非常に助かる部分になるんじゃないかなと思うんです。

そこで、その交付金の2つの役割としてですね、1点目が市町村の保険給付に要した費用を交付する役割、これがいわゆる普通給付分。それからもう1点が市町村の財政状況、その他の事情に応じて財政の調整として個別事情に応じて交付をする特別給付ということで、普通給付と特別給付があるわけですね。そこで、普通給付はいろいろ医療費に応じて給付がなされるんですが、特別給付の内容というものはどういうふうになってるんですかね。

○田中義文健康課長 特別給付分は、市町村の財政状況、その他の事業に応じた財政の調整を行うこととなり、具体的には国の特別調整交付金の市町村に交付される部分、都道府県繰入金のうち個別の市町村に交付される部分、市町村に対する保険者努力支援制度分、特定健診費用などが交付されることになると考えております。交付時期については、それぞれ異なるものと考えております。この特別給付分の財源については、国の特別調整交付金などとされているところです。

○13番立石幸徳議員 今、特別給付の中で出された保険者努力支援制度についてはですね、また後もってその部分だけ掘り下げたいんですが、先ほどもちょっと触れました国が交付をするに当たっての財源、これ今、大方の予想では3,400億円ということでは言われているんですけどね。先ほども言った26年度で3,583億円ぐらいの全国ベースでの赤字、この赤字というのは、26年度だけじゃなくて平成21年度からですね、25年度まで5年連続全国ベースで3,000億以上の赤字な

んですよ。ですから、一見、3,400億円財源が捻出できて支援が受けられると安心してると安心してるような制度じゃないと、ここを強く認識していただきたいんですね。

現に、この都道府県化に当たって、全国知事会で一番御苦勞をいただいた栃木県知事、この知事会の社会保障の委員長をしておりますけどね。福田知事は、3,400億円ぐらいでも足らんのだと、もう制度ができたその直後に申していますんでね、この3,400億財源ができたから安心ということじゃ全然ないです。

それから、ちょっと急ぎますけれども、この関係条例の整備ですね。今度の制度改正に伴う関係条例の整備はどうなるか。まず、都道府県が財政主体になりますので、県条例の改正というのはかなりいろいろ出てくるんじゃないかと思って、この点も県当局にきちっとお尋ねしましたら、次の県議会の12月議会には新しい県の国保運営協議会の設置条例を出すんだということです。県議会はですね。これは、今まで県には国保運営協議会というのがなかったです。その国保運営協議会を県レベルでつくって何をするかというと、県の今度新しい制度に基づく運営方針を決定していくんだと。そして納付金を含む、先ほど言った国保の75条に基づく納付金を取る条例は、来年9月議会に出すという説明でございました。

本市の場合は、今度の制度改正に伴う条例改正はどのような影響が出てくるんですかね。

○田中義文健康課長 議員がおっしゃるとおり、県においては協議会設置条例を12月を目途に審議をするという内容であります。

本市におきましては、国の説明資料等によりますと、現時点では平成28年度における市町村の条例改正は特に必要はないというふうに考えております。平成30年度の制度改正に向けて、平成29年度に国保関係条例の改正が必要になるというふうに考えております。

○13番立石幸徳議員 それから、本市国保を考える上で、どうしてもこの赤字額がどうなるのかということが制度改正に伴って検証しなきゃならない部分なんですよ。これは、今までも国保財政の健全化行動計画、2回ほど改訂版を含めてですね、できていますので、私もここに通告しているように、今議会の国保会計補正第3号では4億0,600万円の歳入不足の補てん収入額ということで計上されております。中身的にも過年度分、いわゆる累積赤字が8,600万ぐらい、そして28年度分がですね、当初予算では3億7,000万ぐらいあったんですね。これが、今度の補正で若干歳入があったということで、現時点で3億2,000万ぐらいですか。ただ、28年度の3億2,000万、このまま行ってですね、赤字になるとしましても、先ほど言った昨年3月につくった国保財政の健全化行動計画の28年度の単年度収支見込みは1億2,700万だったんですね。

つまり何を申し上げたいかということ、見通しでは28年度は1億2,700万ぐらいの計画だったけど、もうここへ来て3倍近いといいたいまいしょうか、少なくとも2億円ぐらいの赤字が増大といいたいまいしょうか、ふえてるんです。これを単年度収支ということで年度末に解消できるのかどうかということで、その検討は始めているんですか。

○田中義文健康課長 国保特別会計の累積赤字につきましては、城森議員の質問に対して答弁を申し上げましたとおり、平成24年度決算で約2億6,500万円でありました。そのほか、広域化等支援基金貸付金の償還金2億5,000万円と、単年度の財源不足に対して、平成25年度から財政健全化行動計画に沿って国保税の適正賦課及び収納率の向上、医療費適正化及び保険事業の推進に向けた取り組みとあわせて、一般会計からの法定外繰り入れを3年間で約5億2,800万円行った結果、平成27年度決算で累積赤字は8,665万円程度まで圧縮することができたところです。

議員がおっしゃるとおり、今議会に提案してあります国民健康保険特別会計補正予算第3号において、歳入欠陥補填収入を4億0,638万1,000円計上したところです。この国保特別会計の単年度収支や累積赤字への対応については、昨年3月に策定しました財政健全化行動計画改訂版の中で、単年度収支の均衡を図ることと、累積赤字の計画的な解消を図ることを基本方針としておりますので、その方針に沿って対応していく考えでございます。

現時点で、歳入欠陥補填収入のうち単年度の財源不足見込み額は約3億2,000万円、累積赤字は8,665万円となります。単年度の財源不足見込みの金額が高額になっておりますので、今後の医療費の動向などによる国保特別会計の収支状況及び一般会計の収支状況を見きわめながら、対応を検討していく考えでございます。

○13番立石幸徳議員 私が、ちょっとしつこいかもしれませんが、念のため聞いているのは、見通しと若干の誤差といいたいまいしょうか、28年度は単年度1億2,700万ぐらいの見通し、それとせいぜい五、六千万の違いかいというならまだしもですね、2億円も違ってきたわけですよ。

今後、年度末にどういう推移になるか、これはだれもわかりません。よくなるか、あるいは悪くなるかですね。ただ、その見通しを立てる上です、何でこれだけ違ってきたのかというのは、もう既に、前期高齢者交付金の過年度分、26年度分が非常に少なかったんで、その分が確定してですね、概算分も減ってこれだけの違いが出てきたと言うんですけれども、あくまでもその誤差と言っても、ある意味で容認できる部分と、2億円というほどの違いがあれば、本市の財政からいくとですね、大変な額だと思いますよ。その辺については、財政当局あるいは庁内では、この見通しについてどういうふうな協議がなされているんですか。

○佐藤祐司財政課長 国保担当課とは、今後の見通しの協議についてはされてないところでございますけど、先ほど健康課長が申しあげましたとおり、国保の今後の収支状況、そして一般会計の今後の収支状況を見きわめながら、一般会計のほうとしてどこまで財政補てんができるのかというところを、また今後協議しながら見きわめてまいりたいと思います。

○13番立石幸徳議員 それで、9月議会というのは、私は来年度です、29年度予算を立てるために、9月議会のいろんな論議っていうのはやっぱり生かしていくという、そういう意味合いがあると認識してるんですけどね。

あくまでもこの新制度に切りかわるまでには、本市の国保財政の赤字分は全部解消するというをずっと言ってこられたんですね。ただ、国のガイドラインを見ると、一応5年以内には何とかせいというガイドラインの記述もございますよ。しかし、国がそういうふうに言ったからといって、本市はずっと新制度になるまでは全部、なるときにはもう赤字は解消すると言ってたわけですからね。その辺のことで確認をさせていただきました。

次に、先ほど出た給付費の関係で保険者努力支援制度、さきの質問にあった健康づくりとも若干関連するんだと思うんですけれども、この新しい制度に伴って保険者努力支援制度っていうのがスタートします。これは30年度からの新国保制度の中です、新しく創設される制度として健康づくりのため、あるいは国保財政のために頑張っている保険者には交付金を配分しますと、医療費適正化に向けたインセンティブをより働かせる意味合いです、この制度ができて。ところが、この30年度を待たずに本年度、28年度から既にこの保険者努力支援制度は前倒しということで取り組まれておまして、指標も出されております。

その指標の内容もですが、各市町村は本年度末をめどに、本年度末をめどにですよ、保険者努力支援制度の申請をするということが書かれているんですが、この支援制度の概要と本市はどういう取り組みをしてるのか、この点を明らかにしてください。

○田中義文健康課長 平成27年度から低所得者の多い保険者への財政支援として約1,700億円の公費を投入し、さらに平成30年度からは医療費適正化に向けた取り組みに対する保険者努力支援制度をはじめとする財政支援として、約1,700億円の公費が投入される予定となっております。

平成30年度からの財政支援策の一環として、保険者努力支援制度が創設される予定となっております。

保険者努力支援制度は、医療費適正化への取り組みや国保固有の構造問題への対応策を通じて保険者機能の役割を發揮してもらおう観点から、適正かつ客観的な指標に基づき、保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対し支援金を交付することで、国保の財政基盤を強化するという

制度であり、700億円から800億円程度の規模となる予定です。

交付金は、保険者の努力を判断する指標を踏まえ交付額を加算して算定する制度となっており、その指標の候補については現在検討段階であります。保険者共通の指標6項目と国保固有の指標5項目が示されております。

交付金の算定方法については、都道府県、市町村ごとに基礎点を定め、指標に基づき点数を加算した後、被保険者数を乗じることによって、自治体ごとの点数を求め、その点数に応じて交付金を決定する仕組みが検討されているところでございます。

現在、国のほうでは、平成30年度から創設される予定であるこの保険者努力支援制度を、今年度から国の特別調整交付金の中で、前倒しで実施する考えが示されております。具体的な内容は今後示されることになろうかと思いますが、現段階で示されている指標の候補に掲げられている項目への対応について、本市としても準備を進めているところでございます。

○13番立石幸徳議員 そこで、保険者共通の指標が6項目と、それから国保固有の指標ということで5項目出されてるんですけどね、本市の場合は年度末って、そう時間はないですよ。

本市の場合は、具体的にその各指標に基づいてどういう取り組みがなされているんですか。

○田中義文健康課長 本市の国保の取り組みにつきましては、先ほど申し上げましたように年度当初に目標と課題を掲げ、その着実な実行に向けて取り組みを推進しているところでございます。

今回、前倒しでこのような指標が示されたことから、その項目になかった点についても、現在、取り組みを実施するように準備を進めているところでございます。

○13番立石幸徳議員 その1項目でも結構なんですけど、具体的に各指標のですね、どの項目についてこういう努力がなされているということと言わないと、ただ総論的にですね、示された指標に頑張っていますという話じゃなくて、もう少し具体的な説明をいただきたいんですよ。

○田中義文健康課長 指標は11項目ありますので、すべてを説明できないところですが、特定健診、特定保健指導については、従来からの取り組みを強化するというところでございます。

あと、保険者共通の指標で3番目に示されているんですけども、糖尿病等の重症化予防の取り組みの実施状況ということで、先ほど来申し上げているとおり、現在のところまだ重症化予防の取り組みは十分実施できていないところですので、この実施体制のあり方について、現在、課内の協議を進めているところでございます。

そのほか、地域包括ケア推進に関する取り組みの実施状況等もありますので、この点についても地域包括ケア推進に向けた会議への出席を積極的に取り組んでいるところでございます。

そのほかの項目についてはですね、あと、ほかにも議員がおっしゃるとおり、健康づくり事業の推進、重複服薬者に対する取り組み、あと後発医薬品の使用促進に関する取り組み、収納率向上に関する取り組み、医療費分析に関する取り組み、給付の適正化に関する取り組み、第三者求償の取り組みの実施につきましては、従来の取り組みをさらに強化していきたいというふうに考えているところでございます。

○13番立石幸徳議員 ですから、今度都道府県化になって、歳入部門で交付金を確保するにはですね、こういった保険者努力支援制度に基づく本市の頑張りぐあいがあるわけですから、これは県を通じるよりも直接市町村に国から交付されますんでね、こういう点でいろいろと財政状況もよくしないといけないんじゃないかという観点から、あと委員会等でもいろいろ詳細にわたってまた教えていただきますけど、この保険者努力支援制度を大いに活用していただきたいと思います。

最後に、財政の関係で1項目通告してございました。

9月議会ではどうしてもですね、本市財政に関する質問をせざるを得ない。そういう気持ちがございますので、本市が作成をしております新地方公会計制度に基づく財務書類の分析と活用、これがどういうふうになっているかということをごすね、お答えいただきたいんです。

というのが、3月議会の最終日に毎年度の財務書類をいただきます。しかし、これが本当に市民の目にどういうふうに触れているのか。あるいは、せっかく財政当局が御苦労された財政4指標がですね、そのまま眠っているんじゃないかと、活用という意味でどういうことを考えているのかっていうことなんですよ。

4表の中でもバランスシート、こういうものも年次的な本市の比較もさることながら、やはり他市と、よその市とのバランスシートの比較でもって、やっぱり市民にははっきりと本市の財政の実態が理解できると、そういう面があると思うんですね。ただ、本市のバランスシートをよそと比べるということなんか、いまだに一回も見たことございません。財政の説明をするときも、この財務4表を用いて市民に説明をしたことがあったのかどうなのかですね。この点について、まず、財政課長に聞いておきたいと思います。

○佐藤祐司財政課長 財務書類につきましては、今、議員のお尋ねの中にありましたとおり、毎年3月に前年度分を作成いたしまして議員の皆様方に配付しますとともに、作成した冊子をホームページに掲載をして、広報紙には市民1人当たりの資産と負債、純資産の前年度比較を掲載しているところでございます。

分析につきましては、各種数値、比率等の本市での経年比較、そして標準的な数値、あるいは類似都市の状況と比較する中で本市の進むべき方向性を見定めて、次年度の予算編成等に生かしているところでございます。

ただ、今お尋ねの他市との比較について、市民に公表してるのか説明してるのかという点につきましては、これまでそういうところまで踏み込んではおおりません。財政課の中では、各19市との資産状況の比較、そして特に老朽化比率等の比較については押さえているところではございますけれども、その通知につきましては、市民の皆様方にこれまで説明しているところはございませんでしたので、そういうところもわかりやすく今後説明をしていきたいというふうには思っているところです。

○13番立石幸徳議員 ですから、広報紙に幾らか出ていますよ、確かに1人当たりの負債が幾ら、資産が幾らとかですね。であっても、それが本当に大変な額なのか、さほどでもないのかっていうその辺の見方は、全然市民はできないわけですね。そりゃあ年次ごとにとっておって、去年とするとどうなったこうなったぐらいは幾らかわかるかもしれません。

ただ、この財務4表というのは極めて大事な私は指標だと思うんですよ。というのが、これを作成したですね、総務省の座長である森田さんはこう言っております。この財務4表の役割として、1番目に経営情報の開示、行政経営意思決定の活用、経営情報の整備ということで、10年後の予想のバランスシートもつくっていただきたい。あるいは本市の資産の中で売却できるものはどういふのがあるのか。そういうこともこの財務4表からわかるんだと。こういうことですので、今後ますますこの財務4表、極めて大事だと思いますので、活用をお願いしておきたいと思います。

終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後1時9分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○7番清水和弘議員 皆さん、こんにちは。

皆様の眠気を覚ますような質問ができればと思って頑張ります。

[傍聴席で発言する者あり]

○7番清水和弘議員 通告に基づいて質問します。

沿岸漁業者からの声として、本市の場合、沿岸漁業への協力は遠洋漁業に比べ非常に少ないとの意見が漁師の方から聞こえてきます。

本市の活性化につながると思い、私はこれまでに、大分、福岡、佐賀、長崎、熊本、大隅半島などの沿岸漁業者の話聞き、またそれらの活動を見てきました。そこには、沿岸漁業船がとりたての魚介類をいろいろな趣向で来訪者に提供しており、非常に活気を帯びている状況でした。来訪者の方々に聞いてみると、おいしいものを提供していただけるなら、どこにでも出かけていきますよと言う声が大多数でした。

そこで私は、これこそが枕崎が真剣に取り組めばできないことはないと思いました。

またそして、近隣自治体の方の話として、枕崎には勝てないものがあると言っております。それは、枕崎が海に面していることだと言ってるんです。

私は市民に、枕崎市には手つかずの原石がたくさんあることを認識すべきではないかと常々話をしております。ただ、それを生かし切れてない大きな理由は、今の自分だけがよければいいという、この枕崎の住民の意識なんです。

議員は、枕崎市全体の奉仕者として市民の立場で真剣に枕崎市全体のために活動して、我々が受け継いできた昭和時代の希望と自信に満ちあふれた枕崎を、これからの子供に残していくべきと私は考えております。

そこで、沿岸漁業の活性化は枕崎市財政浮揚のために必要と考えますが、沿岸漁業改善資金にはどのような種類があるのかお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業の健全な発展、漁業生産力の増大、沿岸漁業従事者の福祉の向上を図るため、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、県が沿岸漁業従事者等に対して操船・漁労等の機器購入、住居等の改善、青年漁業者等の養成確保に必要な資金を無利子で貸し付けを行うものであります。詳しくは担当課長から答弁させます。

○下山忠志水産商工課長 沿岸漁業改善資金の借り入れ資格者は、20トン未満の漁船漁業者など沿岸漁業を営む個人や、漁業協同組合、生産組合、協業体、従業者が20人以下の会社、沿岸漁業者経営改善促進グループ等と認定された団体・法人などとなっております。融資機関は、県であります。

制度の仕組みにつきましては、借り入れ者は、まず漁協に借り入れ申請を行います。漁協は、地域振興局が事務局となっている運営協議会へ、漁協の意見や市町村の意見を付して申請することになっています。運営協議会は内容を審査し、意見書を付して県商工労働水産部が事務局となっている審査会へ申請し、審査会で決定されますと、信用漁連を通じて貸付金が交付されるというものであります。

資金には、経営等改善資金、生活改善資金、青年漁業者等養成確保資金がありますが、経営等改善資金には、操船作業省力化機器等設置資金など13種類の資金、生活改善資金には生活合理化設備資金など3種類の資金、青年漁業者等養成確保資金には研修教育資金など3種類の資金となっております。

○7番清水和弘議員 今、課長のほうからお話ありましたが、これらの経営改善資金にはですね、13種類というのはありますけど、この貸し付け対象機具、それらの限度額及び貸し付け要件はどのようになっているのか、また、これらの資金を本市の方で活用している方がおられるか、その状況についてお願いします。

○下山忠志水産商工課長 貸し付け条件につきましては、貸し付け率は漁船用環境行動耐用期間及び1件当たり総事業費750万円以上のものが80%以内、その他の事業が90%以内で、貸し付け限度額は、これまでの貸付金を含めた貸し付け合計額5,000万円以内、担保として2人以上の連

帯保証人が必要となっております。

経営等改善資金の貸し付け対象機器等限度額は、対象となる機器ごとに定められており、その限度額は小さいもので10万円、大きいもので2,400万円となっております。また、資金の中には整備機器合計に対する貸し付け限度も定められております。

本市の活用状況は、平成10年度から平成18年度まで13件の活用実績があり、平成19年度以降の活用実績はないところです。

○7番清水和弘議員 活用実績はないという話でしたけど、これは小規模の企業にとっては有利な事業じゃないかと思うんですよね。そういった場合、貸し付けに対する支援などもしてほしいと、これは要望しときます。

次にですね、沿岸漁業活性化に対する取り組みについて質問していきます。

8月29日の読売新聞には、鹿児島水産高校の長年の漁業資源調査活動や地域経済への貢献が評価され、5年ぶりの総理大臣賞という記事に神園市長も後ろのほうから写した写真が掲載されていました。総理大臣賞という輝かしい実績を持つこの鹿児島水産高校を活用した産官学共同の沿岸漁業活性化に対する取り組みについて、これまで本市はオニヒトデ除去で水産高校と共同作業をしたことを私も記憶しております。また、鹿児島水産高校の養殖漁業などの技術を活用し、共同事業をした経緯があるのか。

私は1期目のときに、水産高校の育てる漁業について見学に行きました。本当に素晴らしいものがいっぱいありました。

そのような中、この鹿児島水産高校の技術を、養殖業やそれらの技術を共同事業をした経緯があるのか。そしてまた、この水高の事業を生かした事業でどのような効果が生かされてるのか。そしてまた、現在、オニヒトデはいないと私も思っているんですけど、現在の枕崎周辺海域でのオニヒトデ生息状況はどのようになっているのか。さらに、とったオニヒトデをどのように活用してるのかお尋ねいたします。

○下山忠志水産商工課長 水産高校の養殖漁業などの技術を活用した共同事業ということですが、鹿児島水産高校では養殖の事業は行っておらず、栽培漁業の授業の一環として種苗生産から稚魚の放流を行っていることは承知しております。また、本市の面する沿岸海域は外洋に面しており、養殖に適するとされる湾も形成されていないところです。このようなことから、養殖漁業などの技術を活用した共同事業は行っておりません。

サンゴの食害生物であるオニヒトデの駆除については、水産高校の栽培工学実習と本市漁業者や漁協でつくる枕崎の海を守る会が行う水産多面的機能発揮対策事業とで連携し、平成22年から実施しておりますが、現在のオニヒトデの生息状況については、個体数が減少し、大きさも小さくなっているということでもあります。

また、捕獲したオニヒトデにつきましては、分解作業を行いまして、清掃センターのほうで焼却処理をしております。また、一部におきましては、それを持ち帰って肥料に使っている方もいらっしゃるというふうなことは伺っております。

○7番清水和弘議員 本市の海岸は養殖業に適していないという御答弁がありましたけど、今、政府で育てる漁業に対してはですね、大きな補助金が出とるんですよ。それらに対しては、取り組む考えはないのか。

○下山忠志水産商工課長 議員の御指摘の事業については、私どもも把握をしているところがございますけれども、枕崎市の沿岸漁業につきましては、外洋に面しておりまして、養殖をするには、突堤、消波ブロック、そういう波どめの施設を講じないと、養殖の生けすをつくるというのはすごく難しいところがございます。そうしたことから、枕崎においては外洋に面しており、養殖をするにはなかなか難しい環境にあるというふうなかたちで考えております。

○7番清水和弘議員 海岸が養殖に適してないと。

私はですね、北海道の旭川、あれの東側ですよ、あそこは防波堤、大きな防波堤をつくって、その内側で養殖をしてるんですよ。そことどのように違いますか。

○下山忠志水産商工課長 先ほど私が答弁しましたように、養殖をする環境としましては、防波堤並びに消波ブロック、そういうものを整備した上でしないと、生けすは難しいものと考えております。

また、枕崎市の沿岸が面する漁港については、大型海外まき網船、運搬船、そういうものが往来が激しいところでありまして、そういうところにも配慮した上でしなければならないということになりますので、環境的にはすごく難しいのかなというふうなかたちで考えております。

○7番清水和弘議員 私は極めてネガティブな答弁だと思いますよ。枕崎もですね、白沢海岸方面、あそこにですね、やれば立派な漁業資源となって、沿岸漁業は活性化すると考えますよ。これは要望しときます。

次に、鹿児島水産高校は、大隅半島の藻場の育成に協力して活動していると聞いておりますが、鹿児島水産高校は、これまで育てる漁業にキャリアを持ち、チョウザメやトコブシの養殖、マダイやヒラメ放流などの実績があります。

本市には優秀な学校があるにもかかわらず、これまで本市の沿岸漁業に対する経済効果は聞いたことがありません。

そこで、補助事業の対象事業である沿岸漁業の育成に対し、鹿児島水産高校が取り組んでいる事業や研究の拡大に共同で取り組む考えはないのかお伺いいたします。

○下山忠志水産商工課長 先ほども申しましたけれども、鹿児島水産高校では、これまで各種の魚の種苗生産を行っておりますが、養殖は行っていないということでありまして。現在は、ヒラメとチョウザメの種苗生産を継続して行っているとのことでありまして。

鹿児島水産高校を活用した沿岸漁業に関する取り組みといたしましては、藻場の再生と魚の稚魚放流を行っております。

藻場につきましては、枕崎市と漁協で平成20年度までワカメ藻場の再生として種糸設置、トサカノリ藻場造成として石やブロックによるトサカノリ礁の設置を行ってまいりました。平成22年度からは、藻場の再生としてそれまで設置したトサカノリ礁設置箇所を中心に、漁業者及び漁協、市で構成する藻場保全活動組織で母藻投入を行うとともに、魚のすみかとなるサンゴの食害生物の駆除について、鹿児島水産高校の栽培工学実習とあわせて実施してきております。

また、魚の稚魚放流については、鹿児島水産高校で種苗生産されたヒラメの稚魚放流を、毎年5月のかつおまつりで市民参加型の放流体験も加えて、枕崎地区沿岸の適地で実施しております。さらに、昨年は7月に枕崎漁協主催で、豊かな海づくり放流祭が枕崎漁港で開催され、枕崎市内小学校の協力のもと水産高校で生産されたヒラメの稚魚を放流しております。

今後も、枕崎海域の状況を観察しつつ、水産高校や漁協、関係団体と連携しながら沿岸漁業の振興に努めてまいりたいと考えています。

○7番清水和弘議員 今、るる課長が言いましたけど、この水産高校のこういうような事業でですね、本市にはどのような経済効果をもたらしたのか。

○下山忠志水産商工課長 水産高校との共同事業につきましては、先ほど申しましたように、魚の稚魚の放流と藻場の再生をしておりますが、まず稚魚の放流ですが、ヒラメ、マダイを放流しております。

マダイ、ヒラメの水揚げ高につきましては、年々差がありますけれども横ばいで、本年についてはマダイが豊漁というふうなかたちになっております。ヒラメにつきましては、海域の状況もありますけれども、年々横ばい状態で推移しているところでもあります。

また、藻場の再生につきましても先ほどから説明しておりますけれども、トサカノリ藻場の再生を行っておりますけれども、トサカノリの漁獲につきましては以前と比べて漁獲が上がって

るところでございます。

○7番清水和弘議員 今、稚魚の放流で、沿岸漁業の漁獲が上がっているという話でした。

次にですね、自然調和型漁港づくり推進事業としていろいろな自治体で取り組んでいるんですけど、私はですね、この藻場の復元について、ホンダワラ的一种であるマメタワラ、これ私が調べたところ、九州全域で生息しているようです。この藻の場合、初夏に成熟期を迎え、冬から春に成長し、マメタワラはいろいろな成長します。そして、このマメタワラはいろんな魚介類のえさや卵を産みつける場所とも聞いております。沿岸漁業の活性化にも貢献し、また補助事業にも該当していると考えます。そこで本市も、今、水産高校は大隅半島のあるところと協力しながらやってるんですけど、本市もこの水産高校と連携したマメタワラの生育に取り組む考えはないのかお尋ねいたします。

○下山忠志水産商工課長 近年、沿岸海域の状況につきましては、地球温暖化に伴う海水温の変化や食害生物の増加などにより、サンゴの白化現象や藻場の減少が叫ばれております。本市沿岸海域でも、平成20年ごろより磯焼け対策が叫ばれてきました。潜水調査によると、藻場が少なくなり、コーラルリーフがふえてきていること、サンゴの食害生物であるオニヒトデが多く発生していることがわかりました。

藻場を再生するには、藻の生育する環境の提供や胞子を持つ母藻の投入などが必要であるととも、その海域での生息に適した種類を選択することが重要であるとされております。

本市の沿岸業者や漁協、市で構成する藻場保全活動組織では、本市沿岸海域に生息するホンダワラやトサカノリによる藻場の検討をしておりますが、その中で行ったトサカノリの生育実験では、トサカノリ礁に根つき生育することが確認されました。一方、ホンダワラについては、食害状況も含めたネット保護生育実験を本市沿岸海域で行った結果、ネットの目より小さな魚により食害されることと、外洋での流れの速い港の外の沿岸海域では、ホンダワラが基質から離れやすいことが確認されました。

また、議員御提案のマメタワラはホンダワラ科で、本市においても比較的流れの緩やかな港内外に、ホンダワラに混じって少量でありますが見かけることはあるようです。マメタワラは、ホンダワラと類似していることから、同様の結果が予測されるようです。

現在の藻場の再生については、こうした生息調査及びモニタリング、生育実験をもとに行っているところです。今後も、潜水によるモニタリングを続けていくこととしておりますので、海水温や沿岸海域の状況を観察しながら、水産高校や漁協、そして漁業者と連携しながら研究・検討を行っていきたいと考えています。

○7番清水和弘議員 私もですね、本市は沿岸漁業の方が本当に魚が釣れんようになったというふうに嘆いているもんですからね、ひとつ、この事業についても検討し、実現できるよう要望しておきます。

次に、6次産業化による加工施設の整備などハード事業について質問していきます。

6次産業化の戦略・構想を策定するための協議会の開催を補助しますとありますが、このソフト部分にはですね、補助率は2分の1以内、3,000万円程度、それからハード事業の部分の補助率は3割以内、交付金1億円の支援となっている状況なんですけど、この事業はどのような支援内容になっとるのかお伺いいたします。

○下山忠志水産商工課長 加工施設の整備などハード支援における国の制度は、農林水産省食料産業局所管の6次産業化ネットワーク活動整備交付金事業があります。この事業には、事業者タイプと地域タイプがあります。

事業者タイプは、農林漁業者等が2次事業者、3次事業者とネットワークを構築し、地域資源を活用した農林漁業者等による新産業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、これは六次産業化・地産地消法と言われます。また、中小企業者と農林漁業者との連携による事

業活動の促進に関する法律、これは農商工等連携促進法と言われております。に基づく計画を作成するとともに、この計画について農林水産大臣の認定を受け、制度資金の融資を活用することを要件として、6次産業化に取り組む場合に必要となる加工・販売施設等の整備に対して支援するというふうになっております。交付金の交付率は、事業費のうち制度資金の融資額を差し引いた額の3分の1以内で、交付金の上限額は1億円となっております。

一方、地域タイプは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に位置づけられた促進事業者を含む市町村等が、地域ぐるみで新商品開発を行うための加工機械等の整備について支援するもので、交付率は2分の1以内、交付金上限額は3,000万円というふうなかたちになっております。

○7番清水和弘議員 補助期間の有効期間、期限は大体何年なのでしょう。

○下山忠志水産商工課長 この事業は単年度ごとでございますので、単年度申請になっております。

○7番清水和弘議員 この補助対象となる6次産業化によるハード事業に対してですね、本市の企業や取り組んでいる団体が幾らぐらいあるのか。

○下山忠志水産商工課長 この事業の採択要件では、先ほど答弁いたしました、農林漁業者等が2次事業者・3次事業者とネットワークを構築し、法に基づく認定計画を作成するとともに、農林水産大臣の認定を受けることとなっております。現在、その要件を満たしている農林水産事業者については把握していないところでございます。

○7番清水和弘議員 次に、6次産業化による加工施設の整備やハード事業支援は、農林水産業者などが地域のさまざまな業種の事業者と6次産業化ネットワークを構築し、先ほど課長が言っていましたけど、販売など整備に対する補助であります。これは、この補助率3割とあるんですけどね、本当にこの枕崎の沿岸漁業の活性化を考えた場合、そしてまた生活活性化を考えた場合ですね、いろんな補助事業を使って沿岸漁業を支援すべきだと考えるんですけど、この3割補助というのは、ちょっとおいしいやつじゃないかと思うんですよ。この辺も考えて事業を推進する考えはないのか。

○下山忠志水産商工課長 市の水産商工課におきましては、こういった事業にかかわらず、国あるいは関係団体から事業の照会がなされたときには、遅滞なく商工会議所を通じて情報発信して企業の方々にお知らせをしておりますので、今後もそういうふうなかたちで情報を発信していきたいというふうなかたちで考えています。

○7番清水和弘議員 次に、新しい荷捌き所について質問していきます。

新しい荷捌き所は、県の事業として平成26年、27年の2カ年事業として、県が18億円かけて建設されました。荷捌き所稼働が本市に与える効果と問題点として、どのようなことが考えられるのか、また、今後の対応としてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○下山忠志水産商工課長 枕崎漁港高度衛生管理型荷捌き所は、国が策定した高度衛生管理基本計画枕崎地区に基づき、枕崎漁港外港の従来の荷捌き所の隣に、マイナス9メートル岸壁とともに冷凍カツオ類の水揚げ用として整備され、本年3月に完成し、4月13日に完成式典を行い、供用開始しております。

従来の荷捌き所は、壁のない開放的な上屋構造で鳥獣が自由に進入できる構造で、魚体選別ライン等にふんなどが付着する可能性があること、また一般人や車両が自由に出入りできる環境にあるため、靴や運搬車両、フォークリフトのタイヤの汚れによる床面の汚染が懸念されること、搬入スペースが狭く、陸揚げされた冷凍カツオが一時保管時や搬出の際に屋根がなく直線日光が当たる場所に放置され、魚体表面が解凍する可能性が高く、鮮度低下やサポート容器への詰めかえの際、魚体落下時に異物混入が懸念されている状況であります。

今回整備された荷捌き所は、じんかいや鳥獣等による異物混入防止、風雨や直射日光による水

産物の鮮度の低下を防止するため、閉鎖型で岸壁と荷捌き所が一体的に配置されるとともに、市場関係者により衛生管理体制が構築され、陸揚げから搬送までの一連の作業において漁獲物の衛生管理がなされております。また、一般人や車両が自由に出入りできる状態を防ぐため、人に対しては、施設内への入場管理や入場時の長靴の洗浄・消毒を徹底し、車両については、荷捌き所のプラットフォーム化を図り車両が進入できないように制限を行い、車両のタイヤの消毒の行える進入ゲートを設け、人や車両の進入に対する動線を明確化しております。さらに、荷捌き所内のサポートカゴ運搬用として使用するフォークリフトは、ガソリン駆動式から電動駆動式に整備し、魚体への排気ガスの付着防止についても整備されております。

こうした整備を行ったことにより、従来の荷捌き所で水揚げされる冷凍カツオに比べ、衛生管理され付加価値のついたものとなっているところでもあります。

以上のように、荷捌き所から出荷される工程までは衛生管理されたカツオで付加価値がついたものとなっていると考えられますが、冷蔵庫や冷蔵庫からの輸送トラック、かつおぶし加工場などの製品出荷までのすべての工程において高度衛生管理の整備がなされていないことから、現在のところ、かつおぶしの製品価格に影響が出るまでには至っていないと考えております。

○7番清水和弘議員 今、衛生管理面で十分じゃないっていう御答弁でした。本当にですね、私も県のほうに話を聞きに行ってますね、県の担当課のほうに私はクレームをつけましたよ。やっぱり中途半端なんですよ。衛生管理型荷捌き所、新しいやつはですね。これを本当に、この衛生管理の充実したものにするによって、私は付加価値が十分について海外輸送なども本当にいい値が出てできると思うんですよ。

ところが、今の状態では、これはもう今、課長が申しました、輸送手段、加工手段、ここはですよ、全然衛生管理面が行き届いていないわけなんですよ。今後はですね、それらに十分対応できるように頑張ってください。これはもう要望しときますよ。

○下山忠志水産商工課長 一連の衛生管理対策についてでございますが、枕崎市漁協では、生産、市場関係者、加工関係者、流通関係者、冷蔵保管関係者、それと行政で構成をする枕崎漁港水産物品質・衛生管理推進協議会を本年3月に設立し、今後の水産物の衛生管理に向けた協議を行っており、生産から加工、製品出荷まで一連の工程で衛生管理を行い、製品の品質と付加価値向上を目指しているところです。

○7番清水和弘議員 次に、ふるさと納税制度について質問していきます。

このふるさと納税制度について、これまでの本市の活動状況と効果について質問していきますが、ふるさと納税実績について、枕崎市は平成20年度、件数にして24件、金額276万円、平成21年度、件数14件、金額約279万円、平成25年度、件数で36件の金額約268万円、平成26年度、件数にして25件、金額約216万円、そして平成27年度上半期においては、9件で約205万円となっております。しかし、けさほど同僚議員の質問に対して、8月現在で61件の547万円との答弁がありました。

本市はですね、本当財政状況は県下でも最悪ですよ。これを打破するためにはですね、やっぱりこのふるさと納税制度の寄附金制度というものを私は活用すべきだと考えておるんです。このふるさと納税制度によってですね、地場産品の売上増、また財政増収にもつながり、さらに観光客の勧誘につながり、本市の活性化に非常に繋がると考えております。

本市のふるさと納税寄附金による返礼品は、午前中もありましたけど17品目となっております。これまでに、ふるさと納税実績を上げるためにどのような活動をしてきたのか。あるいは、ふるさと納税制度は本市には必要ないと考えているのか。私は、このふるさと納税寄附者への返礼品を17品目から増加してないこの状況に、本当に悲しい思いがしているんですよ。その辺はどのように考えているのか。

○神園信二企画調整課長 返礼品の贈呈を行うようになりまして後には、ウェブ上では株式会社

トラストバンクというところが運営します、最大のふるさと寄附のコーナーであります「ふるさとチョイス」への本市の返礼の掲載、ふるさと寄附の御案内や、ふるさと納税の応援サイト「ふたくす」への掲載も同時に行いまして、PRに努めてまいりました。

なお、両サイトからは、本市のホームページ上のふるさと納税PRページにはリンクを張ってPRをしているところでございます。

このほか、ことし4月に京セラドームで行われました関西かごしまファンデーや、6月の東海枕崎会で、本市のふるさと納税パンフレットをそれぞれ配布しまして、本市へのふるさと納税を呼びかけております。また、今後開催が予定されます大阪・関西地区の枕崎会、東京での枕崎会のほうにもお届けしたいと思っております。

またさらに、現在、本市のふるさと納税を担当しております担当職員においては、自分で開設しますフェイスブックに情報発信というコーナーを検討しているところでございます。

ふるさと納税が始まりました平成20年度から平成27年度まで、これらの総件数、総金額を申し上げますと、369件、2,596万2,410円となっておりますところでございます。

それと、議員のお尋ねで、ふるさと納税は必要ないと考えているのかということでございますが、全くそういう考え方はしておりません。これまで、ふるさと納税に対しましては返礼品の開始、それから現在は返礼率の向上、それから品物をふやしていくためにどのようなことをしていけばいいのかということの検討を現在も行っております。

また、17品目になりました経過につきましては、6月の議会でも、けさほどもお話をしたとおりでございまして、それぞれの事業者の方々に御相談をして、いろんな必須なものもチェック、リストアップして品物の提供というところを御相談しましたけれども、お届けする返礼品に万が一の不良があつてはならんというふうな考え方から、食品衛生環境基準というところを一つの尺度にさせていただきましたけれども、それらの手続が面倒だということで御相談に応じていただけなかった事業者さん、その返礼品の対象リストに上がった品物というのものもあるんだということは、また重ねて御理解をいただきたいと思っております。

17品目に至りました経過につきましては、また細かいことは6月議会でも、けさほども説明しましたので、繰り返しは避けさせていただきたいと思っております。

○7番清水和弘議員 今、返礼品への不良品がとかい言葉もありましたよね。これは、私はこの……、そしたらですね、返礼品を加工、生産してくれる企業者、そこにどのような相談をしたのか、その辺の話はどうなってるのか。

○神園信二企画調整課長 事業者への御相談ということで、基準としましては、品物の到着、お届けした品物が今どこにあるのか、それで届いた品物に異物の混入とか、本来冷凍・冷蔵でないといけないものが解凍状況で届きましたというふうなクレーム対応をお任せしている委託事業者がでございます。こちらのほうが、そのようなクレーム対応の委託を受けるのであれば、一応の食品衛生環境基準というところに合格したものでなければ、なかなかそのクレーム対応はお受けできませんということでございましたので、その辺についてのその会社が持っている基準というものを御相談をしたところでございます。御相談をした時点で、難しい、どういう設備をしてくださいかいというふうな細かい要求はしてないんですが、こういう部分は守られていますかというふうな呼びかけのチェックリストへの対応だったんですが、それ自体がちょっと面倒くさいということでお断りをいただいたところが2事業者・1団体、その基準をごらんになりまして、これだけのことはしないと今の消費者には通用しないよねということで、一生懸命工程の見直し、それから備品の購入というところを今頑張っているところが1者、既にその後1者出したいという御希望をいただいているところでございます。

○7番清水和弘議員 答弁は簡潔にしてくださいよ、もう時間もないんですからね。

今、課長が言われましたですよ、枕崎の企画調整課が御相談している企業、これは4団体です

か、5団体ですか、これ。

○**神園信二企画調整課長** 御相談をしたけれども、品物の提供といいますか、その食品の衛生環境基準ということをするさく言うんだったら、もう品物は出さんというふうな反応をされたところが2事業者・1団体ございましたというお話でございます。

○**7番清水和弘議員** このふるさと納税制度で返礼品をつくってるのはですよ、これまでも事業をしてる会社なんですよ。それで不良品とかですよ、今まで発生したことがあるんですか。ちょっとその業者に対して失礼じゃないですか。

○**神園信二企画調整課長** 私、申し上げておりますのは、その事業者が不良品が発生したからということを行っているのではございませんで、しっかりした製造の管理がされておりますかというお尋ねをするための基準ですという説明を申し上げているところで、そういう例がありましたのでというふうなお話は全く申し上げないところでございますので、その辺のところは私そういう答弁はしてないところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○**7番清水和弘議員** そのようなですよ、しかしですよ、ほかの地域、日本、1,758自治体ですか、そういう中ですよ、もう、私もちょっと忘れたけどな、相当な自治体が参加してるんですよ。そしてですね、日本全国でふるさと納税返礼に、寄附金によって、寄附金はですね、1,650億ぐらい集まってるわけなんですよ。この短いところではですね、大崎町、この返礼品、この寄附金は幾らあると思いますか。

○**神園信二企画調整課長** 県内では、大崎町など数十億という金額に至っているところは承知しておりますけれども、私が申し上げておりますのは、さまざま、ほとんどすべての市町村が返礼品をお届けするという事業には取り組んでおりますけれども、その返礼品をお届けするときの品質管理についてはそれぞれのお考えがあるんだと思います。ただ、本市としては、万が一にでも異物の混入がありましたと、寄附をいただいた返礼ですので、その返礼でお届けしたものにそういう苦情があつては申しわけないと、枕崎の特産品の評判を落とすことになるということで、最低限のところはそういう環境をおつくりくださいということはお願いしなければならないというふうに考えているところでございます。

○**7番清水和弘議員** そのようなことだからですよ、返礼品を加工、生産する人たちも気が引いてしまうんですよ。やっぱりそれぐらいの不安で言うのがあればですね、もしそういうのができるんじゃないかと、加工されるんじゃないかという不安があればですよ、自分たちが見に行けばいいじゃないですか。しかし、それなりに自信を持って製品を発売してるんですよ。私は本当、企画課長のその考えだからこそ、ただ17品目しかないんですよ。県下で何番だと思いませんか、これ、寄附金は。

○**神園信二企画調整課長** 寄附金の多い少ないではございませんで、お届けした品物に万が一というところを心配したというところは事実でございます。その辺のところは、6月議会でもちょっといろんな基準が厳しいんじゃないのという声はありましたということは、6月議会の一般質問でもお答えをしております。そこについては今現在、見直しをしておりますということでございます。

○**7番清水和弘議員** それならですよ、枕崎の財政状況、これ県下で最下位じゃないですか。これの財政浮揚について、これは本当にいい事業だと思いませんか。

○**神園信二企画調整課長** けさほどの城森議員の質問でもお答えをしております。

本市のふるさと応援寄附、ふるさと納税につきましては、条例に基づいていただいております。第1条の目的を御紹介しますと、本市の出身者その他の枕崎市に思いをはせ応援したいと思う者が、その思いを寄附というかたちで実現するために御寄附を申し出られたものをお受けしますということでございまして、いただいた寄附金につきましては基金に全額繰り入れて管理をします。その基金に積み立てられたものは、条例2条に掲げております、まちなみ景観の整備に関

する事業、教育・文化・芸術・スポーツの振興に関する事業など7項目を掲げてございますが、こちらの事業にしか充当ができないということでございますので、ただ単純にその事業をどんどんやっていけば、その事業に充てる予定であった一般財源というものは一部浮いてきますけれども、それがそのまま、いただいた金額がすべて一般財源になっていくのであれば、議員が言われる財政を直接的に助けるという効果が出てまいると思います。

それと、副次的に議員が言われる産業振興、品物を出される方がどんどんどんどん栄えていって税を納めてくれるじゃないかというふうなところも理解をいたしますけれども、それは副次的な効果でございまして、私どもが目的とするのは、これは条例で議会の皆さんもこういうふうに取り扱いなさいということで議決をいただいている条例でございまして、この条例の目的、それから進め方というのは適正に運用していかなければならないというふうに肝に銘じているところでございます。

○7番清水和弘議員 寄附金の活用についてはですよ、この寄附者が指定できるわけですよ。だから、私はもっとその不透明な部分があればですよ、その寄附者がですよ、指定してきてないとかですね、そういう部分があったらやっぱり本市の財政浮揚、条例もありましようけど、条例は改定できるわけでしょう、議会でもって。なぜそこにこだわるんですか。この市議会の人たちは、みんな枕崎の財政浮揚を考えてどうにかやろうと考えておるんじゃないですか。私はですね、本当ネガティブな答弁だと思いますよ。

それからですね、本市にはですよ、関東枕崎会、東海枕崎会、近畿枕崎会などがありますよ。このような方からのふるさと納税による寄附金はどのぐらいあったんでしょうか。また、何件ぐらいありましたか。

○久木田敏副市長 このふるさと納税そのものの趣旨、今、企画課長が申し上げました。昨年からこういう取り組みを、少し県内でもおくれたんですけども取り組んでまいりました。それに、品物の数、それと返礼品の割合ですね、こういうようなものについてもほぼ遜色なくスタートしてきたつもりだったんですが、また品物については、ほかの市町村と比べますと現時点では少ないというようなお尋ねだろうと思います。ですが、これもそのときそのときですよ、ほかの市町村もふやしていくような状況もあれば、また返礼の割合もふやしていく状況もあります。その都度その都度、我々も見直しをしながらですね、おっしゃるようにその製品の衛生の問題というのは一つの問題でありまして、そこら辺はふやす方向で、今後努力はしていきたいというふうには思っております。

○神園信二企画調整課長 枕崎会に属する方の御寄附が何件あるかというお尋ねでございまして、今、手元に御寄附をいただいた方の名簿一覧があるんですけども、これで、返礼を始めてからはですね、初めて見るなど、お名前をですね、今までなかった人だなということが、寄附をいただいてない方だなというのが多くなっていることはわかります。

ただ、議員が言われる、この方が枕崎会に加入してらっしゃる方なのかどうなのかというところは、ちょっと把握、すいませんができてないところです。

○7番清水和弘議員 私が尋ねたいのはですね、関東枕崎会、東海枕崎会、近畿枕崎会、個別にですね、どのぐらいきているのか、それはわかりますか。個人じゃないんですよ。（「参加人数」と言う者あり）いや、参加じゃなくて寄附金、件数。

○神園信二企画調整課長 今申し上げた答弁が、ちょっと私が説明が悪くて御理解いただけなかったのか、枕崎の出身者の方だなとわかる名前はよく見てますのでわかっていますが、この方が東海枕崎会の方だ、この方が関西枕崎会の方だ、東京枕崎会の方だという観点での集約はしてないというところです。

○7番清水和弘議員 さきほど、課長、近畿枕崎会だったですか、何か相談に行ったとか話しませんでしたか。

○神園信二企画調整課長 先ほど申し上げましたのは、東海枕崎会が6月に開催されておりますので、そちらで返礼事業を始めましたというパンフレットをお配りしたという説明を申し上げたところです。

○7番清水和弘議員 東海枕崎会からの寄附金、納税による寄附金はどのぐらい来とるんですか。

○神園信二企画調整課長 東海枕崎会からいただいたふるさと納税、会からですね、組織からいただいたふるさと納税はございません。（「加盟しとる人ですよ、これ、加盟しとる人が相当いますよ、東海枕崎会も」と言う者あり）ですから、先ほどから申し上げておりますが、名簿をずっと今も見ておりますけれども、この名簿の中の、枕崎の名字だよな、この方はなというところはわかりますけれども、その方が東海枕崎会の人なのか、どこの枕崎会の人なのか、その所属もわかりませんし、そこまでお尋ねしながらいただいているところではございませんので、そういう集計ができてないというところでございます。

○7番清水和弘議員 このふるさと納税制度によるこの寄附金によればですね、東京、神奈川、大都会のほうはマイナスなんですよね。これはもう理由はわかっと思えますよ。やっぱりこのふるさと納税制度、これは、悪いけど田舎のほうを助けてやる、そういう制度なんですよね。私は本当枕崎の考え方はですよ、東京や大都会の考えでおるんじゃないかと思えますよ。枕崎はそんだけ都会ですか、これ。結局、田舎と言ったら失礼ですけど、そういう田舎の、何と言うの、実績を、経済を活性化させるための納税制度じゃないですか。だから、枕崎なんか喜んで、しかも財政状況は県下で最悪ですよ。一番先にここは取り組まなならん事業ですよ、これ。なぜここに取り組もうとしないのか、その理由は何なんですか。

○神園信二企画調整課長 本市のふるさと応援寄附条例をお読みいただければ御理解いただけるかなと思うんですけれども、いただいた寄附金で事業を実施できますものが、まちなみ景観の整備に関する……、（「すいません、それはもうさっき答弁しましたよ」と言う者あり）条例に7号まで掲げた事業に充当していきますということでございますので、そちらの事業にはこれまでも充当しているところでございます。

先ほど議員が、条例というのは変えればいいじゃないかというふうな御提案でございましたが、その辺も含めてやっていけば、その返礼品に使う、けさほどの城森議員の答弁でお話をしました、返礼品として使っていく一般財源というのも確保できるのではないかというふうな議論もございますので、その辺のところの検討を今現在行っているというところでございます。

○7番清水和弘議員 国際芸術賞展についてお尋ねいたします。

[傍聴席で発言する者あり]

○新屋敷幸隆議長 傍聴席は静かにしてください。

○7番清水和弘議員 新聞報道ではですね、宣伝不足を指摘されているようであります。この費用対効果についてなんですけど、8月7日の南日本新聞の記者の目で、来場者が少ないことに触れ、市民が気軽に親しむ工夫や観光に絡めた具体策がまだまだ足りない気がするかと書かれておりました。

また、私が見学したところ、絵を説明してくれる職員が不在でした。絵の説明のできない方が、なぜあそこに従事しているのかですね。やっぱりあそこで働いとる人は、入館者に絵の説明ぐらいできる学芸員なり、そういう人が在籍すべきじゃないんでしょうか。たまたま私が行ったときはですよ、日曜日でした。日曜日が一番入館者が多いわけなんですよ。なぜそういうとき、学芸員なり説明できる人が来なかったのか、その理由についてお願いします。

○末永俊英文化課長 まず、御指摘の枕崎国際芸術賞展のPRについてですが、枕崎国際芸術賞展の市外、県外、海外向けの広報宣伝についてですが、まず、県内の新聞各社、テレビ局については全社に文化課の職員が訪問して、取材や番組等での紹介をお願いしています。特に、各テレビ局と南日本新聞社については、審査前と展覧会開催前の2回訪問したところでございます。ま

た、8月2日に放映されましたMBCのふるさとウイークのテレビ番組に、市長みずから出演してPRを行ったところがございます。その結果、新聞やテレビでの紹介は、風の芸術展に比べて遜色のないものであったと考えています。

また、そのほかにも、県の関係機関、本市の隣接自治体の公共施設や観光施設、温泉施設や主要病院等に直接職員が訪問するなど、ポスターの掲示とチラシの配置については、風の芸術展よりかなり多くの場所にお願ひし、御協力いただいたところがございます。そのほか県内をはじめ、全国の美術館、美術系学校、主要画材店にポスターとチラシを送付し、文書で掲示と配置をお願いしたところ です。

それから、もう一つお尋ねの学芸員についてですが、学芸員の説明、これについては、希望があれば随時行ってきたところがございます。ただし、職員で学芸員は1人しかおりませんので、毎日対応ということはできません。それで、それぞれの職員で、学芸員からある程度展示物についての説明を受けて、もし来場者からそういう御要望があればそれに対応するというかたちをとってきたところがございます。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○8番禰占通男議員 皆さん、こんにちは。よろしくお願ひいたします。

今回の一般質問について、地方創生については地方創生推進交付金の初配分が8月下旬に配分するとの発表があり、あわせて加速化交付金の進捗状況を。

また、水質については、成人は1日分の水は1リットルから1.5リットルが必要とされ、それによる亜硝酸態窒素の耐容一日摂取量の評価値が位置づけられており、平成26年4月1日から適用されていると思っております。

また、新広域ごみ処理施設候補地については、新聞報道、また、南さつま市による発表もあり、当局でも報告がありました。それで、報告までの経緯について伺いたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 建設候補地の選定については、先日の全員協議会で報告いたしましたとおり、南さつま市金峰町高橋の推薦地3を建設地に最も適していると評価し、次点を枕崎市金山町の推薦地1及び南九州市川辺町上山田の推薦地4と評価して答申がなされたところです。

今後、南さつま市金峰町高橋の推薦地3について、ボーリング調査を行った上で、改めて組合協議会で建設候補地の決定について協議することになりました。

詳細については、担当参事が説明いたします。

○加藤省三市民生活課参事 各構成市から推薦のあった建設候補地5カ所について、各市の住民代表と学識経験者等で構成する新広域ごみ処理施設建設候補地検討委員会を設置し、約1年間にわたり11回の委員会を開催し、現地踏査を実施しながら評価等について慎重に検討を重ね、平成28年8月3日に管理者に答申を行ったところでございます。

答申書につきましては、南さつま市金峰町高橋の推薦地3を新広域ごみ処理施設建設の建設地に最も適していると評価し、次点を枕崎市金山町の推薦地1及び南九州市川辺町上山田の推薦地4と評定して選定した旨の内容でございます。

この答申を受けまして、8月16日に組合協議会で建設候補地について協議をいたしました。が、全員協議会でも説明いたしましたとおり、評価項目の3と23の、液状化の状況と工事の難易度

について評価に至らなかったこと等から、組合協議会としては、南さつま市金峰町高橋の推薦地3について、安全性の確認のための追加ボーリング調査を行った上で、改めて建設候補地決定について協議をすることになりました。

なお、ボーリング調査及び結果検討には、おおよそ3カ月から4カ月の期間を要する見込みでございます。

以上でございます。

○8番禰占通男議員 構成市の衛生管理組合の委員の方々もだと思いますけど、南さつま市の全員協議会で意見が出ていたのは、情報公開がないと。我々も昨年12月に一応説明は受けました、ある程度の。そして、項目の選定基準24項目というのもまた知らされましたが、その内容については一切、この前、南さつま市で22日に全員協議会があった中でも、委員以外は資料をもらうこともなく、枕崎市の全員協議会で初めて資料をもらって、その内容を知るところとなりました。

それで、枕崎市が金峰の高橋に次いで2番目の次点ということで、そこで点数を失ったのは、運搬条件という観点から人口重心からの距離という言葉が出ました。これは我々に12月に示された分は運搬という言葉は出てきましたが、その人口重心地からの距離という言葉は一切出ておりません。それで今回、枕崎市が推薦したところが漏れたのは、C項目になっているということです。

それで、あと、今ありましたように、ボーリング調査をすべきではないかというその意見が出たとなっておりますけど、これは学識経験者から出たのか、それとも一般に、市が推薦した方から出たのか、それとも協議会の中で出てきたのかお伺いいたします。

○加藤省三市民生活課参事 候補地検討委員会のほうではですね、先ほども申しましたとおり、3と23については評価できないということで、これが一番工場を建設する上で一番大事な項目でございますので、組合の協議会のほうで、そのような意見が出ましたので、住民に対して十分安全性を説明できないということで、ボーリング調査をということで出たところでございます。

○8番禰占通男議員 私は、今、これが高橋のある近くというのは、今、有名で自転車競技なんかにも使われるサンセットブリッジ、これも支持杭を打ってるはずですよ。それと我々の子供たちが小学生のころからあります少年自然の家、これも近くです。そうであれば、こういった地形的な資料というのは出されなかったんですか。

○加藤省三市民生活課参事 一番いいのはですね、すべての場所のボーリング調査の結果が出ればよかったんですけども、そういったような資料がございませんでしたので、この前、全員協議会で出しました微地形図とか、それから液状化の図面ですね、そういったような資料を参考に検討いたしましたけれども、評価に至らなかったということでございます。

○8番禰占通男議員 先ほども言いましたように、8月22日、南さつま市での全員協議会の結果で、委員の方々も情報の公開はされてこなかったと2人か3人の方が述べられておりました。

結果としては、今の経過で、今、南さつま市が全員協議会で委員の方々には知らして、それで議会で公開した。そして枕崎市も全員協議会で公開して、それが新聞報道になり、そして市民の方も知ることになったと思うんですよ。

であれば、この情報の公開というのはこれでよかったのか、どうなんですか。どう思いますか、市長、情報公開のあり方はこれでよかったのかと。

○久木田敏副市長 ただいまのお尋ねについては、組合議会の考え方で基本的にあるわけですけども、私どもも選定委員会の中でどのような項目というのは、当然ながら事務局としましては知り得てはいますが、これを公に公表というようなことには、その選定委員会の開催期間中にはなかったところがございますので、勝手にこちらのほうがするというわけにはいかないと。

また、協議会が開かれている16日に、8月16日に開かれてるわけですが、その間におきまし

ても、協議会そのものの中にも示されてございませんので、その途中でですね、協議会を開いてもよかったんじゃないかというような考え方も実は持っているところです。

そのようなことで、組合議会のほうでこれは判断されたことだろうと思います。

○8番 禰占通男議員 それで、これからのあり方ということで私から聞きたいんですけど、資料も覚書をもらっております。

それで、覚書の7条で、疑義が生じたときはその都度協議して決定していくという、ここにいい文言が示されております。

それで、この24項目が決定されたのは、委員会開催状況によると、第4回平成27年11月27日に評価方法の決定というのが資料として出されております。

それであれば、皆さんが一番知りたかったのは、今この評価点、評価点数集計表なるもの、評価項目ですよ。

やはり、これは覚書を修正してでも、組合、日置市、南さつま市、本市、南九州市、皆さんが共有すべきではなかったのかと思いますけど、今後のあり方ということで、今から候補地が3点いいところ上がりましたが、それがボーリング調査なり、結果が出た後に公表するまでの間の途中経過というのは要望していくのか、その辺をお伺いしておきます。

○加藤省三市民生活課参事 ボーリング調査につきましては、衛生管理組合のほうで今から見積もりをして、執行をしていくと思います。

その途中経過についてはですね、結果が出てからでないちょっと、こちらのほうとしても知り得ませんので、結果が出た後ですね、また評価をして、最終的に協議会のほうにこういう結果でしたということで提出されて、そこで検討されるものと考えております。

○8番 禰占通男議員 次の地方創生についてお伺いいたします。

地方創生推進交付金の交付対象事業決定がなされたが、本市の取り組みはどのようになっているのか。また、加速化交付金事業の進捗状況についてお伺いいたします。

○平塚孝三企画調整課参事 国は、去る8月2日に地方創生推進交付金対象事業について決定しておりますが、本市はこれに含まれておりません。

地方創生推進交付金は、地域再生法に位置づけられた法律補助で、地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた事業に対して交付されるもので、補助率は2分の1で、残りの2分の1は一般財源で賄わなければならないとされているところです。

この交付金については、地方版の総合戦略に位置づけた地方公共団体の自主的・主体的な取り組みで先導的な事業を支援するとされております。具体的には、広域連携で取り組む事業や地域の産業界、行政、学校、金融機関、労働界、これらが一体となって立ち上げる官民共同事業であって、事業を進めていく中で、将来的には交付金に頼らず自立自走していくことが可能となる事業を対象とするという、ハードルの高い交付金制度となっております。

本市の地方創生総合戦略に掲げる事業のうち平成28年度中に実施すべきものは、地方創生加速化交付金対象事業として、平成27年度補正予算（第7号）に予算計上し、全額を翌年度に繰り越し平成28年度事業として実施しているところでございます。

本市の取り組みといたしましては、平成28年度中は、本市の地方創生総合戦略の政策パッケージに掲げております4分野15事業63メニューについて、実施または実施に向けた検討を行いまして、平成29年度以降の実施計画を策定し、その交付金獲得に向けたパッケージ化、現在実施中の地方創生加速化交付金事業の後継事業としての活用を図り、交付金対象事業としてその採択に向け、国・県と協議を進めることとしております。

また、その加速化交付金事業の進捗状況でありますけれども、現在実施中の加速化交付金事業は、国の27年度補正で措置された地方創生加速化交付金の交付決定を受けまして、平成27年度補正に予算計上いたしまして、全額を翌年度に繰り越して、平成28年度事業として各課が事業

を展開中であります。

その事業は、単独分の枕崎市地方創生深化のための物流・観光・交流・移住推進事業のパッケージ事業である新ホームページ作成事業、空き家調査事業、地域産業競争力強化に向けた枕崎漁港活性化事業、地場産業・観光PR用動画制作事業、広域連携事業分の香港における鹿児島県南部広域観光物流加速化事業、総事業費7,260万円の5つの事業であります。

その進捗状況につきましては、各事業担当課において答弁いたします。

○本田親行総務課長 まず、枕崎市地方創生深化のための物流・観光・交流・移住推進事業の中で、ホームページをリニューアルし、特産品等のPRページ作成や外国語対応等を行うことにより、地場産業や観光・物流部門の強化を図るための新ホームページ作成事業の進捗状況について申し上げます。

ホームページ作成委託業者の選定に当たりましては、公募型プロポーザル方式により選定することとしており、6月1日に公募型プロポーザル実施についての公告を行ったところ、4事業者からの応募があり、現在、書類審査、プレゼンテーションを経て優先交渉権者を決定し、契約に向けた交渉及び調整を行っているところであります。

なお、新たなホームページの運用につきましては、平成29年4月1日からを予定しています。

○下山忠志水産商工課長 枕崎市地方創生深化のための物流・観光・交流・移住推進事業のメニューの一つであります地域産業競争力強化に向けた枕崎漁港活性化事業については、かつおぶし加工業者の経営改善を図るとともに、開港のメリットを十分に生かした枕崎漁港の再活性化を目指し、コンテナヤードを含む社会基盤整備のあり方について検討を進めるため、これまでの調査結果を踏まえた事業を展開しているところであります。

本事業の内容といたしましては、現在、多くの輸入カツオが博多港を経由しているのに対し、鹿児島港に就航している博多、鹿児島、沖縄、台湾を結ぶRO-RO船を利用し、比較検討を行うことでのコスト低減の可能性やかつおぶし加工業者への経営の影響等について、関係機関と連携のもと実証実験を行うこととしております。

なお、本事業の実施に伴い、東南アジア方面からのカツオの輸入において、重要なトランシップ拠点である台湾の高雄港への視察・調査については既に実施済みであり、外貨コンテナ船、RO-RO船が着岸する岸壁やコンテナヤード等を視察・調査したほか、現地の船社代理店等から、船の荷役状況や水産物をはじめとした外貨貨物の動向についてヒアリングを行っております。

次に、地場産業・観光PR動画制作事業については、本市の魅力ある観光資源を凝縮させた観光PR動画を作成し、外国人を含めた観光客に向けて効果的に地域の魅力を発信するとともに、あわせて本市の地場産業等の魅力と重要性を理解してもらうことに特化したPR動画やパンフレット、ポスターを制作し情報発信を充実することにより、本市への交流人口の増加に加え、移住・定住促進への波及も図ることを目的として実施するものであります。

この事業の進捗状況は、PR動画の制作については、制作会社と8月1日付で契約を締結し、現在、観光及び地場産業の各素材について取材、撮影等を行っているところです。

また、パンフレット、ポスターについては、今後早い時期に入札を行い、業者選定の後、制作を進めていく計画となっております。

次に、広域連携事業分の香港における鹿児島県南部広域観光物流加速化事業については、本市を含む指宿市、南九州市、南さつま市、南大隅町の4市1町で設置された鹿児島県南部広域観光物流実行委員会が事業主体となって進められており、鹿児島空港からの直行便が就航した香港をはじめアジア諸国からの観光による交流人口の増加や、物流交流による新たな販路拡大、経済の活性化を図ることを目的として事業が展開されております。

事業の内容といたしましては、香港を中心としたアジア圏域からの誘客戦略策定、香港観光関係展示会参加、セールス活動事業、香港の広告媒体を中心とした情報発信、香港観光関係者等招

聘事業、香港商談会出展事業、輸出スキルアップ事業、香港通販出展事業となっております。

○平塚孝三企画調整課参事 最後に、空き家調査事業の進捗状況について説明いたします。

空き家調査事業は、市内の空き家の不良度、市場性判定を行い、空き家カルテを作成し、データベース化するものです。

データベース及び報告書をもとに、空き家バンクの創設に向けて取り組み、そして空き家等対策に関する施策を検討することになります。

進捗状況としましては、委託事業者である株式会社ゼンリンが下調査して作成した空き家に色をつけた住宅地図を各公民館長にお渡しし、相違がないかの確認作業をしていただきました。公民館長に確認、修正をしていただいた空き家情報をもとに、3名の調査員により9月から10月にかけて、現地に行って空き家の写真撮影等の調査を実施いたします。

今後の計画として、空き家の所有者の特定、そして利活用に寄与する意向があるかないかなどのアンケートを実施し、空き家等の情報を管理するためにデータ化をいたします。

さらに、本市における空き家等の特性及び課題を把握するため、空き家等の実態調査報告書を作成いたします。

これらの地方創生加速化交付金事業につきましては、企画調整課において、各事業課と連携いたしまして進行管理を行い、目的達成に向け展開してまいります。

○8番禰占通男議員 1つずつ伺っていきたく思いますけど、この新ホームページ作成事業、4事業者、公募したら4事業者より返事があったようなことを今申されましたけど、これは、この人に全部作成、それぞれを全部お任せするということですかね、作業は。

○本田親行総務課長 応募のあった4者の中から1者、最優先交渉権者を決定しましたので、そちらのほうと今後、契約を行って、業務を全面的にお願いしていくことになります。

○8番禰占通男議員 2番目の空き家調査事業ですけど、近隣市も空き家バンクなるものを一応設定して、売買関係まで紹介してるっていう関係なんですよ、うちの隣も。そこまで、この事業を広げるのか。ただその空き家調査事業だけで終わるのか。そのところをお伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 空き家バンクにつきましては、この地区にこのような空き家がございます。間取りはこの程度です。外観的な写真をお添えて、ただ、その契約関係、売買もそうですけれども、空き地もバンクができればその空き地もそうなんでしょうけれども、その売買とか賃貸の契約についてはですね、これは不動産の仲介業の免許を持っている方が仲介しないと、法律的にこれはできないことですので、そちらの御協力を仰いで、どちらの不動産屋さんのほうに御照会というふうなかたちのところになるのかなとイメージ的には考えております。

いずれにしても、直接、所有者と借りたい人との協議に付するというための資料の作成ではないというふうに御理解をいただかないと、いわゆる宅建業法にひっかかってくるものですから、その辺のところを御理解いただきたいと思います。

○8番禰占通男議員 3番目のこの地域産業競争力強化に向けた枕崎漁港活性化事業、先ほどの質問者からもありましたように、荷捌き所はいいのができました。

私も一緒に県庁まで私の用事があって行ったんですけど、県の職員が言うには、いい施設ができた。だけど大変だよと、運搬、冷蔵庫が足りないと、向こうの人はもうちゃんと理解しております。

これから、今、私は産業厚生委員じゃないですけど、何かあそこの視察に行ったときの説明だと、1日300トンが今のところは荷さばきの量だと聞きましたけど、それ以上の能力もあると聞きましたけど、その能力があるんだけど、荷をさばいて納めるところがないと。本当にもったいない話です。

これは、今後、いろいろな関係者もおりますし、県とかそこら辺と対応して、よりよい施設に発展させていくことを望んでいます。これはもう要望でいいです。

ありますか。そしたら答えてください。

○**下山忠志水産商工課長** 荷捌き所の件でございますけれども、委員のおっしゃる300トン、400トンありますけれども、冷蔵庫の空き状況にもよりますけれども、それによって荷さばきをする量が変わってまいります。

それと同時に南太平洋の漁獲の漁模様というのは、常に一定したものではありません。ですので、枕崎に船が入ってくる時期っていうのが一定しているものではないので、その分、冷蔵庫に入れて、加工業者はその冷蔵庫の中から原魚を取り出して加工をするわけです。

そうした場合に、今現在、枕崎の加工業者で処理しているかつおぶしの原魚につきましては、大体300トンから350トン程度が1日の原魚の処理量というふうなかたちに伺っております。

そうした中で、沖の漁模様の状況、そしてそれに必要とする容量の冷蔵庫の数、そういうのも見据えた上で、今現在、荷捌き所で荷さばきを行っている数量というのは、妥当な線じゃないかなというふうなかたちで考えております。

ただ、漁模様においては、枕崎に來れない船、あるいはキハダの混獲率の多さによって焼津に行く船、いろいろさまざまありますので、そういうところを見据えた上で、陸送あるいは輸入というふうなかたちで、常にそういう枕崎のかつおぶし工場の原魚、処理量の原魚の確保は今しているところであります。

○**8番禰占通男議員** 今のことには反対はしないんですけど、ここには説明として輸出入と書いてありますよ。だったら、こっちから持ち出す分もやはり倉庫なり冷蔵庫なりというのは必要なわけでしょう。だったらやっぱり、今では、今の段階ではだめだということになるんじゃないんですか。

○**下山忠志水産商工課長** 今、冷凍カツオの輸入については私が申し上げましたけれども、実際問題として、青物のサバについても輸出されているのは実情でございます。そうした中、枕崎では冷蔵庫に保管をして、それから輸出にかけているところであります。

今のところは、量では冷蔵庫は足りている状況でございますけれども、今後、輸出入両方考えて輸出をふやしていくということになれば、またそれ相応の保管する場所も必要になってくるのではないかなというふうなかたちで考えています。

○**8番禰占通男議員** 4番目の地場産業・観光PR用の動画制作事業という、これも契約されたとおっしゃいましたが、これっていうのは、枕崎にこういうPR用ビデオとかパンフレットというのにかかわる人はいないんですか、いるんですか。

○**下山忠志水産商工課長** 今の御質問は、この業務の委託を受ける業者が枕崎にいるかということですか。（「はい」と言う者あり）今回のこの業務の業者の選定に当たっては、総務課のホームページ作成事業と同様にプロポーザル方式で行いました。

市内の業者へも公募しましたところ、市内の業者から応募もありましたので、市内の業者も含めて選定をしたところでございます。

そうした中、ある1者が選定されたというふうなところでございます。

○**8番禰占通男議員** 次の香港もあるんですけど、その前に、結局この地方創生、いっぱい申し込んで、こういうふうに加急化で2,670万ものお金を持ってこれたということはいいことですよ。それを全部外注に出したら全部、枕崎に残るのは紙切れしか残りませんよ。

だからやはり、いろんなものに、仕事に対する育成というのにも必要だと思うんですよね。そうしないと、地方創生は、私は地産地消だと思うんですよ。国が持ってきたものを自分のところにおいて、それをぐるぐる回さないことには、向こうからもらった、はいありがとうございました外に出したら、本市には何にも残りませんよ。

そこを考えると、この次の香港における鹿児島県南部広域観光物流加速化事業ですけど、これも今ここにある枕崎市、指宿、南大隅町も入っていますけど、ここを結んで観光戦略を展開すると

いうのもいいんですけど、ただ、私は、枕崎は素通りする場所になるんじゃないかと、一番喜ぶのは指宿さんで、泊まってお金をいっぱい落としてくれるんじゃないかと、私はそう考えているんですよ。

だからやっぱり、こういう問題、こういう事業も、やはり枕崎に1円でもいいから、お金をおろして使ってもらいたいと。そういうことです。そこら辺の考えがございましたらお聞かせください。

○本田親行総務課長 ホームページのリニューアルにつきましても、先ほど目的を申しました。

特産品等のPR等を行うことによって、枕崎の産業経済等が潤えばということでございます。また、その作成を本市の業者でできれば二重に効果はあるところです。

今回の業者選定についても、市内の業者を排除したものではなくて、公募によるプロポーザル方式ということで募集しましたが、相当技術力とか実績とかも要ります。そういうこともございまして、枕崎市内の業者からの応募はなかったところです。

○下山忠志水産商工課長 香港における鹿児島県南部広域観光物流加速化事業でございますけれども、これは鹿児島空港からの直行便が香港に就航されたことに伴って行うものでございますけれども、アジアから見た観光・物流に関しては、枕崎市とか、そういうふうな点ではなくて、九州あるいは鹿児島というふうな地域で見られているということでございます。

そうした中、この南部地域において観光・物流、先ほど委員がおっしゃいましたように、指宿がその宿泊でありますとかおっしゃいますけれども、観光については1つの場所だけでは観光ができないというふうなところでございます。面的に計画をしないと観光客が来ないというふうなことから、その地域の特性を生かしたかたちでルートをつくるということが肝要なのかなと思っております。

確かに、宿泊については温泉地である指宿、枕崎はどうかという枕崎は食、これはもう鹿児島県南部では、それはもう皆さんわかっておられます。そういうかたちで食、食べるということ枕崎に持ってきたいというふうなかたちで考えているところでございます。

○神園信二企画調整課長 観光事業に関しましては、今、水産商工課長が言われたとおりでございますが、ほかのPRビデオの発注の出し方ですね、事業者の募集の仕方、それからホームページの事業者の募集の仕方も、どちらも公募型の事業を委託を凶るところで、一応、市内の事業者を排除したものではないということは御理解いただきたいと思いますが、今後もまたそういう計画が立っていくと思いますので、そういうときには、企画調整課のほうで事業の取りまとめというか、全体が見えるようなかたちになっておりますから、そういうところはまた、議員の御指摘のとおり地元の事業者が排除されることのないようなお仕事の出し方ということが配慮されているかというのはまた、集約の時点でしっかりチェックをして、もしそういう配慮がされてない場合は、そういう配慮をするようにというふうなお願いはしていきたいと思っております。

○8番禰占通男議員 これは質問でも何もないですけど、私も町なかを歩いて、ホームページで見たんだけど、この宿はどこにあるのと聞かれたことは何回もあります。そして名前は申しませんが、そういう宿泊所があるということも私は本当に心強いと思っております。それで、観光と物流というのは大事だと思っております。

それで、次の水質について質問いたします。

本市の上水道の水質項目は何項目なのかをお伺いいたします。

○福元新水道課長 水道水の水質基準項目は、水道法第4条で供給される水の要件が定められており、その要件に係る基準の具体的事項については、水質基準に関する省令で定められております。51項目が定められているところでございます。

○8番禰占通男議員 その51項目の中で、省略不可という項目があると思うんですけども、その中に、また今、きょう質問しようという亜硝酸態窒素というものもあると思っておりますけど、この亜

硝酸態窒素の公表は、本市ではもらいに行ったらあげると言いましたけど、市報で1年に1回、6月号で水質検査について公表なさってますけど、それについては亜硝酸態窒素は載ってないんですよ。だけど、南さつま市、南九州市も合併したところで水源も相当多くて、それなりにやっぱり箇所箇所でお出しております。

そういうのを本市のホームページや市報なりで公表するつもりはないのかどうかということをお伺いいたします。

○福元新水道課長 まず、51項目につきましては、省略はなくてすべて検査しております。

それで、水質検査には亜硝酸態窒素の単独検査と硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素を同時に行う検査があります。

亜硝酸態窒素の単独検査は、各配水池計5カ所で年4回、各水源地12カ所で年1回行っております。硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の同時検査は、各配水池計5カ所で毎月1回、各水源地12カ所で年3回行っているところであります。

また、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の同時検査及び水質検査計画で定められた検査については、毎年6月に市の広報紙並びにホームページにより、一般細菌や大腸菌と一緒に13項目を公表しております。なお、硝酸態窒素単独の検査を含め水質基準51項目の公表については、5カ所の配水池系ごとに市のホームページにおいて毎年公表しているところでございます。

○8番禰占通男議員 私の次の質問にも、今、課長が答えてくれましたけど、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素の水質基準について、それと水質の監視、頻度ということで、1年に数回ということで今、課長さんも言われましたけど、この亜硝酸態窒素は1カ月に1回の頻度で水質の監視を行わなければならないというようになってるんですけど、どうなんですか。

○福元新水道課長 その件につきましては、毎月1回しなければならない項目と、年3回、4回しなければならない項目がありまして、たしか硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の合計につきましては、しなければならないというふうになっております。

○8番禰占通男議員 この亜硝酸態窒素の基準値の見直しは、幾らになっているんですか。

○福元新水道課長 単独検査でよろしいでしょうか。（「はい」と言う者あり）単独検査のことですよ。（「単独で」と言う者あり）

平成25年度までは、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の合計量は10ミリグラムパーリットル以下でありましたが、近年の知見から極めて低い濃度でも健康に影響があることがわかってきたことから、平成26年度より硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の合計量とは別に亜硝酸態窒素単独の検査項目が追加され、その基準値は0.04ミリグラムパーリットル以下と定められ、本市においても平成26年度から検査を実施しているところでございます。

○8番禰占通男議員 この(3)番目の本市の上水道以外の水質はどのようになっているのかと、お伺いいたします。

○加藤省三市民生活課参事 上水道以外の各組合は、水道事業者として管理運営を行っております。

水質検査につきましては、水道法に基づきまして一般細菌を含む10項目の検査と51項目の検査を定期的実施し、検査結果につきましては、各組合と市のほうへ送付されております。

水質検査の結果をみますと、各組合、水質については水質基準値以内の数値であり、特段問題はないところでございます。

○8番禰占通男議員 この簡易水道、一言で……、ですけど、白沢水源地と相当……、白沢配水池系統と俵積田配水池系統とが、この硝酸態窒素と亜硝酸態窒素というのは、これもう6ミリグラムを超しているんですけど、市報の資料ですけど、これは亜硝酸態窒素単体ではどのぐらいになっているんですか。

○福元新水道課長 亜硝酸態窒素単独の検査結果につきましては、平成26年度及び27年度はす

べての水源地及び配水池において、基準が0.04ミリグラムパーリットルに対しまして、0.004ミリグラムパーリットル未満の定量下限値内にあり、現在何ら問題がないところです。

○8番禰占通男議員 次の質問ですけど、この硝酸態窒素、亜硝酸態窒素の健康への影響はどのようなものがあるんですかね、お願いいたします。

○田中義文健康課長 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が健康に及ぼす影響につきましては、先ほど水道課長から説明がありましたように、乳幼児がメトヘモグロビン血症を発症させること等のない濃度をもとにして、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の合計量についての水質基準を定められています。

特に、亜硝酸態窒素につきましては、近年の知見から極めて低い濃度でも乳幼児のメトヘモグロビン血症への影響などがあることがわかってきたことから、単独での水質基準も定められたところでもあります。

一方で、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の発がん性に係る健康への影響につきましては、平成24年10月29日の食品安全委員会の評価結果によりますと、硝酸態窒素につきましては、人に対する証拠が不十分であることや、亜硝酸態窒素については、さらなる知見の収集が必要であるという報告がなされているようです。

なお、質問にありますように、本市の胃がん及び消化器系のがんの発症率と近隣市の発症率につきましては、それらを所管する保健所に問い合わせたところ、そのようなデータはないという回答でございました。

○8番禰占通男議員 この亜硝酸態窒素というのが体内に入った場合には、相当、ヘモグロビンと反応してメトヘモグロビンになるということで、一番体力の、体重の小さい乳児には要注意となっております。

それで、こういった水質と乳幼児の子育てですよね。今、地方創生も子育て子育てと言って人口をふやしましよとなってるんですけど、一番の問題の水からこういうことが、身近な水からですよ、やはり影響が出るかもしれないということの市民への周知というのは、どのようにこれからなさっていくのかをお伺いいたします。

○福元新水道課長 市のホームページに51項目の検査につきましては内容につきまして、一応、公表はしてるんですけども、それがわかりづらいということであれば、また何らかの検討をしなければならぬということで、とりあえず、毎年、公表される6月のホームページに、市のホームページのほうも見ていただきたいということで、来年度からは検討したいと考えております。

○8番禰占通男議員 こういうことは6月で、来年も6月に発表となると思うんですけど、そこら辺にも、こういうこともあるよと、何かただし書きぐらいで、そのぐらいしてもらったらいいかんと思っております。要望しときます。

それで、大きな4番の亜硝酸態窒素の検査方法は、これはだんだん厳しくなると思うんですけど、どうなるのかをお伺いいたします。

○福元新水道課長 亜硝酸態窒素並びに硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の、その他の項目もなんですけど、どれが厳しくなるかそういう情報は入ってきてなくて、とりあえず今の基準値を守るようにしていかなければならないというふうに考えております。

それで、亜硝酸態窒素の検査を含む水質基準項目などの水質検査につきましては、本市では水道法第20条第3項の規定によりまして、厚生労働大臣の認可を受けた者に業務委託し、水質検査に関する省令に基づき、厚生大臣が定める方法により検査をしているところです。

なお、本市の平成28年度の業務委託については、4月12日に指名競争入札を行い、鹿児島市内に本社のある法人が受託しているところでありますが、毎月検査、あるいは3カ月、4カ月の検査において、ここが悪いよというようなところの数値は全く上がってきていないところでございます。

○8番禰占通男議員 次に、水道事業者が行う硝酸態窒素、亜硝酸態窒素の汚染対策といえますか、これはどのような方法があるのかをお伺いいたします。

○福元新水道課長 農業生産に伴う肥料、畜産のふん尿及び生活排水などに含まれる窒素化合物、アミノ酸たんぱく質が生成されて、最終的には硝酸態窒素となり、植物に吸収されなかったり気化されなかった分が地下水や河川水に溶け出し、その結果、濃度が上がると基準値を超えてしまうこととなります。

このため、かねてから、関係各課などにおきましては事業者などへ汚染対策の説明を行うとともに、仮に数値が上がるようになった場合は、県の保健衛生部や農政部などと連携をとり対策を講じるようにしなければならないことになっております。

なお、本市においては、検査結果が基準値以内であり、横ばい状態であるところでありますので、引き続き監視を行ってまいります。

○8番禰占通男議員 あと、1つ飛ばしてしまいましたけど、(3)番と7番と一緒に質問しておきます。

硝酸態窒素・亜硝酸態窒素による地下水汚染対策、発生源の対策ということで、どのようなものがあるのか。また、可能なのかということですよ、汚染源の対策はということ。

○加藤省三市民生活課参事 生活系の面から答弁いたしますと、合併浄化槽の設置、単独浄化槽からの合併浄化槽への切りかえ、下水道区域内の事業所の下水道への接続、区域外の事業所への汚水処理施設の設置の推進を行いながら、きれいな河川や地下水汚染防止対策に努めております。

○川崎満農政課長 農業における対策について答弁いたします。

硝酸態窒素、亜硝酸態窒素の地下水汚染対策といたしましては、農地への過剰な施肥を抑制することが重要であると考えております。

これについては、南日本新聞が平成8年に特集記事「新しい農のかたち」において、過剰施肥が地下水の硝酸態窒素を高めているとの報道がありました。

これを受けて、農業の持続的な発展を図るためには、環境に配慮した農業の取り組みが必要であることから、市といたしましても、関係機関と連携しながら環境負荷の少ない農業の取り組みを進めているところであります。

肥料については、作物に合った適正な施肥が行えるよう、肥料メーカーや試験研究機関の意見を聞きながら、市、農協、県などの関係機関で検討して施肥基準を定めており、この施肥基準に基づいて農家指導を行い、肥料成分の流出、地下浸透を抑えているところであります。

また、畜産における対策でございますが、これにつきましては、汚水処理施設の整備があります。養豚場の汚水処理については、処理施設の整備を、事業を活用して一層の改善に取り組んでおりまして、農家が適正な汚水処理ができるよう処理技術の向上と指導に努めているところであります。

○8番禰占通男議員 この地下水汚染対策というのは、本市は地域的にも面積が小さいことで、資料にもいろいろ出てるんですけど、原水または浄水の変更ということは、枕崎はどっかで水を、井戸を掘って使おうということは不可能だと思うんですよ。それで、それが浄水の変更、それで今後、量をふやすということですよ、水量を。そして浄水の処理という、これはすごく今お金がかかりそうでありまして、また井戸の構造等の改善も必要だということですよ。

それで、これとあと費用対効果ということと水量の安定化という、何かこうだんだん難しくなっていて、将来にわたっても難しくなると思うんですよ。ですから、この汚染対策というのは、今後、皆さんが協議して、一つの課ではできないと思うんですよ。だから、いい方向へ持っていかないと、思っています。これは要望です。

あと、最後にお伺いしますが、私はことしの28年6月から、6月か28年7月からですけど、新しい基準が始まると思って、3年ぐらい水質についてはずっと待ってたんですけど、今回の打

ち合わせで、参事さんから一応延期になりましたということを知りました。前置きしておきます。

畜産農業の硝酸態窒素、亜硝酸態窒素の排水基準についてはどのようになっているのかをお伺いいたします。

○川崎満農政課長 畜産業における排水基準については、公共用水域、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路へ排水される場合、水質汚濁防止法に基づき、排水基準をクリアすることが必要とされてきました。

硝酸態窒素等の暫定排水基準における畜産農業については、一般排水基準の100ミリグラムパーリットルが直ちに遵守困難な業種に対する経過措置として、平成28年7月より平成31年6月末までは暫定排水基準600ミリグラムパーリットルが適用されておりますが、污水处理施設の適切な運転管理を行い、一般排水基準値100ミリグラムパーリットルに向けた低減に努める必要があります。

なお、これらの基準については、関係農家には周知しているところでございます。

○8番禰占通男議員 今回の排水基準というのは、検査は終わったんですか、各事業者の。

○川崎満農政課長 この検査につきましては、水質汚濁防止法により規定されておりますが、各農家がするという事になっておりますので、こちらでは把握していないところでございます。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後3時20分 休憩

午後3時29分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○12番豊留榮子議員 皆様、お疲れさまです。

最後の質問者となりました。

私は日本共産党議員団の一員として、住民の福祉、暮らし、平和を守る立場から一般質問をしてまいります。

まず、質問に入る前に一言。

7月27日、相模原市の障害者施設で起きた無謀で実に身勝手な事件によりとうとい命が奪われた方々、そして、先日の台風10号により被害を受けられた、岩手、北海道の方々、御遺族、関係者の皆様にご心からのお悔やみを申し上げますとともに、一日も早く平穏な日々が訪れることを願っております。

さて、7月の県知事選挙で三反園新知事が誕生し、県民の期待を集めているところです。

三反園県知事は、川内原発の一時停止と点検を公約に掲げ、初当選しました。

8月19日には、川内原発周辺の避難道路や施設を視察し、避難計画を見直す必要があるとの考えを示し、26日に九州電力川内原発の1、2号機の一たん停止と施設の点検や周辺の活断層調査などを求める要請書を九電の社長に手渡しました。

三反園県知事は、「私は原発事故を二度と起こしてはならないと思っている。熊本地震によって、原発は本当に大丈夫なのかという不安の声が多くある。このような県民の声に真摯に耳を傾けて、私の要請に対して誠意ある対応をとってほしい」と訴えていました。が、先ほど昼のテレビニュースで、九州電力の社長は「一時停止はしません」と回答。三反園県知事は「遺憾に思う」と述べ、「これからも要請を続けていく」と話していました。

間もなく始まる県議会が注目の的になっています。高齢者から子供、とりわけ弱者に優しい県政になりますように。

それでは、私の質問に入ります。

まず、介護保険制度についてですが、介護保険は2000年の制度発足以来、利用料は1割負担が続いてきました。

しかし、昨年8月から一定所得以上の利用者に2割負担を求めるなど負担がはね上がり、利用者の怒りを広げています。

そのさなかに、今度は2割負担の対象を広げようとしています。

厚労省の姿勢は、余りにも暮らしの実態を無視していると思いますが、まず市長の見解をお示しくください。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 介護保険1号被保険者の利用者負担については、昨年8月以降、一定所得以上の方について2割負担が実施されているところですが、厚生労働省は現在、社会保障審議会介護保険部会において、さらに介護保険の利用者負担のあり方等について検討を行っているようで、年内に結論を出した上で、2018年度の介護保険制度改正に反映させたいとしているようです。

なお、今回の検討は、高齢化の進展に伴い、今後さらなる保険料水準の上昇が見込まれる中、世代間・世代内の公平性を確保しながら、今後の介護保険制度の持続可能性を高める観点から行われるものでありますことから、私としては、国における検討の状況を注視してまいりたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 では、この国民年金で暮らす高齢者はですね、本当にぎりぎりの生活を今、強いられているところなんです。このことをどうお考えでしょうか。

○山口英雄福祉課長 介護保険の利用者負担の一部2割負担導入は、昨年8月から実施されておりますけれども、国はこの制度設計に当たりまして、1号被保険者のうち所得の高額な方から2割程度の方に、所得に応じた負担をしていただくということで制度設計がなされたものでございます。この結果、年金所得のみの場合で申し上げますと、1号被保険者の単身の世帯では、年金収入が280万円以上の方、その場合が2割負担の対象と現在なっているところでございます。

今後、厚生労働省がどのような検討結果を出すか、まだ定かではございませんが、先ほど市長が答弁を申し上げたとおり、市としましては、今後の検討状況を注視してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○12番豊留榮子議員 今、高齢者が大切にされない仕組みっていうのは、本当に現役世代の安心も保障されないのではないのでしょうか。

また、2018年度の介護保険の改変に向けて、厚労省は要介護1、2の生活援助や福祉用具の貸与などを保険給付から除外するサービス利用の制限案を今示しておりますが、本市における介護サービスの利用者の実態はいかがでしょうか。

○山口英雄福祉課長 厚生労働省は現在、社会保障審議会介護保険部会におきまして、介護保険の利用者負担のあり方とともに、軽度者への支援、訪問介護における生活援助とか福祉用具貸与等、こういったその他の給付のあり方についても検討を行っているようでございます。利用者負担のあり方と同様に、年内に結論を出した上で、2018年度の介護保険制度改正に反映させたいとしているようでございます。

本市の利用状況についてというお尋ねですけれども、平成27年度の実績で申し上げますと、訪問介護につきましては、要介護1の方に対して505件、給付費で1,100万円程度、要介護2の方が450件、給付費で1,780万円程度。福祉用具の貸与が、要介護1の方で665件で350万円程度、要介護2の方が1,136件で1,170万円程度。購入の場合が、要介護1が35件で75万円、要介護2が22件で44万円程度。それから住宅改修が、要介護1で55件の287万円程度、要介護2が35件で188万円程度というふうになっております。

なお、御質問の中でございました生活援助、これは訪問介護の中で、掃除や洗濯、買い物といった部分を支援するものでございますけれども、この生活援助につきましては、訪問介護の中で

提供されるサービスでございますので、生活援助の実績につきましては、今し方申し上げました訪問介護の中に含まれているところでございます。

○12番豊留榮子議員 今、この生活援助ですね、訪問介護の、これは、生活援助というのは身体介護と違って、専門性がなくてもだれでもできるから保険から外してもいいというのは、少し違うのではないのでしょうか。生活援助を通して、このヘルパーさんたちは、高齢者の皆さんの様態を実によく観察しているんだと思います。そのことについてどうでしょうか。

○山口英雄福祉課長 今、生活援助についてのお尋ねでございますけれども、御承知のとおり全国的には介護従事者、介護職に従事する方が不足しているということで、国は全国で5万人、早急に介護職員をふやそうということで、いろいろな対策を打ち出そうというふうに行っているところでございます。

この生活援助につきましては、今、質問者が言われました、専門性がなくてだれでもいいという観点からではなくて、訪問介護には身体介助と生活援助、大きく分けて2種類の仕事があるわけですが、より専門的な知識を必要とする身体介助、これにつきましては、専門的な知識を有する介護福祉士さん、こういった方々を積極的に活用できるようにするために、一方、生活援助につきましては、多様な方々のお力を借りてサービスを提供していくといったような考え方をしているようでございます。

なお、この生活援助が、仮に今後、見直しでどのようになっていくか、国の検討の中でどういったふうになっていくかということについてはまだ定かではございませんけれども、仮に生活援助が介護福祉士さんの業務から離れたとしても、その生活援助によって得た要介護者の日常の状況、体の状態とか、必要なサービスのぐあい、健康状態等含めまして、それは介護福祉士さん、専門職のほうにもちゃんと連絡をとって、連携体制をうまくとって業務が進んでいくものというふうに思っているところでございます。

○12番豊留榮子議員 では、保険の給付から外すとされています車いすですとか、福祉用具については、これが自己負担になれば介護度の重度化を招くんじゃないでしょうかね。かえって保険給付の増大を招くことになります。今でも不足している介護人材の不足につながっていくんじゃないでしょうか。

○山口英雄福祉課長 福祉用具の貸与等につきましても、先ほど申しましたとおり、現在、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会の中で検討をされているところでございますけれども、まだ質問者が言われるように、保険給付から外すとかいった結論はまだ出ておりませんで、今現在検討中でございます。まだ今後どういった方向になるかっていうのが定かではございませんので、私どもとしましては、国の検討の状況を注視してまいりたいというふうに考えているところです。

○12番豊留榮子議員 いまだ検討中であるんですけれども、これはぜひ声を上げていってほしいと思いますね、自治体からも。

次に、子供の貧困対策についてお尋ねいたします。

子供の貧困が、今深刻な日本社会の大きな課題となってきています。親の失業や低収入、病気や離婚、死別など、家庭の経済状況の悪化でもたらされる子供の貧困は、日本では年々深刻になっていきます。

今、政府が公表しています日本の子供の貧困率は16.3%、約6人に1人へと拡大しています。また、山形大学の戸室健作准教授が独自に子供の貧困率を算出されていますが、それによりますと貧困率1位は沖縄37.5%、2位が大阪の21.8%、鹿児島は3位の20.6%となっています。

しかし、現在の貧困は、なかなか周りからは見えにくいものとなってきていますが、本市における子供の貧困状況をどのように把握しておられるのか。また、本市で独自調査などされているのかをお聞きいたします。

○山口英雄福祉課長 国は、全国消費実態調査あるいは国民生活基礎調査の中で相対的貧困率を

算定しておりますが、これらの調査で貧困世帯といいますのは、平均的な可処分所得の半分の額未満で暮らす世帯というふうに定義されているところをごさしまして、平成24年の国民生活基礎調査におきます子育て世帯の貧困率は、今、質問者が言われたとおり16.3%というふうになっておりますけれども、この調査の中では、都道府県ごとの貧困率は出していないところがございます。

一方で、鹿児島県が全国3位で20.6%という貧困率は、今、質問者が言われたとおり山形大学の戸室准教授の調査によるものでございます。

ただ、質問者も言われたとおり、この戸室准教授の調査につきましては、国の統計資料、基礎数値を用いますけれども、国に、オーダーメイド集計、独自集計をしたもので算出しているところをごさしまして、その結果が鹿児島県20.6%の貧困率ということをごさしますので、この国の16.3%という数値と一概に比較はできないものというふうになっているところがございます。

本市における子供の貧困状況についての御質問でございますけれども、この山形大学の戸室准教授の算出した数字との比較という意味でのお尋ねと思っておりますけれども、戸室准教授の調査は、今申しましたとおり国のデータをオーダーメイド集計して独自に、自分独自に集計したものでございますので、その中で、収入の定義とかいろいろなもので、こちらのほうが把握できない部分がたくさんございます。

したがしまして、本市の子供の貧困の状況について、戸室准教授の出した方法と同じ条件のもとで比較すると、こういったことは現時点では非常に困難でございますし、本市独自の調査についても、現時点では考えていないところがございます。

○12番豊留榮子議員 では、子供の貧困対策ですね、これをどのように考えているんでしょうか。

○山口英雄福祉課長 山形大学の戸室准教授の調査結果では、子供の貧困率、これの原因といたしまして、ワーキングプア率も同様に高いということから、子育て世帯の貧困の原因がパートや非正規労働者の増加による賃金の低下、これが原因だというふうにしておりまして、国の抜本的な労働政策の変化が必要だというふうに指摘しているところがございます。

市としましては、今後の国の労働政策を注視いたしますとともに、国・県の制度等も活用しながら、子供を産み育てやすい環境づくりにさらに努めてまいりたいというふうに考えているところがございます。

○12番豊留榮子議員 そうですね、今、非正規雇用が大変多くなってきていますから、そういうところがあるかと思えます。

そして、この食べることですね、子供たちに対しては、この食べることを保障することも大事なことだと思います。子供が育つために必要な栄養バランスのよい食事を提供すること、そのためにも学校給食の無料化は必要なことです。

そして、就学援助制度の拡充、給付型奨学金制度の実施などが必要ではないでしょうか。

○米森基保健体育課長兼給食センター所長 学校給食につきましては、学校給食法の第11条の1項に、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。第11条の2項に、前項に規定する経費以外の学校給食費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担となっております。

このようなことから、本市では学校給食の無料化は考えておりません。

○木之下浩一学校教育課長 就学援助制度は、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費、医療費、給食費等の援助を行い、小・中学校における義務教育の円滑な実施を図ることを目的としております。

本市の支給項目や支給額については、国の要保護児童生徒援助費補助金をもとに、他市の状況

等を見ながら定めており、今後も財政状況や他市の状況等を踏まえながら、研究を続けてまいりたいと考えております。

○田代芳輝教委総務課長 返済の必要がない給付型奨学金制度は、現在、19市において、薩摩川内市のみ取り組んでいます。

本市においては、財源確保などの問題もあり、今のところ行う予定はありませんが、県の奨学金返還支援基金に出損の要請もあるので、どういったかたちでの就学支援ができるか研究をしている状況であります。

○12番豊留榮子議員 まず、学校給食なんですけれども、無料化を実施する計画はないということなんです、これを無料化するにはどのくらいかかるもんなんですか。

また、小・中の全校児童数が何人で、食材費が総額で幾らになるのか教えてください。

また、現在の給食費には、光熱費や人材費用などは含まれているのでしょうか。

この点をお願いします。

○米森基保健体育課長兼給食センター所長 平成27年度の実績で申しますと、本市児童数は1,016名です。生徒数が573名でございます。

その給食費の合計は、1年間で7,258万0,200円になっております。その中には、光熱費、人材費用などは含まれておりません。

○12番豊留榮子議員 この学校給食の無料化ですけれども、もちろん全児童の無料化が望ましいことなんです、本市の無料化の第一歩として、全児童を半額無料にするとか、または第3子から全額無料にするとかという考えもありますので、この点についてはいかがでしょうか。

○米森基保健体育課長兼給食センター所長 平成28年度5月1日現在の児童生徒数で考えますと、児童数が979名、生徒数が560名でございます。その中で、第3子以上の対象者というのが約95名ほどおります。

かかる費用といたしましては、およそ年間3,312万2,100円になるかと思っております。

○12番豊留榮子議員 そうですね、全日本の教職員組合ですが、これ自治体による教育費支援の現状調査を行い、そのうちの給食費の補助制度の調査によりますと、回答のあった1,032自治体のうち、全額を補助する自治体が45自治体で、前回調査時の2012年度よりも4倍にふえているといいます。そして、半額以上の自治体は64自治体とされています。この傾向は、子供の貧困が深刻になっている中、自治体としても補助を考えざるを得ない状況になってきていると言われている。

憲法第26条は、義務教育はこれを無償とすると規定し、学校給食法は、学校給食が教育の一環であるとしています。このことからしても、日本のすべての子供たちが教育として学校給食を保障されなければならないはずで。

本来は、国が責任を持って無償化すべきと考えますが、このことについて、市長、教育長の見解をお伺いいたします。

○丸山屋敏教育長 学校給食費の徴収につきましては、先ほど所長からも答弁を申しましたように、学校給食法第11条に定められております。これは、受益者負担を明確にしたものであります。

また、経済的に困窮している保護者に対しては、生活保護法第6条で学校給食が保障されております。

このように、現在の制度は現実的で有効に機能していると考えておりますので、国による給食費の無償化ということについては、主体者である国の判断を待ちたいというふうに思っております。

○12番豊留榮子議員 そうですね、国の判断を待ちたいところなんですけれども、実践的に、もう本当にこのままではだめだということで、無償化に踏み切っている学校も数多くあるという

ことなんですね。

その点に関してでは、全国では1,032自治体のうち、全額補助する自治体が45自治体というふうになっているんですけれども、このことをどうお考えでしょうか。

○丸山屋敏教育長 学校給食費の無償につきましては、それぞれの自治体でそれぞれの理由があるんだろうというふうに考えております。

例えば、文部科学省から直近で通知が来ましたのは、給食費の未納の問題、この問題をどうするのかということで、かつては学校の教職員が給食費の徴収に回ったということですがけれども、これはもう学校の職員には当たりませんよというような通知が来ております。

ことほどきようにですね、それぞれの自治体においてそれぞれの事情があるんだろうというふうに思います。

現在、枕崎市は給食費の未納というのはございませんので、先ほどの答弁をしましたように、主体者である国の判断を待ちたいということで申し上げたわけであります。

○12番豊留榮子議員 幸いなことに、本市には未納者はいないということなんですがけれども、今、本市はお母さん方が交代で徴収してまよね、給食費を。それは何と言うのかな、見えもあつたりとても苦しい状況であっても、それだけは払わなきゃという良心的な御家庭が多いんじゃないかなってということも考えられるんですね。

本市の考え方としては、学校給食を教育の一環としてとらえて、この無償化に向けて努力していくという考えがあらわれるかどうか、そこを確認したいと思います。

○丸山屋敏教育長 既に御承知のように、学校給食は教育の一環であります。

しかし、学校給食法の11条に定められた受益者負担ということもですね、考えていかなきゃならないということがございますので、現在のところ、私どもは給食費の無償化については考えておりません。

○12番豊留榮子議員 わかりました。

次に、就学援助の拡充についてですが、新入学児童生徒学用品費用については、現在は7月に支給されるということですが、制服をはじめ、ランドセル、運動靴に机、そして学用品など準備する物も多く、親御さんは本当に大変です。入学前に支給されればお金の工面をしなくて済むのと言われてます。何とか、これを前倒しで支給することはできないものでしょうか。

それと、まだ実施に至っていない通学費やクラブ活動費の実施はどうでしょうか。お尋ねします。

○木之下浩一学校教育課長 就学援助の周知につきましては、新1年生については入学説明会時に就学援助制度についての案内文を配付しております。また、4月にすべての保護者へ就学援助申請の案内文を配付し、学校を通して希望者から申請を受け付けております。

支給時期につきましては、6月に前年の所得状況を調査した結果、7月に認定を行うため、支給時期を早めることは非常に難しい現状ではありますが、今後も迅速に対応していくよう配慮していきたいと考えております。

また、県内の他の市町村においても、前年の所得状況等の調査が終わる7月以降に支給している状況です。

通学用品費やクラブ活動につきましても、他市の状況等を見ながら今後研究を続けてまいりたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 この新入学児童生徒学用品ですが、支給額は幾らでしょうか。小・中ともお願いします。

○木之下浩一学校教育課長 小学校の学用品費が1万1,420円、それから中学校が2万2,320円でございます。

○12番豊留榮子議員 これは近隣の市町村と比べてどうなんでしょうか、本市が多いとか少な

いとか。

○木之下浩一学校教育課長 小学校・中学校とも、近隣3市、すべて同額でございます。

○12番豊留榮子議員 昨日のしんぶん赤旗なんですが、福岡の北九州市が来年度から、就学援助の中で改善の声が強かった入学準備金の支給時期を、来年の新小・中学生から入学前の3月に支給することを決めたとありました。全国的にも保護者の声を聞き入れ、3月中に支給されるところがふえてきているようです。県内では、出水市が実施、奄美の大和村が29年度からの実施を検討中ということです。本市においても入学前に支給されるよう、ぜひ検討を進めていただきたいと思うところです。

これは今、6月に調査ということでしたが、給与所得者は源泉徴収票で、そして前年度の市民税課税額で対応して、自営業者の場合は確定申告の写しでというように、3月末に入学準備金ができるように、これは努力すべきだと思いますので、よろしくお願いします。

次に、給付型の奨学金制度についてですが、3月議会での質問に、県は、県内の基幹産業分野に就職することを条件に奨学金の返還を免除する制度を考えていることを受け、市長は、「県のほうで新しい制度をつくる動きがあり、市もお金を出すよう求められている。今後、研究したい」と答弁されましたが、その後の進捗状況はいかがでしょうか。

○田代芳輝教委総務課長 先ほども答弁しましたように、制度構築につきましては、対象者の選定、給付方法、財源確保などの問題があり、研究をしている状況でございます。

○久木田敏副市長 鹿児島県の大学等奨学金返還支援制度のことだろうと思いますが、ただいま課長が申し上げたとおりでございますけれども、この中でですね、鹿児島県は既に28年度予算化しております。

ところが、市町村、それぞれのところの財源をどうするかというようなこと等の検討がなされておきまして、もちろん、就職されるところの企業も含めましてですね、奨学金返還支援制度運営協議会というのを設置しておきまして、この中で、今、検討をしているということでございます。

○12番豊留榮子議員 県内でもですね、薩摩川内市ですとか、長島町が取り組んでいます返還不要の奨学金制度があります。本市も独自で地元企業とですね、提携して、何とかできないものなんでしょうか。

○田代芳輝教委総務課長 議員からの提言として承っておきたいと思います。

また、県の制度として、授業料を負担する高等学校等就学支援金や授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金があります。そういった制度についても、今後周知に努めていきたいと考えます。

○12番豊留榮子議員 次に、情報が集まる学校の役割としてですね、子供の貧困を見逃さない仕組みづくりが必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○木之下浩一学校教育課長 学校は、児童生徒の家庭環境を把握しやすいことから、子供の貧困を発見しやすいところであると言えます。

これまでも、学校では、校納金の納付状況や家庭訪問等において、ある程度子供の貧困状況等を知り得ることができていました。

そして、情報共有が必要と思われる場合は、福祉課等の関係機関やスクールソーシャルワーカー一等と連携をとり、ケース会議を開くなど、貧困を見逃さない体制づくりは構築されています。

しかし、最近は見ただけでは貧困状況がわかりにくい状況であることから、子供たちの表面的な事柄だけに目を奪われず、子供たちや保護者の抱えている問題を酌み取ろうとする姿勢を教職員に身につけさせる必要があります。

そこで、市教育委員会では、管理職や教職員の研修会等、あらゆる機会を通して、子供たちをよく見て変化に気づくこと、機会を見つけて声をかけること、あるいは子供たちが何でも話せる

雰囲気をつくることなど、教職員のコミュニケーション能力の向上を図り、その力を子供の貧困を見逃さないための根底に据えていく所存です。

○12番豊留榮子議員 ですね、先生方も大変なこととは思いますが、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

子供の貧困率が全国3位と言われている鹿児島県もですね、独自に子供の貧困率を調査して、子供の実態が把握できるように県に要請すべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○山口英雄福祉課長 県にちょっと尋ねましたところ、現時点では、子供の貧困率を県独自で調査する考えはないということをごさいます、市としましても、今のところ県に要請する考えはございません。

○12番豊留榮子議員 この子供の貧困対策大綱ですか、これでは、地方自治体でも子供の貧困対策についての検討の場を設けるよう、また、子供の貧困対策についての計画を策定するようにとあります。

貧困率第1位の沖縄県は、県独自で子供の貧困の調査をして、予算をつけました。

また、食事に困っている子供たちに温かい御飯をと立ち上げた子ども食堂が、今、全国で話題を呼んでいます。県内でも、子ども食堂の広がる様子を南日本新聞がとらえていました。

これからの未来を担う子供たちが健やかに成長できるよう、国や県に強く要望し続けていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○神園征市長 鹿児島県は、現時点では子供の貧困率を独自に調査する考えはないとのことであり、市としても、県に要請する考えはありません。

○12番豊留榮子議員 何かとても無責任な感じに答弁が聞こえてくるんですけども、やはり子供の貧困というのは、本当に今、目に見えないかたちであらわれているんだと思うんですね。

私たちの周りでも、自分の近所の子供たちが何かそんな目に遭っていると、そういうふうには全然感じられません、どの子を見ても。でも、どこかに何か潜んでいる、非正規雇用でありますとか、パートで働くお母さん、そういう方たちを見ていると、どこかで我慢をしているなどというのは何となくわかるんです。

ぜひこれは、国や県に要請をし続けていってほしいと思います。

次に、広域ごみ処理施設の建設についてお尋ねします。

広域ごみの処理施設の建設候補地が決定しましたが、先日の市長報告では、南さつま市の金峰町高橋が1位、2位が枕崎市金山町と南九州市の川辺町の上山田ということですが、本市が建設候補決定地となった場合、住民の反対があっても市長はこれを受け入れるのでしょうか、お尋ねします。

○神園征市長 住民の方々の御理解・同意がなければ難しいとは思いますが、御理解・同意をいただけるように努力をしていきたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 本市の人口は、減少をたどる一方です。高齢化も進んできています。

広域ごみ処理施設ではなく、ごみの分別をしっかりと、現在のようなごみ処理施設を市内に建設するほうが市民にとっては利用しやすいのではないのでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 今後、本市の人口は減少し、高齢化も進んでいくことが予想され、また、ごみの分別や減量化の促進により、ごみの量は減少していくものと考えております。

今回の広域ごみ処理施設建設については、構成4市と南薩地区衛生管理組合とで、平成27年2月9日に覚書を締結いたしまして、平成36年4月1日供用開始を目標に、ごみの共同処理をすることとして、現在取り組んでいるところでございます。このために、現在のところ単独での建設については考えておりません。

仮に、本市に建設できなかった場合につきましては、草木とか粗大ごみなどですね、中間貯蔵施設の設置などを検討して、市民に負担がかからないようにしていきたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 次に、農業政策についてなんですが、これは別府地区の畑かん地域の板敷ですが、大雨が降るたびに畑の表土が流されて耕作ができない状況にあると言います。既に放置状態の畑もあります。

表土が流れ出ない対策と同時に、表土を入れて耕作できるようにできないものでしょうか、お尋ねします。

○川崎満農政課長 別府地区の畑かん地域は、県営畑地帯総合土地改良事業南薩地区により造成された地域であります。

降雨による農地の侵食、土砂崩壊を防止するために、シラス対策事業による排水路などの整備の対策をこれまで実施してきたところであります。

被害額が大きい場合については、災害復旧事業の対応も可能であります。

なお、要望箇所につきましては、現地の状況を確認し、原因を特定した上で対応してまいりたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 今、地主さんの高齢化が進んで、多くの地主さんが耕作を依頼していません。表土の少ない収穫率の低い畑は、耕作者の方々も魅力がないと思います。この状態を放置しておくと、荒れた地がふえていきます。畑かん地域の一等地がそんなことになったら大変です。

今、カライモの収穫が進んでいます。耕作物がなくなったところを、ぜひ、構造上に問題はないのか、また、表土をはかり対策を考えていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

また、畑の土っていうのは、どのくらいするものなんでしょうか。

○川崎満農政課長 畑の土につきましては、土の値段、運搬費等がありますので、ちょっと今現状では、この場では把握できてないところであります。

○12番豊留榮子議員 これで終わります。

○新屋敷幸隆議長 これをもって一般質問を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時16分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成28年9月23日)

平成28年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第3号）

平成28年9月23日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	61	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	62	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	63	枕崎市少年の森の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	〃
4	56	平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	予特
5	57	平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
6	58	平成28年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
7	59	平成28年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
8	60	平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
本 田 親 行 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	東中川 徹 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	福 元 新 水道課長
俵積田 寿 博 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長	山 崎 公 広 監査委員
松 田 博 監査委員事務局長	平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
吉 留 謙 二 建設課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
尾 辻 のぞみ 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
田 代 芳 輝 教委総務課長	木之下 浩 一 学校教育課長
豊 留 信 一 生涯学習課長	橋 元 正 博 文化課文化係長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長	中 原 浩 二 消防長
森 蘭 智 之 消防総務課長	永 留 正 文 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課行政係長	

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おきます。

日程第1号から第3号までの3件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

城森史明議員。

[城森史明総務文教委員長 登壇]

○城森史明総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第3号までの3件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

委員会は、審査に入る前に枕崎市少年の森の現地調査を行いました。

日程第1号及び第2号の2件は関連がありますので、一括して審査いたしました。

まず、日程第1号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定については、所得税法等の一部を改正する法律により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は当該特例適用配当等の額に係る所得を分離課税することとされたことに伴い、所要の改正その他条文の整備をしようとするものです。

今回の改正については、租税条約を締結できない台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築するために、昨年11月、日台両団体において「日台民間租税取決め」が結ばれ、その内容を実施するための国内法の整備がなされたことに伴うものです。

条例改正の内容については、台湾の投資事業組合等を通じて利子や配当等の支払いを受けた場合で、台湾の投資事業組合等が団体課税を選択し、免税措置等の適用を受けた場合に、これらを特例適用利子等、特例適用配当等として、条約適用部分と同様に市民税を3%の分離課税するための条文の追加と、それに伴う条文の繰り下げ等の条文整備を行うものです。

次の日程第2号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、今回の税条例改正により、市民税で分離課税されることとなる特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるため、所要の改正をしようとするものです。

委員から、本市においては現行もこの条例の改正後も改正内容が適用される見通しはないということであるが、全国的にはどういう状況にあるのかということに対し、全国的にも事例は確認されていないと伺っており、影響はないのではないかと考えているとのことでした。

また、今回の税制改正の背景はどうかということに対し、租税条約の締結というものの第一の目的は二重課税の防止であり、今回、台湾との間で民間団体が租税取決めを行ったことに伴い関係政令等の改正もなされ、その法体系上の整合性をとるものであるとのことでした。

この2件については、それぞれ全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市少年の森の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

現在、枕崎市少年の森の施設、管理棟及び野外調理場等は、昭和60年度建設のため老朽化が進み、アスレチック施設も安全に使用できないため立ち入り禁止としているとのことでした。

また、水道水の水質検査において、飲料水としては不適との検査結果から衛生上の問題、さらに利用者も減少していることから、平成28年4月1日から施設を休止しており、このような状況から施設を廃止しようとするものです。

委員から、廃止理由の1つに飲料水として衛生上の問題があるとのことだが、いつごろから出てきているのか、そのときの状況はどうだったのかということに対し、平成25年7月に行った水質検査において水質基準に不適合との結果となり、その原因としては、ろ過装置の故障による

ものであるということです。なお、平成26年度以降、管理棟等を使用している状況はないとのこと。また、少年の森においては、これまで多くの子供たちがキャンプやキャンプファイアをしてきたことから多くの思い出が残っている場所であり、少年の森跡地としての記念碑を建ててほしいという要望や、さらに、本市で最も景観のよい場所であるので、桜などを植えるなどして散策等のできるようなところにしてもらえるように公民館へお願いしてほしいとの要望がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

日程第1号から第3号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号から第63号までの3件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号から第8号までの5件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

吉松幸夫議員。

[吉松幸夫予算特別委員長 登壇]

○吉松幸夫予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第4号から第8号までの5件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員会は、委員長に吉松幸夫、副委員長に永野慶一郎委員を選出いたしました。

審査の過程における当局説明及び委員から出された意見・要望については、お手元に配付いたしました。また、委員会は、議長を除く全議員で構成されていますので、特に意見等の出されたものについて、簡潔に報告いたします。

まず、日程第4号平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億5,310万円を追加し、予算総額を109億9,340万円にしようとするもので、当初予算額に対し3.3%の伸びとなります。

補正予算の主なものは、平成27年度決算剰余金の財政調整基金への積立及び公債費で地方債の繰上償還の実施、生活保護費など平成27年度の事業費確定に伴う国・県支出金等の精算返納金、B型肝炎ウイルス定期予防接種事業、広域漁場整備事業負担金、道路維持補修工事費や市道整備事業、少年の森施設解体撤去工事、補助災害復旧事業などであります。

委員から、鳥獣被害対策に関してただしたところ、鳥獣による被害は毎年増加の傾向にあるということです。また、本市の猟友会には32名が登録されているということですが、狩猟をされる方の高齢化は一つの課題であり、その対策として、農家の方々に対し、わなの免許などについて周知していきたいと考えているということです。わなの免許は自己所有地であっても必要であるとのことですが、免許の取得に当たっては、初心者講習などの講習料に対し2分の1の助成があるということでもあります。また、鳥獣被害対策に係る次年度以降の電気さく等の事業については、公民館長等に事業採択に係る要件等もあわせて紹介をして、要望等を伺った上で今後の対応を検討していきたいと考えているという答弁がありました。

委員からは、鳥獣被害の被害対策の事業は、営農面で救済するのであれば、当該年の作物が被害を受ける前に予算執行ができるように先手先手の攻めの政策をとってほしい。また、事業の予算的な制約や採択要件等を考慮して計画を練ってほしいということのほか、イノシシによる農作物等への被害は大きく、耕作放棄地がふえてきている。農業にとって大変な問題になりつつある

ので、被害対策に早急に真摯に取り組んでほしいといった要望がありました。

イセエビ礁設置に係る広域漁場整備事業は、鹿児島県が事業主体となり、県内をさつま地区、鹿児島湾・大隅地区、熊毛地区、奄美地区の4地区に分けて漁場整備を計画しているということです。平成28年度のさつま地区の予算額は4億3,590万円で、そのうち増殖礁の整備は9,000万となっております。実施箇所は、出水市、長島町、本市の3市町であるということです。また、本市分の事業費は4,500万円であり、その10分の1の450万円が本市負担となっているということです。

危険空き家等解体撤去事業に関する質疑に対し、これまでA判定とした危険空き家は51棟であったということですが、そのうち23棟が解体、1棟が改善処置され、平成28年7月末現在で27棟となっており、校區別には、金山校区7棟、桜山校区6棟、立神校区2棟、枕崎校区9棟、別府校区3棟となっているということです。

空き家利用の取り組みに関する質疑では、空き家バンクの設置に向けた作業を進め、来年度は、空き家の貸借の仲介をしてもらう市内の宅建業者の方々も巻き込んで、本市なりの空き家バンクの設立にこぎつけたいと考えているという答弁がありました。

委員からは、利用可能な空き家のリフォームをする場合は、銀行からの融資や金利面での優遇措置が得られるような支援策を講じてほしいという要望がありました。

市債の臨時財政対策債の減額理由については、当初予算において地方財政計画の伸び率を勘案し3億0,340万円を計上していたが、今年度の普通交付税が7月26日に決定し、その算定による発行可能額が2億8,645万9,000円と決定したことから、1,694万1,000円の減額補正を行うものであるということです。

生活保護制度の運用については、各ケースワーカーが定期的に訪問するなどして、課税状況、所得状況、資産等の調査などを定期的に行い把握しているということであり、就労が可能などころには、ハローワーク等を通じて就労支援を行うなど、随時適切な対応をしているということです。

臨時福祉給付金に関する質疑に対しては、平成27年度は対象者が6,165人、支給人数が5,926人で、全対象者に対する給付率は96.1%であり、支給されなかった方の内訳は、臨時福祉給付金を辞退された方が75人で、残りの方は手続きをされなかった方等であるということです。また、未申請者に対しては、申請をされるよう勧奨の電話や通知を出したが、それでも申請をされなかった方が多かったということです。

少年の森施設解体撤去に関する質疑では、土地所有者の俵積田公民館の役員の方々と現地で協議・確認を行い、建物等を解体撤去することとなったということであり、工事完了後は土地所有者へ返還するというものです。なお、少年の森の飲料水の水質検査は、平成26年度まで実施しており、平成27年度からは実施していないという答弁がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,335万円を減額し、予算総額を45億9,239万4,000円にしようとするもので、当初予算より2.0%の伸びとなります。

補正予算の内容は、平成27年度の決算確定に伴う繰上充用金3,335万円の減額であります。

委員から、新国保制度への移行に対する対応等についてただしたところ、標準保険料率等、算定方法の全体案の素案について県に対し市町村から早く示すよう要望をしているということです。また、素案が出てからの対応では遅い場合もあるので、本市の納付金の金額が少しでも小さくなるように、さまざまな係数、算定方法について検討し、県の会議等で要望していきたいと考えているということでもあります。また、新国保制度での本市の国保税率については、今後、県から3

通りの標準保険料率が示される予定であり、それらを参考に庁内の関係課を中心に協議し設定することになるということであり、税率改定を前提とはしていないという答弁がありました。

委員からは、県から標準保険料率が示されないと新国保制度に向けた準備ができないというのではなく、ぜひ早い段階で準備をしてほしいという要望がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号平成28年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ246万4,000円を追加し、予算総額を3億2,817万9,000円にしようとするもので、当初予算より0.8%の伸びとなります。

補正の内容は、平成27年度決算に伴う精算分で、後期高齢者医療広域連合納付金、一般会計繰出金精算返納額の増額であります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号平成28年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,368万2,000円を追加し、予算総額を24億8,565万1,000円にしようとするもので、当初予算額より約4.8%の伸びとなります。

補正予算の内容は、介護給付費準備基金積立金、介護給付費負担金等返納金及び一般会計繰出金の増額であります。

委員から、今回の介護保険料の算定誤りに関して、介護保険料の算定に係るチェックについては、チェックリストの項目をできるだけ細かくし、2人体制ぐらいで行い、チェックを確実に行ってほしいという意見や、算定誤りについては、データを送った1カ月後に気づいており、最低限の事後のチェックについても今後考えてほしいという意見がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号平成28年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億0,134万3,000円を減額し、予算総額を7億7,615万2,000円にしようとするものであり、当初予算額より11.5%の減となります。

地方債の補正は、事業債の変更に伴うものであります。

補正予算の主な内容は、人事異動に伴う人件費の減、一般管理費の消費税及び地方消費税の確定申告見込みに伴う公課費の増、下水道整備費の交付金内示額に伴う委託料の減及び工事請負費の増、事業債の利率見直し及び平成27年度借入分事業債の償還金利子確定に伴う公債費元金の増及び公債費利子の減であり、一般管理費が84万7,000円の減、下水道整備費が9,963万2,000円の減、公債費が86万4,000円の減であります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

日程第4号から第8号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号から第60号の5件は、原案のとおり可決されました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前9時55分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成28年9月29日)

平成28年枕崎市議会第4回定例会
議事日程（第4号）

平成28年9月29日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	認 1	平成27年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決 特
2	認 2	平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
3	認 3	平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
4	認 4	平成27年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
5	認 5	平成27年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃
6	認 6	平成27年度枕崎市立病院事業決算	〃
7	認 7	平成27年度枕崎市水道事業決算	〃
8	報 5	専決処分の報告について	
9		議員派遣について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
田 中 義 文 健康課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長
俵積田 寿 博 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
松 田 博 監査委員事務局長
吉 留 謙 二 建設課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
尾 辻 のぞみ 会計管理者兼会計課長
田 代 芳 輝 教委総務課長
豊 留 信 一 生涯学習課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
森 蘭 智 之 消防総務課長
山 口 太 総務課行政係長

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
川 崎 満 農政課長
東中川 徹 税務課長
福 元 新 水道課長
神 山 芳 文 市立病院事務長
山 崎 公 広 監査委員
平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
永 江 隆 水産商工課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
丸 山 屋 敏 教育長
木之下 浩 一 学校教育課長
橋 元 正 博 文化課文化係長
中 原 浩 二 消防長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おきます。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

決算特別委員長に報告を求めます。

吉松幸夫議員。

[吉松幸夫決算特別委員長 登壇]

○吉松幸夫決算特別委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第7号までの7件について、決算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員会は、予算特別委員会に引き続き、委員長に吉松幸夫、副委員長に永野慶一郎委員を選出いたしました。

また、審査に先立ち、平成27年度実施の事業成果の現地調査を行いました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してあります。

また、決算額のほか各会計における詳細にわたる決算の概要についても、その中に記載してありますので、委員長報告では主な点のみ申し上げます。

まず、日程第1号平成27年度枕崎市一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

総務費中、職員健康診査のVDT作業従事者健診は全職員を対象に検査の通知を行っており、体調等を考えて実際に健診を受診した職員は1人であったということです。また、石綿障害予防健診については、現在、公共施設等では石綿の使用はないということですが、過去に水道課等に勤務していた職員に対して、法に基づき定期的にレントゲン検査を実施し観察を行っているということです。

委員からは、職員が健康でなければ事務上のミスも生じやすいと思うので、定期的な健診は今後も継続して実施してほしいという要望がありました。

ふるさと応援寄附金に関し、委員から、寄附金の使途や効果、返礼品に関する事などについて質疑があり、当局からは、寄附に対する返礼の割合を高くすることについては、他市等の状況をはじめ、ふるさと納税の本来の趣旨を踏まえての検討や年度途中における一般財源の確保などについて調査・検討を行うとともに、返礼品の協力事業者や品数をふやすことを含めて、現在、制度の見直し作業を進めているということです。また、返礼品の追加等については、寄附の申し込みがふえることが見込まれる年末を目途として準備をしているという説明がありました。

この件に関し、委員からは、現段階で返礼に要する財源を年度途中に確保することが難しいとのことであるが、積極的に取り組んでいないような印象を受けるので、もっと積極的に取り組んでほしいという要望がありました。

歳入中、本市財政全体として、今後、歳入の増加が期待できる要素はないのかという質疑があり、当局からは、歳入の今後の見通しについては、市債を除いて増加が期待できるものとして、事業に取り組めばそれに対応した国県支出金、地方債等の増加はあるということですが、一般財源としては、最近では地方消費税交付金が消費税が5%から8%に上がった分ふえているものの、そのほかの収入については、劇的に増加するというようなものは、今のところ考えられないという答弁がありました。

委員からは、市の債権のうち、私債権の管理や徴収などの事務処理は、公平負担の観点から特に留意してほしいといった要望がありました。

本件は、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び日程第3号平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

委員から、平成27年度前期高齢者の給付費の決算額に伴う前期高齢者交付金の確定への影響等について質疑がありました。当局からは、平成28年度の前期高齢者交付金が財政健全化行動計画と乖離が生じた原因として、平成26年度の前期高齢者交付金を算定する際の医療費の概算と確定の金額が2億7,700万円異なっていたことにあるという説明がありました。平成27年度については、概算ベースの前期高齢者の給付費と比較して確定の実績は1億2,500万円少なくなりましたが、特に平成26年度ほど概算と確定の差が大きくなかったことから、平成29年度は平成28年度ほどの大きな減額はないと見込んでいるということです。

また、平成27年度の概算と確定との差額が1億2,500万円生じたことに係る健全化行動計画の見直しへの影響について、当局からは、平成29年度の前期高齢者交付金の額に影響はあると思っているが、前期高齢者交付金の算定方法が、本市の前期高齢者の給付費と被保険者全体に占める65歳から74歳の割合に加えて、全国ベースの被保険者の割合が影響してくることから、現段階での試算は難しいと考えているということです。

委員からは、国保税の収納率が前年度より上がっていることから努力していることはわかるが、金額的な面から見ると、本市の国保運営に大きくかかわってくることから、今後もできるだけ徴収率を上げるように努力してほしいという要望、また、医療費の年代ごとの収支を分析することが医療費削減につながると思っているため、その分析をしてほしいという要望がありました。

この2件は、それぞれ賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号平成27年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

委員からは、介護保険の予防給付の事業が総合事業へ移行することに伴う影響等について質疑があり、当局からは、総合事業については、介護保険の予防給付の事業を地域支援事業に移行し、市がメニューを事業者と調整しながら考えることになるということです。

実施主体は、これまで予防事業を行っていた事業者であるということですが、新たな多様な主体の力を借りて、多様な主体によるサービスを提供するという仕組みの構築が国の基本的な考え方となっており、地域の方々、あるいはNPO法人等で予防や健康づくりに関する事業を行っている多様な方々に参入してもらいたいと考えているという答弁がありました。また、サービスメニュー内容については、現在、協議中であるが、必要な方が必要なサービスを受けられるようなサービス見込み量を立てて、事業者とともに調整をしていきたいと考えているということです。

委員からは、以前は、今後の介護のサービスとして在宅介護がよいと思っていたが、本市は独居老人が多いことから現実的に難しい面が多いと思っており、施設介護の利用を考慮した対応をしてほしいという要望がありました。

本件は、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号平成27年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

委員からは、下水道使用料及び受益者負担金の未納状況に関することや、下水道接続の状況などについて質疑がありました。当局からは、下水道接続の普及促進については、平成30年度には水洗化率を90%程度に上げることを目指して、9月10日の下水道の日前後には、水洗化率の低い箇所を集中的に、職員が下水道接続の趣旨や汚水処理方法の違いによる経済比較等を説明しながら個別訪問を行っているが、なかなか効果が出ていないのが現状であるという説明がありました。また、平成28年度においては、事業所等のほかに未接続の飲食店等を重点的に接続のお願いをしているほか、集合住宅、アパート等についても管理者等をお願いしているところであるということでもあります。

本件は、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号平成27年度枕崎市立病院事業決算について申し上げます。

委員からは、患者数が減少した要因等について質疑があり、当局からは、患者数の減少につい

ては、本市の人口自体も年々減少している中で、人口の自然減による影響や、病院より老人ホーム等の施設入所者がふえていることも要因になっているのではないかと考えているという答弁がありました。

このほか、平成27年9月の決算審査で示された平成27年度収支計画と比較して、収益のほうでは入院収益をはじめ個々に計画以上の成果を上げており、費用のほうでは計画より低めに抑えられた結果となったことを評価したいという意見や、病院事業会計における本業は医業であるので、まずは本業本来の経営状態が適正であるのかを把握すべきであり、そのためには減価償却費を除いたかたちで医業費用と医業収益の収支状況をつかむなど、違った角度での経営分析も必要ではないかといった意見がありました。

また、病院事業については、小児科診療や病児保育事業が好評で、多くのお母さん方に喜ばれている一方で、最近の病院患者数が激減しているのが非常に気がかりである。そこらの対応策についても真剣に取り組んでいただきたいという意見や、医療費の未収金については、所在不明者、死亡者に区分される方々の徴収事務には経費も時間もかけながら、その成果もさほど期待できない状況にあるが、事務の効率化という点からも、時効成立となる未収金に該当するものはないか再度精査し、対応を検討してほしいという要望がありました。

本件については、まず、平成27年度枕崎市病院事業剰余金処分計算書は、全会一致で原案のとおり可決、認定事項第6号は、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号平成27年度枕崎市水道事業決算について申し上げます。

委員から、水質検査に関連した質疑があり、水道法では浄水を検査することとなっているということであり、浄水の検査については、毎月検査10項目とおおむね3カ月ごとに51項目実施しているということです。また、水質検査については、鹿児島市内の業者に一括業務委託しており、枕崎市市内すべての浄水場区域において、問題はないということでもあります。

委員からは、水道課においては、上水道の衛生管理に限らず、簡易水道組合等に対し指導的役割を担い、本市全般の安心な飲料水供給ということで取り組んでほしいという要望のほか、水道料金の未納者への対応については、仕事の効率を上げることも考慮して適切に実施してほしいという要望、今後予想している赤字対策として職員の減で対応するとしても、給水戸数は減り、老朽施設の対応もあることから、5年後ぐらいを見据えた歳入歳出全般にわたる事業計画を早い段階でつくってほしいという要望がありました。

本件は、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 ただいま報告のありました認定事項第1号平成27年度枕崎市一般会計歳入歳出決算から認定事項の7号までに対して、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

まず、平成27年度枕崎市一般会計歳入歳出決算におきましては、26年度に続き27年度も公営住宅の維持、改善が進められてきました。

桜山団地の2号、3号、4号、そして西之原団地の1号、2号の台所や浴室、洗面所に給湯設備を設置した快適な生活ができているということです。そして桜山団地の3、4号、西之原団地3号の老朽化対策として長寿命化工事が行われました。

さらに、一部は放置状態に置かれていた渦山団地が、建てかえ事業による宅地造成工事の測量設計業務が委託されました。渦山団地は立地条件もよく、これからの本市活性化の一翼を担って

いくことでしょう。

また、都市公園の整備も進められ、老朽化した塩浜公園のトイレ改築が実現できました。多くの方が利用する塩浜公園に見合った明るいトイレとなっています。

このように市民に喜ばれる事業は評価すべき点ですが、政府が進めるマイナンバー制度に対応するために、本市においても、住民情報システムなど、各課で運用している業務のシステムを集約して、27年の8月からの運用を開始しました。

マイナンバー制度は、税の情報や社会保障の情報につながり、全国民の個人情報をマイナンバーという個人番号を通じて行政機関が確認をし利用することができるというものです。個人情報の漏えいや本人に成り済ましなどの犯罪被害なども指摘されているところです。

また、教育費に関しては、就学援助のさらなる充実が必要です。そして奨学金の借り入れで学生が大きな借金を抱え込み、社会人になっても返済に追われ、結婚もできない状況もあるといえます。どの子ども家庭の条件にかかわらず、学ぶ権利は等しくあるべきです。

また、子供の医療費は中学校卒業まで無料になりましたが、無料化が実感できるように病院の窓口で無料にすべきだと思います。

次に、国民健康保険特別会計においては、すべての国民が保険に加入する国民皆保険として義務づけられているところです。

しかし、高過ぎる国保税を払うこともできず、期限付きの短期保険証で命をつないでいる人もいます。また、平成30年には国保の広域化が始まり、保険者が市町村から県に移行されると、さらに保険税が高くなるんじゃないかという不安があります。

本市は平成25年度から、一般会計からの法定外繰り入れをして国保税の値上げを抑える努力をされてきたところですが、国保会計が苦しくなった要因は、国の負担割合を削ってきたからです。この国の負担割合をもとに戻せと国に要求すべきです。

次に、後期高齢者医療特別会計においては、75歳以上の高齢者を切り離し、保険料を2年ごとに改正し、際限なく引き上げるものです。さらに、高齢者医療では、既に70歳から74歳の患者1割負担が、2014年度以降新規該当者は2割に引き上げられ、2018年度には1割負担の人はいなくなります。今のように年齢で保険制度を分けるのではなく、国民皆保険を維持していくには後期高齢者医療を廃止し、国保に戻すべきです。

次に、介護保険特別会計におきましては、高齢者元気度アップ・ポイント事業は、高齢者の方御自身が健康に気をつけるようになり、人と交わることで、元気になれると言われていています。介護保険の利用が遠のくような事業だと思えますが、実際に介護が必要になったときに、利用料を考えるとためらってしまうとも言われます。さらに介護保険制度の改正で認定者数の一番多い要介護1・2の方の介護を外すとなると、介護保険の利用ができなくなり、利用料は自費になります。まさに、保険料があっても介護なしということになります。

介護保険の対象者の多くは年金受給者です。健康に気配りしながらも、もしものときには安心して老後が送れるような介護保険であるべきです。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、これは毎年のことですが、水産加工場の水洗化への接続がなかなかできないこと。かつおぶしを売り物にしている本市にとっては大きなマイナスではないでしょうか。

加工場主におかれましては、さまざまな理由があることでしょうし、後継者がいないということもあるでしょう。本市がきめ細かな話し合いを積極的に進めて、すべての工場が下水道への接続工事に着手できるよう市の援助は欠かせないものだと思います。

かつおぶしのまち枕崎が、フランスに工場が進出しました。今、世界中の注目の的となっている今こそ、下水道を整備し、悪臭を消し、川や海への汚染もなく、観光客がかつおぶしの香りを満喫できるよう環境を整えるべきです。

そして、市立病院事業については、地域の子供、子育て支援策として、市立病院が取り組んできた病児保育事業、カンガルーのポッケは働く母親の大きな支えとなっていることは評価すべきところではあります。

その一方で、市立病院の利用者が減ってきています。入院患者数が26年度は1万9,502人、25年度より64人、これはふえておりますが、外来患者数は1万6,962人、25年度より404人の減となります。27年度の入院患者数は1万8,863人、26年度より639人の減となり、外来患者数1万6,083人、昨年より879人の減となっているようです。この利用者の減を単なる高齢化による人口減ととらえるだけではなく、カンガルーのポッケのように市民に親しまれる市立病院の存続に力を入れるべきだと思います。

最後に、水道事業についてですが、給水戸数1万0,657戸、給水人口が1万9,384人、26年度と比較すると給水戸数が52戸の減、給水人口332人の減となっています。このような人口減少が毎年続いていくといずれ水道料金の値上げにもつながり、水道事業そのものが成り立たなくなっていくのではないのでしょうか。

市民に安心安全な水を供給していくためにも、一般会計からの繰り入れも考え、水道事業の立て直しを検討していくべきではないのでしょうか。

以上のことから、日本共産党は反対をして討論いたします。

○新屋敷幸隆議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議事日程第1号から第7号までの7件について、順次、起立により採決いたします。お諮りいたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第2号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第4号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第5号は、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、日程第6号中、平成27年度枕崎市立病院事業剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、平成27年度枕崎市立病院事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。
さらに、お諮りいたします。

日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第6号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、認定事項第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第8号について、市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 報告事項について報告いたします。

報告事項第5号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものです。

以上、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

次に、日程第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成28年第4回定例会を閉会いたします。

午前9時57分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会及び決算特別委員会における当局説明及び各委員から出された意見・要望

平成28年 第4回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①城森 史明	国保及び介護関係について	<p>1 国保会計は多大な累積赤字を抱えている。解決のためには医療費の削減しかない。短期、中期、長期計画を立てて対応すべきと考える。過去3年間における医療費総額及び1人当たりの医療費はどうなっているか</p> <p>2 平成25年度5月分の1人当たりの医療費は5歳刻みで出ているが、50から74歳までにおいて単純に12を掛けた年間の医療費（5歳刻みごとの）は幾らか。医療費が増大する60歳以上に対しどのような対策を立てているか。ダイエットコンテストにおける60歳以上の参加状況はどうなっているか</p> <p>3 本市の男性の脳血管疾患による死亡率は、県内で高いほうから1位とのことで、国の平均に対して2倍弱である。かつて脳血管疾患が多かった長野県の各自治体が減塩運動などの対策に取り組み、今や全国一の長寿県になっている。どのような取り組みをしたのか把握しているのか。本市は現在どのような取り組みをしているのか</p> <p>4 平成28年度における特定健康診査受診率を60%以上、特定保健指導実施率を60%にするとのことであるが一気に15%以上上げることになる。このことについてどのように対応しているのか。公民館表彰とあるが具体的にどうするのか</p> <p>5 要支援1、2を対象とした訪問介護と通所介護が段階的に市町村に移行中とのことだが、給付費への影響額は幾らか。市の負担額、自己負担額はどうか。2018年度に生活援助の給付停止を国が検討しているようだが本市における影響額は幾らか。このような状況が市民の健康や介護業界にどのような影響を与えるのか</p>	市 長 副市長 課 長
	ふるさと納税について	<p>1 返礼品において、AからFコースまでであるが、それぞれの寄附件数・額はどうか。寄附総額は幾らか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>2 寄附金に対し、経費が発生する。経費の項目、額、割合等はどうなるのか。ホームページ開設等の初期投資額は幾らか。返礼品の還元率を上げることであるが、どのような還元率に設定するのか。ポイント数を付与している自治体があるが、県内の自治体での数は幾らか</p>	
		<p>3 本市の返礼品の数は17品であるが、なぜこのような少ない数となっているのか。少ないと閲覧者にとって魅力を感じないのではないかと思う。そして枕崎市のあらゆる特産物を載せて返礼品をふやせないのか。返礼品をふやすことによるデメリットは何があるか</p>	
		<p>4 ふるさと納税寄附金の今後の数値目標をどのように設定しているのか。ふるさと納税制度は、財政の厳しい本市にとって願ってもない制度であり、財源収入がふえることで少しでも財政が改善できる。もう1つのメリットは市民の所得向上に貢献する。返礼品の金額は、ほとんどが市民に還元される。このように一石二鳥のメリットのある事業を強力に推し進める必要があると思うが、どのように考えるか</p>	
		<p>1 国の国保改革スケジュールと現在の進捗状況について</p> <p>2 鹿児島県の準備体制と本市の対応について</p> <p>3 県への納付金及び標準保険料率の算定について</p> <p>4 国保給付費と交付金について</p> <p>5 本市国保関係条例の改正はどのようになるのか</p> <p>6 本市国保財政の赤字額（平成28年度国保補正予算（第3号）計上の約4億0,600万円）の解消について</p>	
<p>②立石 幸徳</p>	<p>平成30年度からの新たな国民健康保険制度について</p>		<p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③清水 和弘	財政について	<p>7 保険者努力支援制度について</p> <p>1 枕崎市新地方公会計制度に基づく財務書類の分析と活用について</p>	市 長 副市長 課 長
	本市の活性化対策について	<p>1 沿岸漁業活性化対策のうち、沿岸漁業改善資金の種類と内容について</p> <p>2 鹿児島水産高校を活用した産官学共同での沿岸漁業活性化に対する取り組みについて</p> <p>3 六次産業化によるハード事業への支援について</p> <p>4 高度衛生管理型荷捌き所の稼働が本市に与える効果と問題点について</p> <p>5 ふるさと納税制度について、これまでの活動状況について</p> <p>6 ふるさと納税制度実施における本市のメリット、デメリットについて</p> <p>7 今後のふるさと納税制度に対する本市の取り組みについて</p>	市 長 副市長 課 長
	新広域ごみ処理施設建設推薦地について	<p>1 新広域ごみ処理施設建設候補地検討委員会による本市ごみ処理施設推薦地の評価について</p> <p>2 新広域ごみ処理施設建設の覚書の第6条の解釈について</p> <p>3 内鍋清掃センター稼働終了後、市民が一般ごみを</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
④禰占 通男	枕崎国際芸術 賞展について	<p>持ち込む中間貯蔵施設の設置について</p> <p>1 国際芸術賞展開催前に市長が市民向けに述べたあいさつの内容どおりに進展しているのか</p> <p>2 国際芸術賞展開催が本市に与える効果と問題点について</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	新広域ごみ処 理場建設につ いて	<p>1 建設候補地の選定はどのようになっているのか</p>	市 長 副市長 課 長
	地方創生につ いて	<p>1 地方創生推進交付金の交付対象事業決定がなされたが、本市の取り組みはどのようになっているのか。また、加速化交付金事業の進捗状況について</p>	市 長 副市長 課 長
	水質について	<p>1 上水道の水質基準項目は何項目なのか</p> <p>2 硝酸態窒素・亜硝酸態窒素の水質基準はどのようになっているのか</p> <p>(1) 水質の監視の頻度は</p> <p>(2) 亜硝酸態窒素の基準値の見直しはどうか</p> <p>(3) 本市上水道以外（各組合）の水質はどのようになっているのか</p> <p>3 硝酸態窒素・亜硝酸態窒素の健康への影響はどのようなものがあるのか</p> <p>(1) 本市の胃がん、消化器系のがん発症率は近隣市と違いはあるのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>4 亜硝酸態窒素の検査方法はどうか</p> <p>5 硝酸態窒素・亜硝酸態窒素の各水源ごとの調査は行われているのか（生活系、畜産系、産業系、農業系等） (1) 将来の予測については</p> <p>6 硝酸態窒素・亜硝酸態窒素の汚染対策について (1) 水道事業者が行う汚染対策は (2) 浄化処理の方法は (3) 硝酸態窒素・亜硝酸態窒素による地下水汚染対策は</p> <p>7 発生源対策はどのようなものがあるのか</p> <p>8 畜産、農業の硝酸態窒素・亜硝酸態窒素の排水基準についてはどうなっているのか</p>	
⑤豊留 榮子	介護保険について	<p>1 介護保険は2000年の制度発足以来、利用料は1割負担が続いてきた。しかし、昨年8月から一定所得以上の利用者に2割負担を求めるなど、負担がはね上がり利用者の怒りを広げている。さらに2割負担の対象を広げようとしている。厚労省の姿勢は、暮らしの実態を無視している。市長の見解を</p> <p>2 2018年度の介護保険改変に向けて、厚労省は「要介護1、2」の生活援助や、福祉用具貸与などを保険給付から除外するサービス利用の制限案を示している。本市における介護サービス利用者の実態は</p>	市 長 副市長 課 長
	子供の貧困対策について	<p>1 子供の貧困が日本社会の大きな課題となってきた。政府が公表している日本の子供の貧困率は16.3%で、鹿児島県は3位の20.6%となっている。</p>	市 長 副市長 教育長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>しかし、現在の貧困は、なかなか周りからは見えにくいものとなっている。本市における子供の貧困状況をどのように把握しているのか。また、独自調査などされているのか</p> <p>2 子供の貧困対策としてどのようなことを考えているのか</p> <p>3 学校給食の無料化、就学援助の拡充、給付型奨学金制度の実施など必要ではないか</p> <p>4 情報が集まる学校の役割として、子供の貧困を見逃さない仕組みづくりが必要ではないか</p> <p>5 子供の貧困率全国3位と言われている鹿児島県も独自に子供の貧困率を調査すべきだと思う。子供の実態が把握できるよう県に要請すべきではないか</p>	課 長
	広域ごみ処理施設建設について	<p>1 広域ごみ処理施設の建設候補地が決定する時期となったが、仮に本市が建設候補地と決定した場合、住民の反対があっても市長は受け入れるのか</p> <p>2 本市の人口は減少をたどる一方で、高齢化も進んできている。広域ごみ処理施設ではなく、ごみの分別をしっかりと、現在のようなごみ処理施設を単独で市内に建設するほうが市民にとっては利用しやすいのではないか</p>	市 長 副市長 課 長
	農業政策について	<p>1 別府地区畑かん地域の中で、大雨が降るたびに畑の表土が流され耕作ができない状況が見られる。既に放置状態の畑もある。表土が流れ出ない対策と同時に、表土を入れて耕作ができるようにできないか</p>	市 長 副市長 課 長

平成28年第4回定例会予算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第56号平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億5,310万円を追加し、予算総額を109億9,340万円にしようとするもので、当初予算額に対し3.3%の伸びとなる。
- ・ 地方債の補正は、単独災害復旧事業の追加及び臨時財政対策債等の変更によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、平成27年度決算剰余金の財政調整基金への積立て及び公債費で地方債の繰上償還の実施、生活保護費など平成27年度の事業費確定に伴う国・県支出金等の精算返納金、B型肝炎ウイルス定期予防接種事業、広域漁場整備事業負担金、道路維持補修工事費や市道整備事業、少年の森施設解体撤去工事、補助災害復旧事業などである。
- ・ 補正財源は、繰越金2億6,272万4,000円、繰入金3,005万3,000円、諸収入308万9,000円、県支出金277万6,000円、地方特例交付金186万5,000円、財産収入ほか30万3,000円の増、市債2,534万1,000円、国庫支出金2,236万9,000円の減で措置した。
- ・ 鳥獣被害対策に関し、本市の猟友会には32名が登録されている。
- ・ 枕崎市鳥獣被害対策協議会は、猟友会、鳥獣保護員、農協、県の農政普及課、南薩地域振興局林務水産課、農業委員会、かごしま森林組合、市農政課で構成しており、市農政課長が会長になっている。
- ・ 鳥獣による被害は毎年増加の傾向にある。
- ・ 狩猟をされる方の高齢化対策としては、農家の方々に対し、わなの免許などについて周知していきたいと考えている。わなの免許は、自己所有地であっても必要である。なお、取得に当たっては、初心者講習などの講習料に対し2分の1の助成があるが、市単独事業の取り組みについては被害の状況を見て研究していきたいと考えている。
- ・ イノシシ1頭の捕獲に対する補償金は、市の単独分が4,400円、県の鳥獣被害実践事業によるかさ上げ分が8,000円で、満額の場合は1万2,400円である。
- ・ 本市におけるイノシシの頭数は把握していない。
- ・ 協議会で、イノシシ用のわなを4基、アナグマ用のわなを1基、計5基を購入している。また、猟友会の方も購入されているが、わなの数をふやすことについては、管理をされる方が不足しているという問題がある。被害が増加してきていることから、捕獲方法等について猟友会の方々と検討していきたいと考えている。
- ・ 鳥獣被害対策に係る次年度以降の電気さく等の事業については、公民館長等に事業採択に係る要件等もあわせて紹介をして、要望等を伺った上で今後の対応を検討していきたいと考えている。
- ・ 捕獲したイノシシなどの処分について、補助金制度として、ジビエ等の処理加工施設、焼却施設といったものについての事業があるが、経費がかかるなどの要因があり県内でも取り組みが進んでいないと伺っている。
- ・ 住宅地を徘徊するアナグマ、タヌキの対策は、農政課と総務課危機管理係で連携しながら対応している。
- ・ 畜産業費の補正は、クリーン堆肥センターが団体建物火災共済に入っており、その共済金制限額の引き上げに伴う増額である。
- ・ 枕崎市漁業協同組合が免許を受けている第1種の共同漁業権は、トサカノリ漁業、アワビ漁業、トコブシ漁業、クボ貝漁業、アナゴ漁業、タカセ貝漁業、ウニ漁業、イセエビ漁業となっている。

- ・ 広域漁場整備事業のイセエビ礁の設置箇所は、磯建網業者会の方々と現地を確認した上で決定したものである。なお、過去に事業でイセエビ礁を設置した実績はない。
- ・ イセエビの過去5カ年の水揚げ量は、平成23年が3,937キログラム、平成24年が3,214キログラム、平成25年が2,667キログラム、平成26年が2,940キログラム、平成27年が2,111キログラムとなっている。
- ・ イセエビ礁の設置については、水産振興会及び磯建網業者会の方々と、沿岸漁業の振興を図るためにどういった漁場をつくっていくかという話し合いをしたときに、まずこのイセエビ礁を要望されたことから、今回この事業に取り組んだところである。
- ・ 漁礁として放置船を活用することについては、二次製品との具体的な比較設計はしていないが、漁礁の検討を進める中で、国に相談したところ、放置船は廃油やペンキなどの処理費用がかかることから二次製品のほうが安価で手早く進められるという意見を伺い、今回の二次製品になったところである。
 放置船は、三、四年前から処分を進めてきて、減少しており、今後も早急に措置していきたいと考えている。
- ・ 別府地区の海岸入り口にイセエビなどを採捕してはならないという立札が立てられていることに関して、漁業権は漁業法の中で、一定の期間、一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利と定められている。
- ・ 枕崎市漁業協同組合の共同漁業権の行使規則に定められている行使料は、第1種のトサカノリ漁業、トコブシ漁業、バイ漁業、ウニ漁業、タコ漁業がそれぞれ5,400円、第2種の磯建網漁業、キビナゴ底刺網漁業、ボラ建廻網漁業、カマス寄網漁業、アサヒガニかかり網漁業、小型定置網漁業が5,400円で、小型定置網漁業は、5,400円のほかに毎水揚額の1%となっている。
- ・ 広域漁場整備事業は、鹿児島県が事業主体となり、県内をさつま地区、鹿児島湾・大隅地区、熊毛地区、奄美地区の4地区に分けて漁場整備を計画しており、本市の周辺漁場は、薩摩半島西部地区、北は長島町から南は十島村の関係11市町村がさつま地区として計画されている。
- ・ 平成28年度のさつま地区の予算額は4億3,590万円であり、そのうち増殖礁の整備が9,000万円、測量調査が1カ所で800万円、養殖場の整備が3億3,790万円となっている。また、増殖礁の整備の実施箇所は、出水市、長島町、本市で、9,000万円のうち4,500万円が本市分の事業費であり、その10分の1の450万円が本市負担となっている。
- ・ 漁港建設費の県単漁港整備事業は、枕崎漁港新港の臨港道路が砂利道であることから舗装整備するものである。
- ・ 土木債の立神通線道路改築事業が1,800万円減額となった理由は、本市から要望した事業費に対して国からの補助金交付決定額が減額となったことによるものである。なお、今回は約2,000万円を工事請負費に回してあり、その中で工事を進めていくこととしている。
- ・ 道路新設改良費の補償金200万円の減額は、まくらざき保育園前の交差点改良工事において、電柱の移設が不要となったことによるものである。
- ・ 都市計画費の補償金6,921万6,000円の減額は、立神通線の事業において用地交渉の結果、今年度予定していた補償物件を来年度に回し、また来年度に予定していた同じ区間内の別の補償物件等を今年度に回して充当することによるものである。
- ・ 危険空き家等解体撤去事業に関し、これまでA判定とした危険空き家は51棟であったが、そのうち23棟が解体、1棟が改善処置され、平成28年7月末現在で27棟となっており、校区別には、金山校区7棟、桜山校区6棟、立神校区2棟、枕崎校区9棟、別府校区3棟である。
- ・ 危険空き家の解体費用に係る支援策として、現在、市内の2金融機関と協定を結んでおり、危険空家等解体撤去事業補助金の交付を受ける場合は、それぞれの金融機関ともローンの金利

を通常よりも0.3%減じる優遇措置を講じている。今後とも、この制度の周知を図って、危険空き家の解体の推進を図っていきたいと考えている。

- ・ 空き家利用の取り組みとして、市から空き家の情報を発信するために、現在行っている空き家調査事業の中で、地図の専門業者が空き家と思われる家を地図に拾い上げ、それを公民館長等に確認をしてもらい情報の整理を行ったところである。今後、空き家のデータバンクをつくるために写真を撮るなどして情報を整理し、利活用が可能と思われる空き家が固まり次第、所有者を調べて貸借の意向に関するアンケート調査を実施する予定である。また、所有者の意向を確認後、空き家バンクの設置に向けた作業を進め、年度内に終えたいと考えている。

また、来年度は、空き家の貸借の仲介をしてもらう市内の宅建業者の方々も巻き込んで、本市なりの空き家バンクの設立にこぎつけたいと考えている。

- ・ 空き家の利活用を図っていくための政策については、今回の調査結果を分析し、また財政事情等も含めて検討しなければならないと考えている。
- ・ 臨時財政対策債は、当初予算において地方財政計画の伸び率を勘案し3億0,340万円を計上していたが、今年度の普通交付税が7月26日に決定し、その算定による発行可能額が2億8,645万9,000円と決定したことから、1,694万1,000円の減額補正を行うものである。
- ・ 公債費の繰上償還の内訳は、平成19年度と20年度に南さつま農協から借り入れた退職手当債であり、利率は1.75%と1.8%であったが、今回金利負担も軽減されることから繰上償還をすることとしたものである。
- ・ 公債費の補正の増減内訳については、一番大きいのが繰上償還に係る元金の増であり、平成29年2月に定期償還した場合に比べて約49万円の利子軽減が図られることになる。

また、平成27年度の地方債の借り入れ実行に伴う利子が推定利率で計上した当初予算額に比べ約196万円の減となった。

また、平成17年度に利率見直し方式により年利2%で借り入れた臨時財政対策債と減税補てん債については、新金利0.1%に改定され、平成28年度に影響する公債費減が約225万円であるが、これは元利均等方式であり、うち元金は今年度の分として約188万円の増である。

平成16年度に南さつま農協から利率見直し方式で借り入れた資金についても1.5%で借り入れていたが、今年度見直しをした新利率が0.62%で利子軽減が約12万5,000円となり、これらを合計して今回の補正額となっている。

- ・ 国県支出金等精算返納金の内訳は、福祉課、健康課の関係分が国庫支出金で6,001万7,000円、県支出金が500万7,000円、財政課分が震災復興特別交付税精算返納で7万1,000円である。

福祉課関係は、国庫支出金が5,923万7,000円、県支出金が500万7,000円である。

健康課関係は、昨年度から始まった産後ケア事業について、当初見込んだ金額に基づき補助金の交付決定があり、その額に対して実績が少なかったこと等により結果的に78万円返納することになったものである。

震災復興特別交付税精算返納は、平成24年度に震災復興特別交付税に算入された森林整備加速化林業再生事業の市の負担額について、予算額で報告し、その額で交付されていたが、実績確定では7万1,000円少なくなり、その分を返納するものである。

- ・ 福祉課関係の国県支出金等精算返納金の内訳は、国庫支出金分は、生活保護費等国庫負担金が4,624万4,000円、生活困窮者自立相談支援事業負担金が54万円、生活困窮者住居確保給付金が28万3,000円、臨時福祉給付金の事業費が6万円、事務費が40万5,000円、子ども子育て支援交付金が53万7,000円、子ども子育て支援整備交付金が14万2,000円、児童手当が1万4,000円、母子家庭等総合支援事業が90万円、児童入所施設措置費負担金が58万3,000円、子どものための教育・保育給付費負担金が24万5,000円、障害者医療費分が82万4,000円、障害者自立支援給付費分が728万7,000円、特別障害者等手当給付費が10万2,000円、障害児通所支

援事業費が107万2,000円、平成27年度低所得者保険料軽減負担金が2,000円である。県支出金分は、児童入所施設措置費負担金29万2,000円、子どものための教育・保育給付費負担金が12万3,000円、障害者医療費が41万2,000円、障害者自立支援給付費が364万4,000円、障害児通所支援事業費が53万6,000円、平成27年度低所得者保険料軽減負担金が1,000円である。

- ・ 国県支出金等精算返納金は、当該年度に見込まれる額の交付を国・県へ要求し、交付決定を受け事業を執行するが、事業実績が見込んだ額に達しなかったことにより精算返納を行うものである。今回の精算返納のうち一番大きなものは生活保護費等国庫負担金の精算返納であり、その要因は、生活保護の受給状況が平成26年度は平均で214世帯、273名であったが、平成27年度は平均で200世帯、261名となり、世帯数、人員数ともに減少し、生活扶助費、医療扶助費が大きく減額となったことによるものである。
- ・ 平成27年度における生活保護世帯の保護廃止の主な要因は、就労開始に伴い所得が生じたことによるものが3世帯10人、死亡によるものが10世帯10人、年金等の受給により収入がふえたことによるものが10世帯12人などとなっている。
- ・ 生活保護制度の運用については、各ケースワーカーが定期的に訪問するなどして、課税状況、所得状況、資産等の調査などを定期的に行い把握している。また、就労が可能などところには、ハローワーク等を通じて就労支援を行うなど、随時適切な対応をしている。
- ・ 生活保護の支給決定に際しては、可処分資産の有無、扶養義務者の扶養の意思及び能力などを調査し、制度に基づき対応している。
- ・ 臨時福祉給付金は、平成27年度は対象者が6,165人、支給人数が5,926人で、全対象者に対する給付率は96.1%である。支給されなかった方の内訳は、臨時福祉給付金を辞退された方が75人で、残りの方は手続をされなかった方等である。
未申請者に対しては、申請をされるよう勧奨の電話や通知を出したが、それでも申請をされなかった方が多かった。
- ・ 電算費の情報機器保守に係る委託料259万6,000円の減額及び電算システム・OA機器リース料319万9,000円の減額の内容は、社会保障・税番号制度に係るシステムの改修を行い新しいシステムでの運用を計画していたが、年度途中において全く新しい技術が出てきたため、その研究を進めることとし、システム機器の補修及びリースの中で不要な部分を今回減額するものである。
- ・ 社会保障・税番号制度に係る住民情報システム等改修の内容は、このシステムについて国から他の市町村との連携テストを実施するよう指示があり、実施するためのテストプログラムを組む費用が新たに必要となったため、135万円を増額するものである。なお、これに要する費用は全額国が負担する。
- ・ マイナンバー制度に係るシステム改修等については、国からの指示に基づき対応しているところであるが、全国一律で行われる制度であることから、システム構成等については国の方針に従って整備していかなければならないと考えている。
- ・ マイナンバーカードについては、広報紙やホームページ等で申請を促しているところである。
国は、ポイントカードへの活用などカードの有効利用ができるようなシステムを検討しているようであり、そういったものを見きわめながらマイナンバーカードの普及に向けて啓発していきたいと考えている。
- ・ 事業所における従業員の納税手続に関し、従業員の方は扶養控除申告書等とあわせて通知カード等の写しを事業所へ提出し、事業所ではそれを保管しておくこととされている。
- ・ B型肝炎ウイルスの定期予防接種の助成は、平成28年4月1日以降に生まれた方で10月1日以降に実施される定期予防接種を受けられた方が対象となる。平成28年度は、出生者数の見込みを150人としており、対象者数は150人を予定している。

日本における感染者数は、2011年時点で110万人から125万人と言われている。本市における感染者数は把握していない。

- ・ 少年の森の施設解体撤去については、土地所有者の俵積田公民館の役員の方々と現地で協議・確認を行い、建物等を解体撤去することとなった。なお、工事完了後は土地所有者へ返還する。
- ・ 少年の森の飲料水の水質検査は、平成26年度まで実施しており、平成27年度からは実施していない。

○委員からの意見・要望

- ・ 鳥獣被害対策の事業は、営農面で救済するのであれば、当該年の作物が被害を受ける前に予算執行ができるように先手先手の攻めの政策をとってほしい。また、事業の予算的な制約や採択要件等を考慮して計画を練ってほしい。
- ・ イノシシによる農作物等への被害は大きく、耕作放棄地がふえてきている。農業にとって大変な問題になりつつあるので、被害対策に早急に真摯に取り組んでほしい。
- ・ 利用可能な空き家のリフォームをする場合は、銀行からの融資や金利面での優遇措置が得られるような支援策を講じてほしい。

◎議案第57号平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,335万円を減額し、予算総額を45億9,239万4,000円にしようとするもので、当初予算より2.0%の伸びとなる。
- ・ 補正予算の内容は、平成27年度の決算確定に伴う繰上充用金3,335万円の減額である。
- ・ 補正財源として、療養給付費等交付金5,489万9,000円、繰入金478万円の増額と、諸収入9,302万9,000円の減額で措置した。
- ・ 財政安定化支援事業に係る一般会計からの繰入金の増額補正については、28年度の金額が確定したことに伴うものであり、被保険者の応能割、保険料負担能力が特に不足していることの項目が169万3,000円、次に病床数が特に多いことに係る項目が301万1,000円、高齢者が特に多いことによる項目が7万6,000円、合計で478万円増額となっている。
その分の交付税措置は、被保険者の応能割、保険料負担能力が特に不足していることの項目が135万4,000円、病床数が特に多いことの項目が240万9,000円、高齢者が特に多いことの項目が6万1,000円である。
- ・ 新国保制度への準備としては、標準保険料率等、算定方法の全体案の素案について県に対し市町村から早く示すよう要望をしている。また、素案が出てからの対策では遅い場合もあるのではないかと考えており、本市の納付金の金額が少しでも小さくなるよう、さまざまな係数、算定方法について検討し、県の会議等で要望していきたいと考えている。
- ・ 新国保制度での本市の国保税率については、今後、県から3通りの標準保険料率が示される予定であり、それらを参考に市内の関係課を中心に協議し設定することになるが、税率改定を前提とはしていない。
- ・ 標準保険料率については、10月以降に県から示されるシミュレーションをもとに、新制度移行に向けた連絡会議及び3つの部会の中で各市町村の意見を集約することとなっている。
- ・ 新制度に移行するまでは累積赤字を一般会計からの法定外繰り入れにより対応し、あわせて単年度の財源不足を少なくするように努力するが、税率改定については被保険者の負担能力等から税率を上げることは非常に困難であると考えている。

○委員からの意見・要望

- ・ 県から標準保険料率が示されないというのではなく、新国保制度に向けた準備ができないというのではなく、ぜひ早い段階で準備をしてほしい。

◎議案第58号平成28年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ246万4,000円を追加し、予算総額を3億2,817万9,000円にしようとするもので、当初予算より0.8%の伸びとなる。
- ・ 補正の内容は、平成27年度決算に伴う精算分で、後期高齢者医療広域連合納付金135万8,000円、一般会計繰出金精算返納額110万6,000円の増額である。
- ・ 補正財源として、繰越金246万1,000円及び諸収入3,000円の増額で措置した。
- ・ 広域連合納付金の増額については、内訳としては保険料と延滞金であるが、本市と広域連合の決算時期が異なるため、4月、5月に収納した分を翌年度に納付するものである。
- ・ 後期高齢者医療特別会計における一般会計への繰出金については、前年度に事務費として一般会計から繰り入れをしており、平成27年度の決算の実績をもとに翌年度に執行残を諸支出金として一般会計のほうに繰り出しをしている。

◎議案第59号平成28年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,368万2,000円を追加し、予算総額を24億8,565万1,000円にしようとするもので、当初予算額より約4.8%の伸びとなる。
- ・ 補正予算の内容は、介護給付費準備基金積立金3,978万4,000円、介護給付費負担金等返納金4,495万1,000円及び一般会計繰出金2,894万7,000円の増額である。
- ・ 補正財源として、繰越金1億1,368万2,000円の増で措置した。
- ・ 繰出金は、平成27年度の一般会計から繰り入れた分のうち、実績確定に伴い、国、県、支払基金等の負担割合に基づき再計算し精算すべき額で2,894万7,000円である。
- ・ 今回の介護保険料の算定の誤りに係る年金機構へ送付したデータは、本来第4段階となるべき620名の方々について、第5段階の年額で8月分以降の年金からの天引き額が設定されていたものである。
- ・ 算定を誤った原因については、テスト用の保険料算定処理では第2段階と第3段階、第4段階と第5段階の振り分けを行うところのプログラムを張りつけて処理したが、本番用のプログラムにはその作業を忘れ処理したこと、テスト用と本番用それぞれから出てくる帳票等の確認等のチェックが不十分だったことにある。
- ・ 今後の対策については、現在使用している処理チェックシートはあるものの、上司に口頭報告という形式だったことから、今後、情報政策係の担当用及び電算処理を依頼する原課の担当用のテスト用と本番用でチェック欄をそれぞれ設けるとともに、両課の決裁欄も設けるなど、算定誤りがないように精度を高めるような体制でチェック表をつくっていくこととしている。
また、現在、介護保険料の賦課業務については担当者が1人であることから、今後、複数の職員でチェック機能が働く体制をつくりたいと考えている。
- ・ 介護保険のサービス利用の自己負担2割については、昨年8月から一部導入されており、年金所得者の単身世帯の場合では、年金の収入が280万以上の方が対象となる。平成27年度の実績で2割負担が95人いるが、1号被保険者数が7,990人程度であることから、構成比は1.2%程度になる。

○委員からの意見・要望

- ・ 介護保険料の算定に係るチェックについては、チェックリストの項目をできるだけ細かくし、2人体制ぐらいで行い、チェックを確実に行ってほしい。
- ・ 算定誤りについては、データを送った1カ月後に気づいており、最低限の事後のチェックについても今後考えてほしい。

◎議案第60号平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億0,134万3,000円を減額し、予算総額を7億7,615万2,000円にしようとするもので、当初予算額より11.5%の減となる。
- ・ 地方債の補正は、事業債の変更に伴うものである。
- ・ 補正予算の主な内容は、人事異動に伴う人件費の減、一般管理費の消費税及び地方消費税の確定申告見込みに伴う公課費の増、下水道整備費の交付金内示額に伴う委託料の減及び工事請負費の増、事業債の利率見直し及び平成27年度借入分事業債の償還金利子確定に伴う公債費元金の増及び公債費利子の減であり、一般管理費が84万7,000円の減、下水道整備費が9,963万2,000円の減、公債費が86万4,000円の減である。
- ・ 補正財源として、国庫補助金4,805万円の減、一般会計繰入金1,489万3,000円の減、事業債3,840万円の減で措置した。
- ・ 公課費の増については、加工場等の有収水量が当初見込みより大幅に増となったのに伴い下水使用料も当初見込みより増となり、売り上げ消費税相当額が増額となったためである。
- ・ 資本費平準化債の増については、平成28年度から総務省調査に基づく法適用事業の各固定資産区分の平均耐用年数等を採用することとなったことから、前年度までの下水道事業債発行総額を耐用年数で除した額に0.9を乗じ、さらに区分ごとに決められた調整率を乗じた金額を合計して算定したことによるものである。
- ・ 整備費の委託料及び工事請負については、社会資本整備総合交付金事業で行っているが、その中でも処理場の長寿命化計画関係は防災・安全交付金で事業を実施している。
- ・ 交付金内示額による変更の事業の内容については、いずれも長寿命化計画に基づくもので、汚泥処理施設の改築・更新では、処理機能を維持しながら汚泥濃縮設備の改築・更新工事を行わなければならないことから、既存施設の仮配管施設やバイパス管等の工事が必要となり事業費が2,500万円程度増額となった。水処理施設の改築では、当初、4号最終沈殿池汚泥掻寄機と流調攪拌機4基の詳細設計を計画していたが、最終沈殿池の汚泥掻寄機のチェーンが破損し機能停止となったことから県に変更認可をとり、2号最終沈殿池汚泥掻寄機のみの詳細設計を急ぐことから660万円の事業費となった。沈砂池施設の改築では、内示額が見込みの6割に減額となったため、平成29年度へ先送りしたいと考えている。管渠、マンホール等の長寿命化計画策定では、委託、調査設計等に組みかえにより7万2,000円の増となった。松之尾中継ポンプ場の改築では、事業執行の見積もり等によるもので、69万円の減額である。
工事請負費については、現在、立神北地区の管渠工事を行っているが、内示額が1,200万円の増となった。

平成28年第4回定例会決算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎認定事項第1号平成27年度枕崎市一般会計歳入歳出決算

○決算の概要

- ・ 平成27年度の歳入総額は116億0,747万8,000円で、前年度に比べ7億5,992万5,000円の増、率にして7.0%の増となっている。
- ・ 歳出総額は112億1,681万5,000円で、前年度に比べ7億4,454万円の増、率にして7.1%の増となっている。
- ・ 歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は3億9,066万3,000円の黒字で、前年度に比べ1,538万5,000円の増、率にして4.1%の増となっている。
- ・ 平成28年度への繰越事業に係る翌年度に繰り越すべき財源は395万円で、形式収支からこの翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は3億8,671万3,000円の黒字で、前年度に比べ1,590万2,000円の増、率にして4.3%の増となっている。
- ・ 実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、実質収支が1,590万2,000円の増となったことで、同額の黒字となっている。
- ・ 財政調整基金の積立てである積立金は1億5,765万円で、前年度に比べ215万円の減となっている。
- ・ 財政調整基金の取り崩しである積立金取崩し額は8,000万円で、前年度に比べ3,000万円の増となっている。
- ・ 地方債繰上償還金についてはなかった。
- ・ 実質単年度収支は9,355万2,000円の黒字で、前年度に比べ1,107万6,000円の減、率にして10.6%の減となっている。
- ・ 実質単年度収支は、単年度収支から実質的な黒字要素である積立金、地方債繰上償還金、赤字要素である積立金取り崩し額を加減したもので、その年度における実質的な収支を把握するための指標であり、平成19年度から9年連続の黒字となっている。
- ・ 歳入決算額の構成比は、地方交付税32.5%、市税18.7%、市債13.5%、国庫支出金13.3%、県支出金7.9%の順に続いている。
- ・ 前年度決算額との比較において増減額の大きなものは、市債が汚泥再生処理施設整備事業に係る南薩地区衛生管理組合負担金の増や小中学校屋内運動場等非構造部材耐震化事業、排水ポンプ設置事業の実施などにより、4億3,310万円の増となったのをはじめ、県支出金が種子島周辺漁業対策事業補助の皆増などにより1億9,689万4,000円の増、地方消費税交付金が平成26年4月からの消費税率の引き上げ影響額の平年度化による社会保障財源化分の増もあり、1億9,031万3,000円の増、国庫支出金が地域消費喚起・生活支援型交付金及び地方創生先行型交付金の皆増、施設型給付費、小中学校屋内運動場等非構造部材耐震化事業の増などにより1億5,001万3,000円の増となる一方で、地方交付税が地方消費税交付金の増に伴う基準財政収入額の増により普通交付税が減となったことなどにより5,425万4,000円の減、繰入金が地域の元気臨時交付金基金繰入金の皆減などにより3,226万3,000円の減、諸収入が資源リサイクル畜産環境整備事業参加者負担の皆減などにより2,948万6,000円の減、市税が固定資産税において太陽光発電設備の増加に伴う償却資産分が増となったものの、土地の評価がえの影響等もあり、市税総体で2,859万4,000円の減となっている。
- ・ 目的別歳出決算額の構成比は、民生費35.3%、総務費14.9%、公債費12.0%、教育費8.1%、衛生費7.8%の順に続いている。
- ・ 前年度決算額との比較において増減額の大きなものは、衛生費が汚泥再生処理施設整備事業

に係る南薩地区衛生管理組合負担金の増などにより2億5,118万円の増、農林水産業費が種子島周辺漁業対策事業補助の皆増などにより2億3,057万2,000円の増、総務費が地域消費喚起・生活支援型交付金事業及び地方創生先行型交付金事業の皆増などにより1億6,872万円の増、教育費が小中学校屋内運動場等非構造部材耐震化事業の増などにより1億2,483万3,000円の増となる一方で、公債費が自然災害防止事業債や減税補てん債の元利償還金の減などにより1億0,729万1,000円の減、消防費が消防無線デジタル化整備事業や消防ポンプ自動車整備事業の皆減などにより6,226万6,000円の減、労働費が緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の減などにより3,086万6,000円の減となっている。

- ・ 財政力指数は0.382で、前年度に比べ0.01ポイント高くなっている。
- ・ 標準財政規模は63億2,969万6,000円で、地方消費税交付金の増に伴う標準税収入額の増などにより前年度に比べ3,645万円の増となっている。
- ・ 経常一般財源収入額は60億6,482万3,000円で、市税や普通交付税は減となったものの地方消費税交付金の増などにより、前年度に比べ8,203万1,000円の増となっている。
- ・ 標準財政規模に対する臨時財政対策債を加えた経常一般財源収入額の割合で示される経常一般財源比率は101.5%で、経常一般財源収入額の増により前年度に比べ0.2ポイント高くなっている。
- ・ 標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される実質収支比率は6.1%で、実質収支の増に伴って、前年度に比べ0.2ポイント高くなっている。
- ・ 財政の弾力性を示す経常収支比率は91.8%で、前年度に比べ3.5ポイント改善している。

なお、経常収支比率が前年度に比べ3.5ポイント改善したことについては、比率を求める算式の分母となる臨時財政対策債を加えた経常一般財源収入額は、地方消費税交付金などの増により5,283万1,000円の増となり、算式の分子となる経常経費充当一般財源は、特別会計に対する繰出金と電算組織管理運営費などにより物件費は増となったものの、公債費が大きく減少したことをはじめ、人件費において職員給及び共済費が減少したことに加え退職手当関係経費が減となったことや、扶助費において生活保護費が減となったことなどから、前年度に比べ1億7,170万3,000円の減となったことが要因となっている。

- ・ 地方債現在高は107億1,940万6,000円で、汚泥再生処理施設整備に係る南薩地区衛生管理組合負担金が増になったことによる過疎対策事業債の借り入れや、小中学校屋内運動場等非構造部材耐震化事業の実施による全国防災事業債及び緊急防災・減災事業債の借り入れなどにより、前年度末に比べ3億4,392万2,000円の増となっている。平成15年度以来12年ぶりに対前年度比較で増となったが、交付税措置率の高い地方債の活用を図った結果、地方債残高に対する交付税措置等を除いた実質的な負担額は、将来負担比率を算定するようになった平成19年度から8年連続で減少しており、地方債残高は増加しているが、将来負担比率の改善は図られている。
- ・ 積立金現在高は15億8,347万円で、国民健康保険特別会計の累積赤字への対応などで、前年度に引き続き財政調整基金を取り崩したものの、地方財政法に基づいた財政調整基金及び減債基金への積み立てや過疎対策事業債ソフト分の発行による後年度の公債費負担に対応するための減債基金への積み立て、地域振興基金への積み立てなどにより、前年度末に比べ1億8,533万1,000円の増となっている。
- ・ 歳入決算額の財源構造は、自主財源は27.4%で、繰入金や市税、諸収入が減となったことなどで自主財源が1億4,716万3,000円の減となったことから、前年度に比べ3.3ポイント低くなっている。
- ・ 依存財源は72.6%で、地方債や国県支出金、地方消費税交付金が増となったことなどで依存財源が9億0,629万3,000円の増となったことから、前年度に比べ3.3ポイント高くなっている。

る。

- ・ 歳出決算額の性質別経費の構成比は、義務的経費は53.4%で、人件費が平成27年度から加入した市町村総合事務組合退職手当制度による負担金が前年度の退職手当に比べ増となったことから増加したものの、公債費が自然災害防止事業債の減などにより減、扶助費が生活保護費の減などにより減となり、経費全体で1億1,664万円の減となったことから、前年度に比べ4.9ポイント低くなっている。
- ・ 投資的経費は12.5%で、普通建設事業費のうち県営事業負担金が滑川橋架替事業負担金の皆減などにより減となったものの、補助事業費が小中学校屋内運動場等非構造部材耐震化事業や橋りょう補修事業の増などにより増、単独事業費が種子島周辺漁業対策事業補助及び排水ポンプ設置事業の皆増などにより増となったことで、経費全体で3億6,412万1,000円の増となったことから、前年度に比べ2.5ポイント高くなっている。
- ・ その他の経費は34.1%で、補助費等が汚泥再生処理施設整備事業に係る南薩地区衛生管理組合負担金の増、繰出金が国民健康保険特別会計への赤字補てん財源繰り出しの増、物件費が住民情報システム等クラウド化による電算組織管理運営費の増などにより、経費全体で4億9,626万4,000円の増となったことから、前年度に比べ2.4ポイント高くなっている。
- ・ 市税の徴収率は93.9%と前年度に比べ0.3ポイント高くなっている。
- ・ 財政健全化法に定められている実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの平成27年度決算に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、引き続き該当はなく、実質公債比率は12.0%で、比率を求める算式の分母となる標準財政規模から交付税算入公債費を差し引いた額が前年度に比べ1億2,490万2,000円の増となり、分子も一般会計の元利償還金の額が減となったことなどで2,047万2,000円減少したことにより、単年度の実質公債比率が前年度より0.6ポイント低い11.3%となり6年連続で改善したことから、前年度に比べ0.9ポイント低くなっている。
- ・ 将来負担比率は119.0%で、同様に比率を求める算式の分母となる標準財政規模から交付税算入公債費を差し引いた額は増加し、分子では将来負担額のうち最も多くを占める一般会計の地方債の現在高は増加したものの、過疎対策事業債などの交付税措置率の高い有利な地方債の活用などにより、基準財政需要額算入見込み額を差し引いた実質的な負担額は減少していること、そして、その他の将来負担額を構成する債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債額等負担見込額が減少しているとともに、充当可能基金も増加したことから、分子全体として実質的な将来負担額が4億1,117万6,000円減少したことにより、前年度に比べ10.6ポイント低くなっている。
- ・ 平成27年度の地方消費税交付金のうち社会保障財源化分については1億8,250万1,000円であり、前年度に比べ1億4,053万6,000円の増となっている。また、その収入を充当した社会保障施策に要した経費については35億1,394万9,000円であり、前年度に比べ1億2,048万9,000円の増となっている。なお、充当に当たっては、社会福祉、社会保険、保健衛生に係る具体的な対象範囲が示されていることから、それらの経費に要した一般財源の額で案分して充当してある。

○当局説明

(議会費～衛生費)

- ・ 総務費中、職員健康診査のVDT作業従事者健診は、全職員を対象に検査の通知を行っており、体調等を考えて実際に健診を受診した職員は1人であった。
- ・ 石綿障害予防健診については、現在、公共施設等では石綿の使用はないが、過去に水道課等に勤務していた職員に対して、法に基づき定期的にレントゲン検査を実施し観察を行っている。
- ・ 本市独自の給与抑制策として、平成16年度から自主削減を実施しているが、平成26年度以

降は6級以上の特定職員のみ削減しており、平成27年度は給料の2%を削減している。

- ・ 全国・九州市長会負担金は、それぞれ均等割、人口割で負担金額が定められ、全国市長会の負担金が17万6,000円、九州市長会の負担金が5万4,000円で、九州市長会の出席負担金が2万円である。

なお、市長は、全国市長会、九州市長会に出席されたが、その場での発言はしていない。全国市長会等での発言は、発言者を前もって決めてあったり、あるいは発言を求められて特に何か発言しなければならない場合に全体の会の中で発言するが、会が終わった後は関係者やいろんな方々とフリートーキングをしたり懇親会に出席して話をするなど、市長の思いの中で十分努めていると思っている。

- ・ 県市長会の負担金は、均等割が21万5,000円、人口割が6万4,000円、計27万9,000円である。市長は、県市長会の会議に毎回出席している。
- ・ 南薩地区総合開発期成会の県知事への要望会のときに、市長にかわり副市長が出席されたことは、市長の日程の中で他の予定と重なっていたことなどの事情により、市長から副市長に出席するように指示されたものであり、そのことにより対外的に印象を悪くするといった懸念はないものと考えている。
- ・ 総務管理費・企画費・旅費で、流用をしながら不用額が出ていることは、稚内との交流に係る旅費の関係で、稚内からの招請に備えて確保しておく旅費及び地域おこし協力隊の募集・面接に係る旅費の関係で、面接を年度末ぎりぎりに開催する予定であったことから、その旅費を確保しておく必要があったが、年度途中において別の用件で出張しなければならなかったため、節内の余裕のあった予算から旅費に充当して執行したものである。また、地域おこし協力隊の募集・面接に係る旅費は、首都圏での応募がなくて市のホームページを見て応募された方を確保できたことにより面接等のための出張を取りやめたため不用額が発生することとなったものである。
- ・ 危険空き家等解体撤去事業補助は、解体撤去に要する経費の100分の30の額とし、30万円を限度として補助することとしており、平成27年度は木造の空き家の解体撤去が7件で、決算額は201万3,000円となった。
- ・ お知らせ版を配布する班の数が昨年度より増加している理由は、公民館からアパート等の増加に伴い班の数をふやしてほしいといった要望等があったことによるものである。
- ・ 財産管理費の公共下水道受益者負担金は、市営潟山住宅用地、深浦運動場、塩浜公園の分であり、5年分の1年目の負担金である。
- ・ ふるさと応援基金は、寄附金の使途要望ごとに寄附金台帳で管理し集約しており、該当する事業が行われるときは、基金を取崩しそれぞれ指定された事業に充当している。

平成23年度から平成26年度までに実施された各事業の財源として合計1,688万9,000円を充当しているが、平成27年度は充当された事業はなかった。各年度ごとには、平成23年度は、老人福祉センター地デジテレビ購入に8万9,000円、小・中学校図書購入費として小・中各100万円の計200万円、アートストリート整備事業に350万円を支出している。平成24年度は、小・中学校図書購入費として小・中各50万円の計100万円、定期予防接種事業に36万円、任意予防接種事業に35万円、駅舎建設及び駅周辺整備事業に543万円を支出している。平成25年度は、駅舎周辺整備基金造成事業に120万円を支出している。平成26年度は、小・中学校図書購入費として小・中各110万円の計220万円、駅舎周辺整備完成記念事業に76万円を支出している。

- ・ ふるさと応援寄附金に関し、寄附に対する返礼の割合を高くすることについては、他市等の状況をはじめ、ふるさと納税の本来の趣旨を踏まえての検討や年度途中における一般財源の確保などについて調査・検討を行うとともに、返礼品の協力事業者や品数をふやすことを含めて、

現在、制度の見直し作業を進めている。また、返礼品の追加等については、寄附の申し込みがふえることが見込まれる年末を目途として準備をしている。

- ・ 指宿枕崎線輸送強化促進期成会の事業内容は、J R九州の鹿児島支社の営業、保線などの部署の方々との意見交換を年1回行っている。また、要望活動としてJ R鹿児島支社長への要望会を行っている。要望項目の大きなものとしては、保線の草刈りなどの管理のほか、上場後も採算のみを理由に安易に廃止の検討を行うことがないようにといったものであり、あわせて、福岡本社・鹿児島支社においてさまざまな案件について詳細にわたる意見交換も行っている。
- ・ J R指宿枕崎線の列車が揺れて乗り心地が悪いことについては、九州本社での要望会においても市長から話があり、それに対しJ Rからは、P C枕木を谷山方面から順次かえてきており、もうしばらく時間をいただきたいとの回答であるが、毎年本市も声を大にして協議会の要望項目に取り上げていただき、早期整備についての要望を行っているところである。

また、列車から見える景色を楽しんでいただく観光列車の実現に向けた取り組みについても要望項目の1つとしている。

- ・ 地方バス路線維持費補助のうち地域間幹線系統確保維持費補助は、前年度決算では、鹿児島行きの特急バスの路線、枕崎を出て久志・今岳を回る路線、加世田・田之野を通過して伊集院まで至る路線の3路線であったが、平成27年度は、新たに鹿児島行きのバスで川辺高校経由の路線、坊・泊・清原の循環線の2路線について交通事業者から要望があり、県で審査をされた上で対象路線として認定されて5路線になったものである。
- ・ ふるさと特産品新展開・新技術チャレンジ事業の効果については、枕崎市総合戦略審議会に検証を依頼し、審議会からは、「K P I 目標については達成はしていないが、今、フランスかつおぶしの工場も建設中である、コンテナヤードの建設については研究中である、今後の地場産業の活性化により雇用の創出数の増に期待する」という意見を付して、総合戦略のK P I 達成には有効であったとの回答を受けている。
- ・ 民生費中、生活保護費の扶助費が平成26年度と比較して減額となった主な要因は、対象保護世帯数が減少したものであり、加えて、医療扶助は、被保護者のうち長期入院者数が減少したことも要因である。一方、介護扶助が増額となった要因は、一部の入院者が退院し、その後施設へ入所して介護扶助の対象となったことなどによるものである。
- ・ 平成27年度の人口1,000人に対する保護率は11.9%で、南さつま市は9.0%、南九州市は6.3%となっており、南薩地域は本県の中でも保護率は低い。
- ・ 障害児通所支援事業の放課後等デイサービスは、学校に通学中の障害を持つ児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を提供するものである。平成27年度の対象者は31人で、通園回数は延べ3,018回である。

この事業の運営費は、厚生労働省が定めた単価に基づき要した費用の9割を国・県・市が支援しており、残りの1割を利用者負担としている。なお、9割のうち国・県・市の負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっており、利用者負担分の1割は市が利用者負担軽減対策として全額を助成している。

- ・ 社会福祉総務費の給料を共済費から流用した要因は、平成27年度の人事院勧告により、本市は一般会計の職員給与費で約1,135万円の給与改定による増額が見込まれ、3月補正において通常の他の要因による人件費の増減とあわせて補正を行ったところであり、人事院勧告による追給分については、補正予算の議決日が3月23日であったことから議決日以降の支給としたが、通常の3月給与を3月18日に支給する際の不足分を一たん余力のあった共済費等から流用したものである。
- ・ 3月末の保育所入所状況において在籍者数が定員を超えているが、基準では定員の120%までは入所が認められている。ただし、定員超過が恒常的になった場合は、定員見直しの問題が

生じる。

- ・ 保育所の途中入所、途中退所については、年度途中における転入・転出に伴う入所・退所や、出産などを理由に一時的に入所・退所をするケースが見られる。
- ・ 臨時福祉給付金給付事業の給付金給付事務費の内訳は、臨時職員の人件費、印刷製本費、郵送料などの役務費、事業を執行するためのシステム構築に係る委託料などである。
- ・ 衛生費中、乳がん検診の受診率が4.0%と低いことについては、乳がん検診は基本的に2年に1回行う計画で進めており、平成27年度は40歳以上の全員を対象としての検診ではなく、クーポン券事業の対象となる40歳になった方等に検診を呼びかけていた。また、従来本市においては地域で保健推進員が配付する希望調査表の結果等をもとに対象者数をとらえていたが、平成27年度から全国一律という考え方のもと、40歳以上の女性をすべて対象者とする旨の国の指導に基づき対象者の範囲を改めたことによるものである。なお、平成26年度の受診者数は、1,085人であった。
- ・ 乳がん検診の推進については、土・日を挟んで検診日を設定するなど、受診しやすい環境づくりに努めていきたいと考えている。
- ・ がん検診を受診された方には、受診機関から結果を本人に通知し、精密検査等が必要と認められた場合は医療機関での検査を勧めており、胃がん検診は88.2%、腹部超音波検査は94.2%、大腸がん検診は88.7%、肺がん検診は87.5%の方が医療機関で検査を受診されている。その後、医師の診断に基づき治療をされる方や、検査の結果、異常がないという方もいる。がん検診を未受診の方の発症率、生存率については統計はとっていない。
- ・ がん検診は、早期発見、重症化等を防ぐ上で重要であり、がん検診の受診率向上により結果的に医療費抑制につながると認識している。今後とも、さらに強力にがん検診の受診率向上に向けた取り組みを進めていきたいと考えている。
- ・ 定期予防接種のインフルエンザ予防接種に対する助成は65歳以上の高齢者を対象としており、そのうち5,295人が予防接種を受けている。なお、小児・乳幼児等に対する助成は行っていない。
- ・ 定期予防接種は、予防接種法に基づき市町村として積極的に推進すべきものが示されている。その中で、高齢者に対するインフルエンザと成人肺炎球菌の予防接種については定額での助成を行っており、そのほかの乳幼児等に対する予防接種などは全額助成する制度である。
- ・ 任意の予防接種では、子育て支援策として平成27年10月からロタウイルスの予防接種を実施しており、予防接種にかかる費用の約8割の助成を行っている。
- ・ 老人福祉センターと福祉バスの利用状況において利用人員が年々減少してきていることについては、施設の管理やバスの嘱託員から、利用される方が病気になって入院されたりして来れなくなったということ、また、新たな方がなかなか来ないというような状況を伺っているが、詳細な理由は把握していない。
- ・ 水質検査手数料が平成26年度と比較して増額となった理由は、入札の結果によるものである。
- ・ 水質検査結果に基づく環境基準の達成率は、水質検査を実施した箇所に対し基準値をクリアした箇所の比率を算出したものである。達成率が平成26年度と比較してよくなった要因は、測定時の天候による水質の状況等が考えられる。
- ・ 花渡川の採水地点は、花渡川河口、新花渡橋、滑川橋付近の上水道取水口、神浦橋の4カ所であり、平成26年度の検査では花渡川河口及び神浦橋の2カ所において環境基準をクリアしていなかったが、平成27年度は4カ所すべてにおいて環境基準をクリアした。
- ・ 市内地先海域水質検査は市内地先10海域で年2回の調査を実施し、環境基準の達成率は平成26年度、平成27年度ともに達成率は80%であった。CODの数値で見ると、仁田浦湾内と

米浦湾が2年とも基準値を達成していなかった。

- ・ 馬追川河口における事業所排水等による汚濁の改善対策として、汚濁の状況を頻繁に確認しており、状況が悪いときなどは上流にある事業所等へ直接出向き、汚水処理施設整備等について相談・指導を行っている。

- ・ 各水道組合の簡易水道の管理は、水道事業者である各水道組合がそれぞれ行っており、水質検査も毎年数回にわたって行われ、結果はすべて基準値内の数値となっている。

簡易水道の指導的立場は県の保健所であるが、水質検査結果については市へも報告をしてもらっており、県と連携して指導等を行っている。

- ・ 循環型社会形成推進交付金事業に関し、本市の汚水処理人口普及率は、平成27年度末で73.3%となっている。

汚水処理人口普及率の全国平均は89.9%で、鹿児島は全国第39位で77.7%、一番高い東京都は99.7%、一番低い徳島県は57.3%である。鹿児島県内の市町村では、三島村は100%、鹿児島市は92.8%、近隣市では指宿市は59.7%、南さつま市は62.6%、南九州市は54.9%となっている。

- ・ 合併処理浄化槽の普及に向けて、広報紙等への掲載やお知らせ版にチラシを入れるなどして啓発している。

設置数は、以前は年に100基程度の設置があったが、近年は50基前後となっており、事業開始から平成27年度末までは約1,300基が設置されている。

- ・ ウミガメの上陸頭数及び産卵頭数は、平成25年度は53頭上陸して26頭が産卵、平成26年度は29頭上陸して2頭が産卵、平成27年度は11頭が上陸して産卵頭数は0頭であった。ウミガメの上陸、産卵は、県内全域で減少しているようであり、その要因として、ウミガメの検討委員会等では、海流の変化、台風の影響、海岸の砂浜の流失などが考えられるといった意見が出されているようである。

(労働費～土木費)

- ・ 労働費中、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業は、地域人づくり事業で雇用拡大プロセスと処遇改善プロセスの2つの事業がある。

- ・ 雇用拡大プロセスによる事業終了後の雇用状況について、魚屋職人育成事業で雇用された方は現在退職され、南薩地域の地場産品普及拡大人材育成事業及び観光を通じたまちづくりに寄与できる人材の育成事業で雇用された方は継続して雇用されている。

また、健康プロジェクト指導者人材育成事業で雇用された方は継続して雇用されており、スポーツクラブマネージャー育成及び生涯スポーツの推進事業で雇用された方は、現在退職されている。

- ・ なお、国内・海外市場新規販路開拓事業については、そこで働く方々の処遇を改善するかという処遇改善プロセスの事業であり、新たに雇用するというものではない。

- ・ 農林水産業費中、所管事務調査で指摘を受けた妙見センター農産加工室の老朽化した備品・施設等の改善については、その後具体的な補修等を行っていないが、現在、利用者にアンケートをとるなど意向調査を行っており、そこで出された要望等も踏まえて今後の施設改修のあり方を検討したいと考えている。

- ・ 農村運動広場の屋外トイレ整備については、以前に多目的トイレと洋式便器の女子トイレ2つ、男子トイレ1つ、小便器2つを備えたトイレを設計して地域振興局の地域振興事業を活用しようとしたが採択されなかった経緯がある。単独での事業採択が困難な状況にある経緯を踏まえ、併設する妙見センター農産加工室の改修も含め総合的な計画を検討し取り組んでいきたい。

- ・ 本市の牛農家数は、肉用牛12戸、乳用牛・酪農4戸となっている。

- ・ 子牛価格の高騰が問題化する中、素牛価格が高騰して肥育農家の経営が困窮するという状況にあり、県は補助金等の活用により繁殖農家戸数を増やす努力はしているものの、経営者の高齢化問題に加え、子牛価格の高騰を機に廃業する畜産農家もあるなど厳しい状況となっている。
このような状況を踏まえ、農協等が新たに繁殖を手掛けていくという考えも出てきているので、今後とも関係機関と一体となって、繁殖子牛の頭数をふやす努力をしていきたい。
- ・ 牛農家の後継者の現状としては、後継者がいないのは肉用牛農家1戸で、その他は若い世代が後を継いでいる状況にあると考えている。
- ・ 畜産クラスター事業については、農家への意向調査は毎年行っているが、これまで養豚農家2戸から機械のリース関係で利用したいという希望が上がっている。
- ・ 牛農家がこの事業で利用できる整備内容等については、機械のリース関係のほか、牛舎の規模拡大、堆肥舎の整備、施設整備と合わせた機械の導入等があるが、本市の牛農家はおおむね施設整備がなされており、利用の希望は現在まで上がっていない。なお、平成23年度畜産基盤整備事業で酪農家が畜舎増設と設備整備を行っている。
- ・ 本市の林業従事者数は国勢調査によると18名であるが、それほど林業が盛んではないため、林業だけを生産基盤としてやっている方は少ない状況である。
- ・ 子供たちが森林と触れ合う機会としては、鹿児島県が実施する木工教室やシイタケ原木を使った事業など森林の普及活動を行っている。
- ・ 入会林野整備事業は、本市では東鹿籠、別府、西鹿籠、金山の4地区の組合が行っている。
- ・ 登記完了済みの東鹿籠地区を除く3地区の進捗状況については、別府地区は、同組合から出された計画書の審査、適否決定、公告縦覧を経て、現在異議申し立ての期間中であり、今年中に登記まで完了させたいと考えている。
- ・ 西鹿籠地区、金山地区は、まだこれからということになるが、組合から提出される計画書はコンサルタントが作成することから、今後は市としても事業の進捗度合いを確認しながら、コンサルタントとも十分に連携を図り、早期完了を目指して取り組んでいきたい。
- ・ イセエビ放流事業は昭和58年から継続して行っているが、沿岸漁場における海洋の変化や漁に携わる漁業者の変化などのさまざまな要因により、水揚げ量は変化している状況にある。
- ・ イセエビ放流の場所選定に当たっては、さまざまな影響により変化する海底の状況を熟知し、モニタリングしながらイセエビ漁に携わっている漁業者である磯建網業者会の方々の意見を考慮し、年次的に場所を変えるなど常に研究を重ねながら進めているところであり、今後とも、平成28年9月補正予算に計上しているイセエビの増殖礁設置ともあわせて、水揚げ量の増に取り組んでいきたい。
- ・ 水産業費に関連し、平成27年度に実施した社会基盤整備可能性調査事業による調査結果では、将来推計値も含めた積算で費用便益(B/C)は1.03となっている。ただこの推計では、輸入についてカツオなどである程度の数量は見込めるものの、輸出については今後どのようなものが含まれるか、あるいは確保できるのかという未確定な部分もあることから、枕崎漁港コンテナヤードの整備に関する今後の課題は、輸出の関係でどのような物を取り扱えばいいのかといった十分な検討が必要になってくると考えている。
- ・ 商工費中、企業誘致促進補助100万円は、企業誘致促進補助金交付要綱に基づき、臨空工業団地に入ってきていただいたマルハチテクノロジーに対する補助金である。本来は工場が設置されて補助金の交付申請があったときに一括交付すべきところを、市の財政負担が単年度に大きくならないよう会社側に相談をして、分割して交付しているものである。
- ・ 本市における入り込み客数は、平成27年が66万5,850人、平成26年が63万2,145人、平成25年が68万3,066人、平成24年が65万0,371人、平成23年が62万6,563人である。また、外国人の宿泊施設における入り込み客数としては、平成27年が190人、平成26年が388人、平成25年

が367人、平成24年が89人、平成23年が354人となっている。

- 外国からの観光客誘致については、鹿児島・香港間で直行便が就航したことに伴い、本市を含め5市町で構成する南部広域観光物流実行委員会が主体となって取り組んでいる。内容的には、各地域の特色をどう生かすかという視点で、例えば指宿から枕崎、枕崎から指宿へと周遊させる観光ルートづくりを進めて、香港のメディア等に紹介していきたいと考えている。
- 観光客へのおもてなしという点では、平成27年度事業でWi-Fi設備がお魚センターと駅前観光案内所に整備されたほか、明治蔵をはじめ商店関係にも整備され、外国人の方々も情報を容易に入手できる環境を整えてきたところである。
- 本市には観光ボランティアガイドが2つ組織され、本市を訪れる観光客を観光スポットや穴場的スポットへ案内しながら散策してもらっている。市においてはボランティアガイドへのおもてなしの研修も行っている。
- 平成27年度地域振興推進事業の観光周遊推進事業で、まち歩きマップというパンフレットを作成しているが、海側に限らず山間部の観光スポットも拾い上げて紹介している。
- 火之神公園への観光客誘致については、駅を訪れる方々や鰹大トロ井・船人めしといった人気のある食を求めてお魚センター等を訪れる方々に、駅やお魚センターからレンタル用電動アシスト自転車を利用して火之神公園方面まで足を延ばしていただく観光ルートを紹介している。
- 枕崎市内周遊観光アシスト事業は、平成27年度地域振興推進事業でレンタル用の電動アシスト自転車を整備したもので、モデルコースを設定し観光客に紹介しているところである。別府方面への周遊コースでは瀬戸公園や枕崎天文台などの観光ポイントを紹介している。
また、天文台では昼間は太陽のコロナを観測することができるほか、この場所の周りは芝が敷かれ、開聞岳をはじめ種子島、屋久島など遠方に見える島々の案内表示板も設置し、休憩もできるように整備している。
- モデルコースには、中原公園から白沢の国道226号までの歩道がない区間や、歩道の幅員が狭い箇所もあるが、これを自転車歩行者道の規格どおり整備すれば莫大な予算が必要になってくるので、今後は警察等関係機関と協議しながら方策を研究したい。
- 火之神プールの水の入れかえは、開設期間中において水が減ったとき、あるいは熱いときの水温調整のために行っている。アスレチックプールは比較的浅めで水温が上がりやすいため水を入れる頻度が多く、流水プールのほうはある程度水深があるためその頻度は少なくなっているが、今後とも随時差し水をして適切な水温調整に努めていくよう、監視員にも指導してまいりたい。
- お魚センター内の観光案内所は市観光協会の職員2名が勤務しており、同案内所の運営に対する市観光協会補助は、職員人件費と観光案内所の賃借料を合わせて555万円である。
- 市観光協会では、ホームページやフェイスブックを立ち上げて、随時、情報の発信や、イベントへの参加、枕崎駅でのお迎えやお見送りのほか、施設の管理などを行っている。
- 土木費中、市道整備事業で実施した改良舗装工事は、傷みの激しいアスファルト舗装部分の補修を岩崎山下線、桜山平峰線、街路31号線、畜産センター寺田線の4路線で行ったものであり、平成27年度末における市道の舗装率は87.1%となっている。
- 別府畑かん地区の市道整備については、現在、畑かんのかん水事業が下山のほうから順次進められており、この期間中に市道の舗装をしても数年後にはこのかん水事業で掘り返されることになるため、これが終了した後に実施したいと考えている。なお、この事業は10年計画で進捗が遅いことから、農政サイドではほかに取り組める事業はないか検討しているところである。
- 県道枕崎知覧線の下山から駒水の区間については、南薩縦貫道の整備と同時に舗装を行ったが、路盤からの全面改良ではなく表層部分の補修のみだったため、路盤が悪い箇所がまた傷んできているようなので、現在、県へ再度舗装し直してもらおうよう要望している。

- ・ 公営住宅の空き状況については、遠見番特賃住宅は平成26年8月からと平成26年3月から、若葉団地は平成28年6月からあいている。
- ・ 特賃住宅の家賃は固定家賃となっており、遠見番は5万円、若葉は5万8,000円、金山は4万円である。
- ・ 公営住宅への入居条件については、基本的に住宅に困窮している低所得者で持ち家のない方となるが、場合によっては、住居の解体の契約をしている等の理由があれば許可をしている。
- ・ 建築年数については、遠見番団地の建設年度は平成5年から平成7年まで、若葉特公賃の建設年度が平成8年、金山特賃住宅の建設年度が平成9年となっている。
- ・ 修繕については、外壁の全面やりかえ等の計画はないが、入居者からの要請があれば行っている。

(消防費～予備費)

- ・ 消防費中、消防団員等の公務災害補償金掛金については、26年度が57万6,733円、27年度が57万6,733円で同額となっている。
- ・ 消防団員等被服・新入団員被服一式については、新入団員13名の被服と消防団員の救助用半長靴226足の購入費である。
- ・ 人件費の流用については、補正での対応は行っていないが、給与日より議決日が後になったことから、一たん流用で対応したことによるものである。
- ・ 旅費と需用費の不用額については、旅費は、消防団員の災害出動等に係る出動手当が主なものであり、災害の発生がいつ起こるかかわからないため年度末まで持っていたものである。需用費は、主に公用車管理費の燃料費、修繕料であり、予算編成時の公定価格に基づいて積算している。消防本部と消防団それぞれの自動車管理費の燃料費、修繕料、それと消防救急等の消耗品費、また消防救急用品の修繕料など多くのものがあり、それらの合計した額が261万3,226円となっている。
- ・ 教育費中、立神中学校の防球ネットについては、野球部の練習中、打球が付近の住宅の屋根や車に当たったという経緯もあり、昨年一部だけ防球ネットを高く設置したが、台風等でたんできている。抜本的な改修となると多額の経費を要することから、当面は部分的な改修で対応していきたいと考えている。
- ・ 少年の森の管理については、平成26年度は管理委託の経費に4月から9月までの管理委託人分が含まれていたが、平成27年度は公共施設のあり方検討会の意向も踏まえ、当初から管理は保健体育課の職員が行い、年3回の草刈り等は委託した。
- ・ 施設の水道水の平成25年度の検査結果が水道法上不適合となったときの対応については、水道課に相談を行い、対策を検討し、滅菌装置のふぐあいが原因で残留塩素濃度が高く飲み水として適していないことが原因であったことから、貯水タンクの清掃と揚水ポンプの工事を行った。また、保健所への報告は行っていないが、全蛇口に飲料水として使用を禁止する表示を行った。
- ・ 少年の森の水道の水質検査が不適の場合に保健所へ報告する義務があるかということについては、原水が湧水と雨水であり、不適の場合の考え方については、井戸水と同様で、法的に報告の義務はないが、規定の中で、その水の責任については管理者責任となっていることから、飲料不可等を表記し、管理者に責任がかかるようなことがないように対応するようにと保健所から伺っている。
水道法については水道事業者に対する項目であり、水質検査が不適と指摘があった場合は保健所への報告については、特段、義務はない。また、公衆浴場の場合は保健所に報告の義務があるということである。
- ・ 施設の利用者数については、平成25年度はスポーツ少年団の歩こう会やアドベンチャーキ

キャンプなどがあり331名、そのうち管理棟等を利用した方が147名である。平成26年度は立ち寄った方が200名、そのうち管理棟を利用して活動をした方はいない。

- ・ 少年の森の施設の地権者については、公民館と駐車場の用地で3人、そして進入道路で3人となっている。
- ・ 施設の廃止後の利用については、民間等に委託して運営するようなことは考えていない。
- ・ 枕崎国際芸術賞展について、開催日を9月3日までにしたことについては、台風接近に伴い、9月4日を急遽休館にしたところである。

経緯については、9月2日の金曜日の段階では3日の夕方に強風域に入って夜遅く暴風域に入るという予報により、9月2日の時点で、枕崎国際芸術賞展を9月3日までと決定し、最初の台風に関する注意喚起を9月2日の18時に行っているが、そのときにあわせて広く周知する必要があるということで、防災無線で駅フェスの中止と3日までの開催についても周知を図ったところである。

- ・ 南溟館の雨漏りについては、平成27年度に第2展示室の雨漏り改修としてシーリング処理を行っているが、今回の台風で再度雨漏りしたところである。

展示している作品については、あらかじめプラスチックのボードを作品の上部にはめ込んで備えており、さらに、雨漏り時には作品を撤去したため、作品に被害はなかったところである。

- ・ 枕崎国際芸術賞展の入場者数は5,875名である。会期については、風の芸術賞展より1週間ほど短く設定された。
- ・ 枕崎国際芸術賞展の有料入場者は2,425名、うち一般の入場が2,219名、学生が34名、身障者の減免入場が20名、団体割引の対象者が152名で、入館者による収入は212万9,400円である。
- ・ これまでの風の芸術展の入館者による収入については、1回展・2回展無料、3回展150万8,700円、4回展・5回展無料、6回展90万8,650円、7回展58万9,600円、9回展167万2,200円、10回92万0,900円、8回展を除いた総計で560万0,050円である。
- ・ 市立図書館の指定管理先の職員の給与については、指定管理料に含まれており、当初計画を提出してもらい双方協議して決めてきたものである。
- ・ 図書館協議会については、年に2回開催し6名の委員で構成されている。
- ・ 旧金山小学校について、経費については、浄化槽の修理、水道設備、ガラス等の修理で14万2,646円となっている。
- ・ 金山小学校の跡地利用については、まず企業誘致という前提で話し合いからスタートしたが、見通しがつかなかったため民間の方々を利用の公募を行い、その代表の方々が地区の公民館の方々の意向に沿って協議を進めながら利用についての方向を検討する中で、企業誘致の話も出てきたことから、当事者及び公民館の方々等の了承をいただき企業誘致を優先して協議を進めてきている段階である。
- ・ 企業誘致については、進行状況、名前、業種というのが一つの企業の動向に係るものであり、事前にそのような情報を公の場で提供してしまうと、会社の重要な秘密を簡単に漏らされるという評価を受け、信頼を損ねるおそれがあることから現時点で公表することはできない。
- ・ 教師用指導書購入については、新たな教科書採択によって教科書の改訂が行われ、小学校が平成27年度から、中学校が今年度から教科書が変わったことに伴い、教師用の教科書、教師用の指導書、それに係る教材等を購入したものである。
- ・ 平成27年度の奨学金貸付金の収入未済額については、1,220万1,800円、滞納者は27人である。

収入未済額は、ここ2年で少しずつではあるが減少してきており、滞納者数は平成25年度が45名、平成26年度が34名、27年度が27名と減ってきている。今後も滞納の対応については臨戸訪問を中心に努力していきたいと思っている。

- 滞納者に対しては、毎年督促を行っており、全く連絡がとれない方はいない。

返還については、定期的に少しずつ振り込まれる方、臨戸訪問しないと払わない方、それぞれ事情は異なるが、なかなかその年に本来返すべき金額に追いつかない状況である。
- 給付型の奨学金制度については、さまざまな条件があり簡単にはできないと思っている。現在、県のほうも県内に就職した場合には奨学金の返還分について補助するというような制度等を実施しており、そのような状況も考慮し検討していきたいと考えている。

また、企業と組み、卒業後その企業に就職することを条件に生徒に対して補助するような給付型奨学金制度ができた場合に、企業の出資で運営できればよいが、全部給付型にするのは非常に難しいと思っている。
- 心の悩み110番については、主に子供や青少年を対象として平成11年度からの実績があり、平成27年度は相談件数が2件となっている。その2件はいずれも一般成人からの人生相談であり、児童・生徒の相談、家庭からの相談はないところである。

また、フリーダイヤルを設置しており、相談窓口については、広報紙等に掲載して周知しているところである。
- 相談への対応については、市民会館内にある青少年育成センターが窓口で、主に教育委員会の職員が対応している。

こちらで解決できないような大きな悩み等への対応については、かごしま教育ホットライン、県の総合教育センターの教育相談課等の機関に相談するよう伝えている。
- 災害復旧費中、6月10日から12日の間の農業用施設災害2地区については、宇都川と松下集落の農業用の水路が被災し、復旧工事をしたものである。
- 文教施設災害復旧費の内容については、枕崎小・中学校、それから桜山小学校の台風で倒れた木の撤去、市営野球場のガラスの修繕、バックスクリーン補修工事、投球練習場の災害復旧工事、武道館のガラス、軒天及び屋根の東側の箱樋の補修、総合体育館の障害者トイレガラス、入り口照明器具の改修、テニスコートのフェンスの補修、深浦のナイター施設、野球場裏駐車場の電柱補修、弓道場入り口屋根の補修、市民会館ホール西側の入り口の屋根の改修である。
- その他の公共施設等災害復旧費の内容については、枕崎飛行センターの防災ヘリ格納庫西側の換気用窓の改修工事、庁舎西側駐車場の屋根の補修、福祉作業所の屋根の補修工事、市営住宅の4団地10戸の雨戸及び戸袋の復旧工事、西之原団地3号棟の自転車置き場の復旧工事、亀沢団地自転車置き場プロパン庫の屋根の復旧工事、権現団地3号棟の自転車置き場屋根復旧工事、桜山小学校横の木造の市営住宅の解体、台場公園海水プールフェンスの復旧工事、田畑ポンプ場の屋根の復旧工事である。
- 火之神公園の災害復旧工事は、フェンス復旧工、アスレチックプール復旧工、海岸柵復旧工、建物復旧工、木製ベンチ復旧工、プール周辺部復旧工、公園広場復旧工、流水プールポンプ施設復旧工、街灯復旧工を行っている。
- 火之神公園の被災については、台風15号の高潮と暴風雨による災害と考えており、高潮によって海水面が上がった関係で越波して発生したものと分析している。
- 自然災害への事前対策については、災害が予想される場合は、庁内で周知を図り、それぞれ所管課で対策を検討し対応している。結果として台風15号により公共施設が被災し、特に火之神公園に被害については、海面からの高さが低くて高潮によるものであると判断しているが、どこがそのような災害が起こるのかというようなこと等も予想できないところである。当然その辺は注意をしているが、事前の対策というのは非常に難しいと思っている。
- 台風災害等々に対しては、施設の改善等も含めて対応はしてきている。ただ行き届かなかったというところが被災したというような要因も考えられるため、今後十分対応していきたいと考えている。

- 公債費中、平成27年度の一時借入金の状況については、借り入れをした金額が18億円、利子額は31万6,011円となっている。平成26年度より多くなった原因は、地方債借入額が多くなっていることによるもので、地方債資金は出納整理期間の5月末に借り入れることから、それまでの資金繰りの関係で一時借入れを行ったことによるものである。

また、平成26年度の一時借入金の総額は11億円である。平成27年度は市内金融機関に金利引き合いを行い、一番安い利率である銀行から18億円借り入れをしている。

- 平成27年度の一時借入れの利率については、平成27年4月20日、平成28年2月19日、平成28年2月26日に借り入れた分が0.105%、平成28年3月17日、平成28年3月22日に借り入れた分が0.1%となっている。

(歳入)

- 歳入の今後の見通しについては、増加が期待できるものとして、事業に取り組めばそれに対応した国県支出金、地方債等はあるが、一般財源としては、最近では地方消費税交付金が消費税が5%から8%に上がった分ふえているが、そのほかの収入については、劇的に増加するというようなものは、今のところ考えられないところである。
- 市税中、全国的な地方税全体の税収の伸びに対する本市の伸びについては、地方税収とは、都道府県税、そして市町村税、すべてを総括して地方税ということから、市町村税という中には、本市の費目として市税という款があるが、それがすべて市町村税という中に含まれる。また、都道府県税の中には地方消費税などもあるが、それは県に入って一部は交付金として市に入るといふことにもなるので、それは地方税全体の税収の伸びには含まれることになるということである。

市税そのものは、平成26年度と平成27年度を比較すると微減となっているが、地方消費税交付金を含めた本市の基準財政収入額の総額は、平成27年度が21億5,245万5,000円、平成26年度が20億2,059万3,000円で平成27年度のほうが1億3,000万程度多くなっている。基準財政収入額でこの数字となることから、標準税収収入額においてはもっと伸びは大きいということになる。

また、全国的には法人税が伸びているが、そもそも税目ごとに伸びが違っており、法人税そのものについても各地方で企業の動向により違いが出ることから、一概に全国と本市の伸びについては比較できないが、地方消費税交付金については、全国的に同様の率で伸びているのは間違いないところである。

- 平成27年度の市県民税の滞納額1億4,199万6,566円の内訳は、現年分3,441万4,967円、過年度分1億0,758万1,599円となっている。また、滞納が現年分のみの方は955万0,289円、過年度分のみの方は2,522万8,212円、現年と過年度両方含んだ分は1億0,721万8,065円となっている。
- 個人の市民税の滞納繰越分の収納率が低下している原因については、市税全体として徴収努力を行っているが、国民健康保険の累積赤字の解消に向けて健全化行動計画に沿った収納の取り組みとして、国保に重きを置いた取り組みを実施していることから、普通税の収納に若干影響が出てきているためである。
- 滞納者に対しては、個々の納税者に応じた納税相談等を行いながら滞納整理をしており、滞納が必ずしも不納欠損につながっていくというものではない。
- 事業不振、破産や倒産となった滞納者の場合においても、資産課税ということで固定資産税は課税されていくため、担税力がない場合には滞納として積み上がっていくことになる。
- 滞納原因の納税意識の欠如と希薄について、納税意識の欠如とは、分納の誓約に基づく分納を履行しない者、居住地を頻りに移動し納税を免れようとする者、市外居住者で分納による納税を履行しない者、破産経験者で納税意識がない者、納税相談に応じようとならない者になる。

納税意識の希薄とは、納税誓約に基づく分納等による納税に応じているが滞りがちな者、納期内の納税が滞り毎年度繰り越してしまう者、担税能力はあると見受けられるものの納税が滞りがちである者、分納額の増額に応じようとししない者となり、納税相談等を行う際の対応等も違ってくるところから分類している。

- ・ 固定資産税の不納欠損の内訳については、地方税法第15条の7第4項による分が50件、第15条の7第5項による分が3件、第18条第1項による分が188件の合計241件となっている。
実人員としては、総体で197名となっている。
- ・ 当初予算の個人の市民税の算定における調定額に対する計上率について、平成27年度の現年分は98.1%、滞納繰越分は20.4%としている。平成26年度は現年分が98.0%、滞納繰越分が19.1%としている。
計上率が年度により異なることについては、実績等を勘案して決定していくことから若干の変動が出てくるということである。
- ・ 固定資産税の現年分の調定額については、償却資産は、太陽光発電設備の増加等により対前年度比3,939万円ほどの増、土地については評価がえによる全体的な土地価格の下落により3,557万4,000円の減、家屋は新築件数の減等もあり1,591万1,000円の減で、現年分の調定額としては1,209万4,200円の減となり、滞納繰越分の調定額については443万7,242円の減で、国有資産等所在市町村交付金を含めた総体の調定額は1,655万0,342円の減となっている。
- ・ 固定資産税総体の収納額については、平成26年度と比較し1,275万9,474円の減となっている。
- ・ 今後の固定資産税の見通しについて、償却資産では、太陽光発電等の設置に伴いこれまでふえていたが、売電価格も下がっていることから、設置についてはふえてはいくが、そう大きな期待は持てないということ、土地では、平成27年度が評価がえの年であり、そう多く動く要因はないということ、家屋では、消費増税の延期の影響がどうなるかわからないことなどから、固定資産税全体では伸びる要素はないと考えている。
- ・ 地方交付税中、基準財政収入額において、法人税関係で標準税率を超える分は基準財政収入額の算定から除外されるが、その額は約2,100万円である。平成27年度の額が平成26年度と比較して約1億3,000万円多くなっているのは、ほとんどが地方消費税交付金の影響である。
- ・ 分担金及び負担金中、保育所入所者負担金の過年度分については、平成28年7月末現在で50万7,290円、平成28年9月11日現在では67万4,190円収納している。
- ・ 保育料滞納者からの収納については、児童手当の支給月に合わせて納めてもらうケースが多い。
- ・ 国庫支出金中、児童福祉負担金については、前年度よりも3,000万円程度ふえているところである。この原因としては、平成27年度から子ども・子育て新制度に基づき、それまでの保育所運営費が施設型給付費として位置づけられ運営の基本額や加算額等が見直しになったこと、さらに、保育士の処遇改善等によるものである。
- ・ 施設型給付費に係る基準額の見直し等については、県を通じて国から通知が来るが、まだ来年度の法律改正について明確な通知は来ていないところである。

(総括)

- ・ 少年の森の水質検査は、検査項目は10項目で行っており、適否は水道法の水質基準に基づいて判定されている。
- ・ 水道は、給水人口の規模や給水先により水道法適用と水道法規制外に分類され、少年の森の水道は、水道法規制外のその他水道の飲用井戸等に該当し、飲用井戸等衛生対策要領で運用を実施している。
- ・ 水道法第4条第2項に規定されている厚生労働省令で定める項目は51項目である。

- ・ 飲用井戸等の水質検査については、厚生労働省が定めた飲用井戸等衛生対策要領に示されている10項目等の検査で足りると認識している。
- ・ 本市には、簡易水道組合の簡易水道施設が5カ所あり、水質検査の結果は市にも報告されている。簡易水道組合の水質検査は、それぞれの組合の判断により5カ所とも定期的に検査機関に依頼して10項目の検査を行っており、異常は見られていない。また、水質検査にかかる費用は、各簡易水道組合がそれぞれ負担している。
- ・ 飲用井戸等衛生対策要領では、設置者等は、水質検査の結果が水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合には、保健所等へ連絡し指示を受けることとされているが、県は国の要領を運用していることから、保健所等を市に置きかえて解釈し、設置者等は市の衛生担当部局へ連絡し指示を受けることになっている。
- ・ 少年の森において、平成25年度に行った水質検査で異常な結果が出た際は、水道課に対策等聞き、まずは給水を停止し、全蛇口に飲料水として適していない旨を表示して利用者の理解を求めよう判断したところである。なお、市民生活課への連絡はしていない。
- ・ 飲用井戸等の管理に関して、毎年4月に市から各簡易水道組合へ水道施設の管理徹底と水質検査をするように文書で通知しており、その中で水質基準の全51項目について検査を行うよう指導しているが、実際に受ける水質検査の項目は各簡易水道組合等が判断している。
- ・ 飲用井戸等において不適合な水をそのまま供給して、地域住民の方の健康を害するようなことがあったときは、保健所へ連絡して、保健所と一緒に立ち入りまたは指導勧告をしていく旨の通達が県から来ている。
- ・ 飲料井戸等の水質検査結果において汚染が判明した場合は、市の責任のもとで対策を講じていくことが基本であると考えている。また、簡易水道組合等が行っている水質検査の項目が10項目になっていることについては、今後とも各水道組合等と連絡を密にして法令等を遵守して検査を行うよう指導するとともに、関係機関等とも連携をとりながら十分な対応に努めていきたいと考えている。
- ・ 市内の簡易水道等の設置数は、水道法適用の簡易水道が5カ所、専用水道が2カ所、水道法規制外の簡易専用水道が11カ所、小規模簡易専用水道が44カ所、小規模水道が11カ所で、飲用井戸等は把握していない。
- ・ こころの相談会は、平成27年度は4回実施し、延べ6人の相談があった。そのうち、ひきこもり関係の相談も1件あった。
- ・ ひきこもり関係の対策としては、家庭児童相談室を設置しており、家族関係のトラブルによるひきこもりなどの相談も行っている。家庭児童相談室では、平成27年度は146回の相談を受けているが、相談員が対応できない場合は、県の機関を紹介するなど、幅広い対応をとっていきたいと考えている。
- ・ 民生委員は、市内に60名の方を配置しており、ひとり暮らしの高齢者やひきこもりといった方などに対する声かけや安否確認等、地域に根差した活動をしてもらっている。
- ・ 経常収支比率の算定に当たり、経常的経費に充当されている一般財源を除いたほかは臨時的経費に充当されている一般財源となる。経常的経費と臨時的経費の区分については、人件費における主なものとして、定年退職者分は経常的経費、勸奨退職者分は臨時的経費に分類され、退職手当組合負担金の増に伴い人件費の決算額は前年度より増加したが、そのうち勸奨退職者にかかわる退職組合の負担金は臨時的経費として区分され、経常的経費に充当された一般財源は少なくなっている。また、特別職に係る退職手当組合の負担金も臨時的経費として扱われる。なお、全般的には、単期間にのみ要する経費は臨時的経費として扱われ、額の大きなものとして国保への法定外の繰出金は臨時的経費としている。
- ・ 退職手当組合に加入し、単年度における負担の平準化を図っているところであるが、平成

27年度においては、退職手当組合へ支払った負担金より実際に支払われた退職金の額が大きかったことから、組合に加入していなければ平成27年度の経常収支比率はもっと高くなっていた。

- ・ 一般会計から他会計への繰出金に関し、国民健康保険特別会計に係る繰出金は、基盤安定制度等に係る繰出金は経常的経費であり、財政安定化支援その他の財源補てんに係る繰出金は臨時的経費である。

後期高齢者医療特別会計に係る繰出金は、基盤安定制度に係る繰り出し、事務費に係る繰り出しであり、ほとんど経常的経費である。

介護保険会計に係る繰出金は、介護給付費に係る一般財源で負担すべき負担金、職員給与等に係る経費などは経常的経費であり、決算を上回って繰り出した一般財源は臨時的経費である。つまり、翌年度、一般会計への精算額で戻ってくる金額以外は経常的経費である。

公共下水道事業特別会計に係る繰出金は、公債費等に充てられるもので全体の約2億6,400万円の繰り出しのうち約2億3,300万円が経常的経費となっている。

病院事業に係る負担金は、全体で約9,000万円を繰り出しており、そのうち不採算地区病院に係る繰出金4,631万円と建設改良費に係る繰出金157万円は臨時的経費で、それ以外は経常的経費である。

- ・ 市税の不納欠損処分は、地方税法の規定に基づき処分しており、理由が破産の場合は、滞納処分の執行停止をかけて3年経過においてもその状態が引き続き納入できる状態にないと認められるときに、不納欠損処分をすることになっている。また、死亡の場合は、相続人がいるときはその方に請求するが、その方が担税力がなく時効などの条項に該当する場合には不納欠損処分をすることになる。
- ・ 担税力なしとみなす場合は、高齢者の方で年金も少額、病弱、財産なし・支払い能力なし、失業中・収入が少額、借金等により債務が多額などの状況を見て判断している。
- ・ 雑入の太陽光発電売電料金は、旧金山小学校の校舎の上に設置してある太陽光発電の1年間分の収入である。
- ・ 消費喚起プレミアム付商品券発行事業による商品券は、発行額が2億1,000万円、利用額が2億0,977万1,000円で、利用率は99.89%であった。消費喚起の効果については、238人にアンケートを行い、その結果を用いて推計する方法で行っているが、新たな消費に結びついた額を消費効果額とし、その算出された金額6,267万円を効果の推計として取りまとめている。
- ・ 消費喚起プレミアム付商品券の業種ごとの取り扱いは、16分類の業種の中で食品スーパーが総額約1億5,800万円、構成比75.02%で一番多く取り扱われている。また、お菓子屋が約18万4,000円、構成比0.09%で一番少なかった。
- ・ ふるさと特産品新展開・新技術チャレンジ事業の事業効果に関し、事業内容に一部変更が生じたことについては、平成27年5月以降に開催された全員協議会や議会の中で十分説明してきたところである。

ふるさと特産品（かつお節）海外展開のためのトップセールス事業については、当初の計画では、市長をトップとする訪欧団を派遣し、ミラノ万博での枕崎かつお節のPRと、あわせてフランス・コンカルノーに建設予定のフランスかつお節工場の建設に向けての協力依頼、さらに意見交換などが予定されていたところである。事業実施では、訪欧団の派遣者やPR方法に変更が生じたものの、当初目指したトップセールスについて、市長からの親書を水産商工課長が携えて関係者へお渡しするなどして対応した。また平成27年7月には、フランスからの訪問団一行に対して市長が面談し、販路開拓と工場建設に対する協力と支援を要請した。

当初の目的としていたミラノ万博でのトップセールスとフランス工場適地でのトップセールスにおいて内容等の変更が生じた部分については、かわりの対応によってPR等は十分にでき

たと判断している。

また、平成28年8月31日には枕崎フランス鯉節のブルターニュ工場が完成し、操業が開始され、販路開拓に向けて進められていることなどがトップセールス事業の効果であると考えている。

- ・ 主要指標の改善目標の達成状況は、平成27年3月に策定された第3次枕崎市行財政集中改革プランのそれぞれの目標数値との比較を行ったものであり、市債残高の縮減については、平成27年度の当初予算を反映して目標値を設定しており、その後、年度内に災害復旧事業債など数回の補正はあったが、改善目標値の107億2,400万円を下回ったとして目標を達成したという記載の仕方をしている。
- ・ 財務諸表は、平成29年度からすべての地方公共団体において統一した指標に基づき作成することになっており、それに向けて効果的な公表のあり方、説明責任の果たし方というものを研究していきたいと考えている。

財務書類の作成方式については、現在、本市は総務省方式改訂モデルに基づき作成しているが、今後、統一的な基準は固定資産台帳整備が必須となる。

- ・ 特別交付税は、県等から市に対して特別交付税に関する省令に規定される事項について支出額調査があり、市から報告した支出額等が算定の基準になるが、省令に規定される事項の中には県から国へ直接報告されるものもある。
- ・ 枕崎国際芸術賞展開催準備事業に関し、作品の公募に関する市民に対しての広報は、本市のホームページに開催要項を掲載し周知を図るとともに、市の広報紙に募集案内を掲載して周知を図った。

また、枕崎高校及び鹿児島水産高校の美術の先生に募集要項を持参し、生徒等の出品について依頼したが、両校からの出品はなかった。

- ・ 海外在住の方からの作品の応募状況は、1次審査は49名の作家から107点の作品の応募があり、2次審査へは31名の作家から45点の作品が出品された。
- ・ 入賞・入選作品は、審査員を引き受けていただいた美術界の権威である国際的に著名な芸術家が評価された作品であり、市としては、すばらしい作品がそろっていたものと確信している。
- ・ 枕崎国際芸術賞展の作品の児童・生徒の観覧については、小・中学校の校長等を通じて呼びかけたところであり、市のマイクロバスも活用するなどして観覧を勧めた。なお、合計で205名の児童・生徒が観覧されている。
- ・ 企業誘致に関して、平成23年度から平成26年度までの4年間における協定を結んだときの予定数は、本市は1件で雇用予定数は38人である。近隣市では、指宿市は2件で雇用予定数は19人、南九州市は6件で雇用予定数は52人、南さつま市は5件で雇用予定数は57人である。
- ・ ヤンバルトサカヤスデは、平成27年度は大量に発生したところである。周期的には1年置きにふえたり減ったりしており、平成28年度は前年度と比較すると発生は少ないようである。
- ・ ヤンバルトサカヤスデの駆除剤については、枕崎市衛生自治団体連合会が3キロ袋の駆除剤の購入に対して約300円の補助を行っている。
- ・ シルバー人材センターの登録会員数は、平成28年3月末現在で259人で、平成26年度の同時期に比べ約10人減少していると聞いている。シルバー人材センターでは、会員数の拡大は重要な課題ととらえており、会員の増加に向けた対策に取り組んでいる。
- ・ シルバー人材センターが行っているワンコインサービスは、平成27年度の受注件数は525件で、平成26年度に比べ124件ふえており、サービスの内容は、ごみ出しが約6割を占めており、そのほか庭掃除や話し相手などのサービスを行っていると同っている。

ワンコインサービスは、高齢者の方が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるために必要なサービスだと考えており、今後とも事業の拡大についてシルバー人材センターと協議・連携しな

がら取り組んでいきたいと考えている。

- ・ 消防費の需用費の執行状況において、修繕料の予算については、緊急車両19台の緊急走行時のリスクが大きく、故障に伴う修繕が発生した場合は普通車両に比べ修繕料がかさむことから、修繕の事案があった際にかかる修繕料に伴って補正措置を行っている。
需用費に不用額があることについては、過年度及び本年度の執行状況を精査し、翌年度以降の予算編成に努めたいと考えている。
- ・ 今回の住宅使用料の不納欠損処分にあたっては、平成24年度に長期滞納者に対して文書を送付し、平成27年度において納入や連絡がなかった方を対象に所在調査を行い、納入の見込みがないと判断して、5年の時効が成立しているため不納欠損処分したものである。なお、不納欠損処分の理由の納付能力なしの部分は、担税力なしの判断基準と同様にしており、課内で協議の結果、納付能力なしと判断されたものである。
- ・ 生活保護費返還金の不納欠損処分の理由は、死亡の5件については、返還義務者が死亡して相続者がなく返還すべき人がいないというものである。また、納付能力なしの7件については、分割による返済の相談や、資産調査、収入調査などを行っても返済能力がないと判断されたものである。

○委員からの意見・要望

- ・ 職員が健康でなければ事務上のミスも生じやすいと思うので、定期的な健診は今後も継続して実施してほしい。
- ・ ふるさと納税が本市にもたらす財政効果は大きなものがあると思う。本市では財政効果があまりあらわれていないと思えることに対して、現段階で返礼に要する財源を年度途中で確保することが難しいとのことであるが、積極的に取り組んでいないような印象を受けるので、もっと積極的に取り組んでほしい。
- ・ 枕崎市ふるさと応援寄附条例を改正し、ふるさと応援寄附金を若者の就労支援や結婚などに関する事業へ充当できるようにしてほしい。
- ・ 障害児通所支援事業の放課後等デイサービスの利用者負担分は市が全額助成しているとのことであるが、放課後児童クラブの利用者負担分も同様に助成してほしい。
- ・ 馬追川から発生する悪臭に関して、市民からの相談や情報は届いていないということであるが、口頭ではなく数値的なものを示して説明してほしい。
- ・ インフルエンザ予防接種の助成は、高齢者だけでなく、多子世帯における子育て世代の母親に対しても実施してほしい。
- ・ 資源ごみの分別を市民に協力してもらっているが、さらに徹底を図っていくためにも、資源ごみの売却益等を広報紙等へ掲載するなどして広報してほしい。
- ・ 妙見センターの農産加工室は、古い器具、カビの発生している内壁・天井の実態を見れば食品をつくる施設としていかなものかと考える。他の地域では施設を大いに活用し地元食材を使った特産品づくりが盛んだが、本市も農産物が豊富で「食のまち枕崎」という知名度もあるので、妙見センターの農産加工室の利活用にあたっては、施設設備の改善を図った上で、市民の方々に地元食材を使った新商品開発を呼びかけてみてはどうか。
- ・ 農村運動広場は、地域の親善球技大会や、野球、サッカーなどの子供のクラブ活動に大いに活用されているが、環境衛生面の問題が指摘される屋外トイレの整備はなかなか進まない。コスト面が整備の障害になるのであれば、規模を縮小するなりしてでもできるだけ早く施設改善を図るよう努力してほしい。あわせて運動広場の利用率をさらに高めるためにも、グラウンドコンディションの適正管理に努められたい。
- ・ 全国的にも雇用の実態については、例えばコンビニ等での働き手はほとんど外国人という状

況も見受けられるが、今は働く場がないと言われたかつての傾向とは逆に、働く場をつくっても働き手がないという状況も出てきているようであるので、地方創生における雇用対策については、このような動向も踏まえて怠りなく検討して欲しい。

- ・ 電動アシスト自転車を使った周遊コースに入っている枕崎天文台は、素晴らしい施設であると感じるので、こういった見どころをもっと生かした取り組みを考えてほしい。
- ・ この市内周遊のモデルコースは、自転車が車道を走らねばならない区間もあるようなので、利用者の安全性を確保するという点から、関係機関とも協議し対応を検討するなど交通安全対策には万全を期されたい。
- ・ 市内周遊観光用の電動アシスト自転車につけてあるT Sマークの保険は、自転車事故による補償限度額は5,000万円だと思うが、最近自動車事故並みに賠償額が高額になり問題となっているようである。使用料金を取って貸し出す以上、事故が起これば市の責任も問われる可能性があるため、そのような事態に備えて、同様の事業を先駆けて行っている自治体の実態も調べて対応していただきたい。
- ・ 別府畑かん地区の市道については、遅々として舗装整備が進んでおらず、雨のたびに路面が傷み車両の通行に危険な状態であるが、現在、国においても農村整備に非常に力を入れているので、できる限り早く実効性のある事業を取り込めるよう努力してほしい。
- ・ 公営住宅については、長い間部屋があくことになるよりも家賃の見直しなどを行い運営してほしい。
- ・ 公営住宅への入居条件については、その人の生活状況や地域の状況等を猶予して、入居できるような条例に改善してほしい。
- ・ 台風による公共施設の被災については、事前準備をきちんとすれば防げた可能性はだいぶあると思っており、自然災害に対する防災対策が十分な状況ではないため、もっと分析し対策をしてほしい。
- ・ 図書館運営については、図書館運営協議会のような運営方針を決める場で、大いに論議してもらい、今後の枕崎の本当にあるべき図書館に向けて充実させてほしい。
- ・ 指定管理者制度の運用において、そこで働く方の状況をきちんと市が把握するようにしてほしい。
- ・ 報道等でも自殺についての記事が出ている。そのような重大なことにならないように心の悩み110番のような取り組みを活用するのが一番だと思っているので、電話番号等の周知については、よりよい活動をしてほしい。
- ・ 飲料井戸等の水質検査項目は10項目で足りるとの説明であるが、厚生労働省から示された飲用井戸等衛生対策要領に示されている飲料井戸等の検査項目では、水質基準項目のうち周辺の水質検査結果から判断して必要となる事項は検査を行う必要があることから、説明とは異なる。
- ・ 枕崎国際芸術賞展の作品の観覧については、芸術・文化に触れ合うよい機会であり、より多くの児童・生徒に観覧してもらえよう努力してほしい。
- ・ 市の債権のうち、私債権の管理や徴収などの事務処理は、公平負担の観点から特に留意してほしい。

◎認定事項第2号平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

◎認定事項第3号平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○決算の概要

- ・ 平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計の当初予算は44億2,863万7,000円で、平成26年度当初予算と比較して約5.2%の増となり、その後4回の補正を行い、最終予算現額は47億

6,517万3,000円となった。

- ・ 歳入は、調定総額46億9,970万7,000円に対して、収入済額46億0,739万6,000円となり、不納欠損額が1,003万4,000円、収入未済額が8,227万7,000円となった。
- ・ 歳出は、予算現額47億6,517万3,000円に対し、支出済額が46億9,404万6,000円で、不用額が7,112万7,000円となり、歳入歳出不足額が8,665万円となったが、翌年度繰上充用金で措置した。
- ・ 国庫支出金の療養給付費等負担金については、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に対する負担金として、予算現額6億1,288万8,000円に対し、6億3,126万6,504円の交付となっている。
- ・ 平成15年度から制度化された高額医療費共同事業負担金は、保険者拠出金の対象事業費の4分の1相当額2,142万6,137円が、国・県支出金として、それぞれ交付されている。
- ・ 国庫補助金は、普通調整交付金が医療給付費保険者負担額の増で、前年度より1,230万6,000円増の2億6,850万3,000円、特別調整交付金は医療費に占める精神病に係る割合が減少したことで1,246万7,000円の減になり、前年度と比較し1,344万5,000円減の7,102万8,000円となった。
- ・ 退職者分の保険給付費等に対して交付される療養給付費等交付金については、1億9,172万4,000円の予算現額に対し、2億0,469万1,551円の交付となった。
- ・ 前期高齢者の医療費等の財政調整として、平成20年度から制度化された前期高齢者交付金は、予算現額10億9,625万7,000円に対し、10億9,625万7,642円の交付となったが、前年度より5,347万5,355円の増となっている。
- ・ 県補助金のうち普通調整交付金は、交付対象経費となる介護納付金が減少したこと等により、前年度より258万7,000円減の1億1,474万2,000円の交付となった。また、特別調整交付金は前年度の定率国庫負担2%減分の項目が廃止となり、平成27年度から保険財政共同安定化事業の対象が拡大されたことによる影響額調整加算額の項目が新たに追加されたこと等により、前年度と比較し708万7,000円減の4,875万1,000円の交付となった。
- ・ 共同事業交付金については、1件80万円以上の高額な医療費を対象とした高額医療費共同事業交付金と平成27年度から制度改正により、1件1円以上80万円未満の医療費が対象となった保険財政共同安定化事業交付金を合わせて10億2,141万9,904円の交付となり、前年度より4億6,756万6,681円の増となっている。
- ・ 他会計繰入金については、予算現額5億5,974万4,000円に対し、4億8,389万9,470円の繰り入れとなっており、前年度より1億2,000万8,883円の増となっている。増となった主な理由は、法定外繰入金が9,600万円増加したことなどによるものである。
- ・ 歳出の構成比は、保険給付費が59.3%、後期高齢者支援金8.0%、介護給付費・地域支援事業支援納付金が3.4%で合わせて70.7%を占めている。このうち保険給付費については27億8,214万0,484円で、前年度と比較して、一般被保険者の療養給付費は4.0%、療養費は3.9%、高額療養費は3.9%それぞれ増となっている。
- ・ 退職被保険者等は、療養給付費で16.7%の増、療養費で8.7%の減、高額療養費で71.8%の増となっている。これを被保険者1人当たり療養給付費で比較すると、前年度より一般被保険者が6.7%増の34万5,012円、退職被保険者が40.2%増の42万8,765円となっている。
- ・ 被保険者数は、年間平均で一般被保険者が前年度より163人減の6,451人に、退職被保険者等は79人減の393人に、全体では242人減の6,844人となった。
- ・ 後期高齢者支援金については、平成20年度から創設された後期高齢者医療制度への支援金であり、支援金3億7,428万8,980円及び事務費拠出金2万5,347円の合計3億7,431万4,327円を支出している。

- ・ 介護給付費・地域支援事業支援納付金は、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の概数2,884人に1人当たり負担額6万2,120円を乗じた1億7,915万4,080円から平成25年度の精算額2,003万3,262円を減算した1億5,912万0,818円を納付している。
- ・ 共同事業拠出金は、国保連合会が実施主体となる医療費に対する再保険事業で、1件80万円以上の医療費を対象とする高額医療費拠出金と平成27年度から制度改正により、1件1円以上80万円未満の医療費を対象とする保険財政共同安定化事業拠出金と合わせて10億4,752万5,536円を拠出し、前年度より5億3,360万9,914円の増となった。
- ・ 保健事業費は、特定健康診査等の事業に要する経費1,483万1,540円を支出している。そのほかに、健康づくり体験教室、市民健康教室等を実施した。また、人間ドック補助も行っている。
- ・ 医療費適正化特別対策事業及び保健事業費では、従来からのレセプト点検の充実・強化、看護師嘱託員2名による重複・頻回受診者の訪問指導を実施し、保健事業費合計で2,891万8,907円を支出した。
- ・ 諸支出金は、保険税還付金233万4,000円と還付加算金3万3,700円、償還金1億0,416万4,938円及び直営診療施設勘定繰入金64万円の合計1億0,717万2,638円である。
- ・ 国民健康保険税は、当初予算において総額5億9,567万5,000円を計上し、その後1回の補正を行い、最終的な予算現額は、現年課税分・滞納繰越分合計で5億8,141万5,000円を計上した。
- ・ 収入決算額は、現年課税分・滞納繰越分合計で5億8,998万9,759円となり、予算現額に対し857万4,759円の増、また、前年度決算額より2,839万3,665円の減となった。
- ・ 収納率は、現年課税分が96.2%で対前年度0.6ポイントの上昇、滞納繰越分が24.7%で対前年度3.2ポイントの上昇、全体では86.5%で、前年度より1.0ポイント上昇し、県下19市における順位は、前年度の3位から1位と順位を上げた。
今後においても、厳しい納税環境の中ではあるが、税の負担の公平という観点からも、滞納処分の強化等をさらに徹底しながら、繰越額の縮小と収納率の向上に向けて取り組んでいく。
- ・ 枕崎市後期高齢者医療特別会計の当初予算は3億2,047万8,000円で、その後3回の補正を行い、最終予算現額は3億1,938万4,000円となった。
- ・ 歳入は、調定総額3億1,983万円に対し、収入済額3億1,873万4,000円となり、不納欠損額11万9,000円、収入未済額が97万7,000円となった。
- ・ 歳出については、予算現額3億1,938万4,000円に対し、支出済額が3億1,627万2,000円で、不用額が311万2,000円となり、歳入歳出差引残額が246万2,000円となった。
- ・ 歳入の主なものは、一般会計繰入金は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金として1億1,109万3,866円の繰り入れとなった。
- ・ 歳出の主なものは、総務費は、事務費として248万5,106円を支出している。
- ・ 後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と延滞金を合わせて2億0,319万6,600円と、基盤安定負担金1億0,780万1,866円の合計3億1,099万8,466円を納付した。
- ・ 後期高齢者医療保険料は、現年度分・滞納繰越分合計で予算現額2億0,203万5,000円に対し、収入済額2億0,189万1,541円で、予算現額に対し14万3,459円の減、また、平成26年度決算より321万6,521円の減となった。
- ・ 収納率は、現年度分が99.6%で前年度より0.1ポイント低下し、滞納繰越分が79.2%で前年度より7.7ポイント上昇した結果、全体では99.5%と前年度に比べ0.1ポイントの低下となったが、県下19市における順位は5位で前年度と同順位を維持することができた。

○当局説明

- ・ 当初、共同事業拠出金が9億8,900万円、共同事業交付金が10億7,800万円で大体9,000万

円ぐらいのプラスになるという見通しが実績と違ってきたことについては、平成26年度末に国保連合会から予算編成の参考値として示された数字が当初予算の金額であり、交付金は、本市の1円以上80万円未満の医療費が連合会の見込んだほど実績が上がらなかったことから減となり、拠出金は、算出の仕組みが県内全市町村の金額をもとに案分し算出されることから、事業の実績額が国保連合会の見込んだ数値より高かったということによると考えられる。

- 平成27年度決算の前期高齢者交付金の確定に伴う後年度の影響については、まず、平成28年度は前期高齢者交付金が財政健全化行動計画との乖離が生じた原因が、平成26年度の前期高齢者交付金を算定する際の概算と確定の金額が、医療費ベースで2億7,700万円実績と異なっていたことにあり、平成27年度は概算ベースの前期高齢者の給付費と確定の実績は1億2,500万円少なくなっているということで、特に平成26年度が概算と確定の差が大きかったことから、その分の精算の減額が影響したが、平成29年度は平成28年度ほどの大きな減額はないと見込んでいる。
- 平成27年度の概算と確定との1億2,500万円の差額が生じたことに係る健全化行動計画の見通しへの影響については、平成29年度の前期高齢者交付金の額に影響はあると思っているが、前期高齢者交付金が、本市の前期高齢者の給付費と被保険者全体に占める65歳から74歳の割合、それと全国ベースの被保険者の割合が影響してくることから、今の段階で試算は難しいと考えている。
- 前期高齢者交付金の算定は、枕崎市の医療費の前期高齢者の給付費、枕崎市の被保険者全体に占める前期高齢者の割合、全国すべての被保険者の割合で算出することから、枕崎市の給付費の金額の増減に対して比例的に変動するというものではない。
- 前期高齢者交付金は、保険給付費に対する財政調整制度であり、自己負担が含まれているものである。差額については国・県の補助金、共同事業、税が財源になっている。
- 前期高齢者の療養の給付等及び療養費の合計額は、平成27年度は、国に報告する年報に基づくと、約13億6,400万円、平成26年度は約12億1,400万円になる。
- 平成30年度以降の医療費等の見込みについては、必要な総額を算出する際には80万円以上の高額医療費制度は現行制度と同様の制度で残ると言われているが、保険財政共同安定化事業については、平成30年度以降は県全体で一つの保険者として計算されようになると伺っている。
- 平成30年度以降の県下全体での保険料収納必要総額の算定については、まず、県が推計した県全体の保険給付費に対し、全国で調整を行う前期高齢者交付金等の調整を行い、その後、現時点で市町村国保に交付されている療養給付費等負担金等の交付金については県に交付されるようになるため、それらの公費の調整を行い、最終的に保険料収納必要総額が算定されると厚生労働省のガイドラインでは示されている。
- 平成30年度以降の国保税について、税額の見込みについては、県が保険料のもとになる保険料収納必要総額を見込み、それを各市町村に配分をすることになるが、その配分の算定方式については、現在、県の連絡会議と財政部会等で協議をしており推計は難しいが、本市は医療費が高いということ、所得水準が高いということから保険税水準が高くなる可能性があるため、会議の推移を見きわめながら、必要な段階で本市にとって有利に働くように取り組みを行っていく。
- 保険税の賦課については、平成30年度以降も市町村の判断にゆだねられることから、現行の固定資産税を含めた4方式を採用するか、また、制度改正を機に3方式に変えるということも考えている市町村もある。
- 県内の医療費については、平成26年度では、本市は1人当たりの医療費は44万5,773円で上から5番目である。いちき串木野市は48万5,624円で一番上位、与論町は25万3,940円で一番

下位の金額になっている。

- ・ 医療費水準による配分については、各市の年齢構成が異なっていることから、年齢構成による医療費水準を設け算定しなければならない。その算定については、5歳階級別の全国平均の1人当たり医療費を各市町村の被保険者の年齢構成に当てはめて、1人当たり医療費を算出するというようにガイドラインに明記してある。
- ・ 国から県に10月に配付される予定である事業費納付金等算定システム簡易版は、事業費納付金の各市町村の割り振りの金額や標準保険料率の算定をするシステムである。
- ・ レセプト点検嘱託員を雇用したことによる効果については、年間244万8,000円と県のほうに報告してる。
また、レセプト点検では、医療の内容から薬剤費についてもチェックをしており、重複するような薬剤については気がついた段階で連合会のほうに返戻をしているが、その効果額についての集計は、現段階では行っていない。
- ・ 薬の重複については、医療機関の医師からも患者に対し診察を行う中で把握していると考えている。また、薬剤師会でも、お薬手帳を交付し、その中で重複を減らし、また残薬等も減らしていくという取り組みをしてもらっており、そういう活動を一緒に推進していきたいと思っている。
- ・ ジェネリック医薬品の使用促進については、積極的に取り組んでいるが、人によってはジェネリック医薬品が合わない方もいるということから、最終的には医師の判断になると思うが、これまでどおり差額通知を送付したり、保険証更新の際にジェネリックカードを交付するという取り組みを続けていきたいと考えている。
- ・ 国保税の収納率について、特に健全化行動計画の中で、累積赤字の解消策の一環として収納率の向上に努めていくということにしており、一般会計のほうの普通税もあるが、国保税については特に力を入れてきたことから、県下の順位的にも前年度3位から1位に返り咲くことができたなど、徴収努力によるある程度の効果があらわれているものと考えている。
- ・ 国保税の不納欠損処分の原因別については、地方税法第15条の7第4項の該当分が54件、第15条の7第5項の該当分が1件、残りは第18条第1項の該当分となっている。
- ・ 一般被保険者返納金及び退職被保険者等返納金の収入未済額については、それぞれ不当利得ということで、国保の方が社会保険になり、国保で負担していた場合、その保険者負担分をその被保険者に対して返還を求めているものであり、その分が未納になっているということである。
- ・ 収入未済額の内訳については、一般被保険者返納金は平成25年度分で11人分、退職被保険者等返納金は、平成26年度分で1人分となっている。まだ、滞納分析までは行っておらず、今後、解消に向けた努力をしたいと考えている
- ・ 出産育児一時金は、被保険者が出産される場合に、1件当たり42万円交付をする制度であり、平成27年度は15件となっている。
- ・ 葬祭費については、被保険者が亡くなった場合に、2万円給付する制度である。

○委員からの意見・要望

- ・ 国保税の収納率が前年度より上がっていることから努力していることはわかるが、金額的な面から見ると、枕崎の国保運営に大きくかかわってくることから、今後もできるだけ徴収率を上げるように努力してほしい。
- ・ 医療費の年代ごとの収支を分析することが医療費削減につながると思っているので、その分析をしてほしい。

◎認定事項第4号平成27年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算

○決算の概要

- ・ 当初予算額は22億7,972万5,000円で、その後2回の補正を行い、最終予算額は24億0,422万円となった。
- ・ 歳入は、調定額23億2,211万3,000円に対し、収入済額23億1,464万4,000円、不納欠損額205万8,000円、還付未済額6万3,000円、収入未済額547万4,000円となった。
- ・ 歳出は、予算現額24億0,422万円に対し、支出済額22億0,096万1,000円で、2億0,325万9,000円の不用額となり、収支残額は1億1,368万3,000円となった。
- ・ 歳入総額23億1,464万4,000円に対し、歳出総額22億0,096万1,000円で、差し引き1億1,368万3,000円の黒字となった。
- ・ 総務費は介護保険の事務経費であり、4,522万6,000円の事業費のうち約87%に当たる3,932万1,000円を南薩介護保険事務組合負担金が占めている。
- ・ 保険給付費は平成27年度の計画額21億8,600万4,000円に対し、19億9,987万6,000円の支出となり、計画額に対し1億8,612万8,000円の減、また、平成26年度実績に対し、2,312万2,000円、1.1%の減となった。この理由は、地域密着型介護サービス給付費については小規模多機能型居宅介護事業所の定員増に伴う利用者の増により、施設介護サービス給付費については市外の介護老人保健施設利用者の増により、それぞれ前年度実績は上回ったものの平成27年度の計画見込額には達しなかったこと、また、居宅介護サービス費及び介護予防サービス費については利用者の減少や報酬単価改定の影響により計画額及び前年度実績額を下回ったこと等によるものである。
- ・ 地域支援事業費は、要支援・要介護状態になることを予防し、できるかぎり地域における自立した日常生活を支援するための事務経費である。
- ・ 基金積立金は、介護給付費の財源等としての介護給付費準備基金への積立金である。平成27年度末の介護給付費準備基金の残高は1億6,055万4,000円となっており、前年度末と比較すると4,535万4,000円増加している。
- ・ 諸支出金は、介護保険料の還付金並びに平成26年度分に係る介護給付費負担金等の国・県への償還金、介護給付費交付金等の社会保険診療報酬支払基金への償還金及び一般会計繰入金の精算返納分である。

○当局説明

- ・ 国、そして本市も目指している地域包括ケアシステムは、だれもが住み慣れた家、地域でいつまでも家族に囲まれながら幸せにできる限り長く住めるように地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進するものである。
- ・ 第6期の介護保険事業計画の策定に当たり、高齢者のアンケート調査結果から、6割以上が在宅の意向を示しており、そのような多くの方の意向をかなえるためには、施設整備よりも友達や家族のいる家の近くで支え合いながら暮らしていけるように支援することがあるべき姿であると考えている。
- ・ 第6期介護保険事業計画において、介護予防サービス給付費が平成29年度から見込みが減少していることについては、介護予防事業において要支援1・2の部分が平成29年度から総合事業に移行されるということに伴い、減少すると見込んで計画を立てている。
- ・ 総合事業については、介護保険の予防給付の事業を地域支援事業に移行し、市がメニューを事業者と調整しながら考えることになる。実施主体はこれまで予防事業を行っていた事業者であるが、新たな多様な主体の力を借りて、多様な主体によるサービスを提供するという仕組みの構築が国の基本的な考え方となっており、地域の方々、あるいはNPO法人等で予防や健康づくりに関する事業を行っている多様な方々に参入してもらいたいと考えている。

- ・ サービスメニュー内容については、現在、協議中であるが、必要な方が必要なサービスを受けられるようなサービス見込み量を立てて、事業者とも調整をしていきたいと考えている。
- ・ 事業の実施者は、現在の予防事業並みのサービスに対しては介護福祉士の資格を持っている方が従事しないといけない部分もあるが、買い物支援や掃除の支援等の生活支援については、介護福祉士の資格を持たない多様な方が参入できると思っている。
- ・ 総合事業に移る方についても、必要があれば介護サービスの認定を受け、ケアプランに基づいてサービスを受けることができる。
- ・ 介護認定の申請件数は、平成27年度は1,748件である。
- ・ 介護認定については、最初認定を受けたときに認定期間が定まっており、期間が切れる前に更新申請、あるいは認定期間中に介護度が変わったと思われる方は、区分変更の申請をすることになる。

また、認定については、ケアマネージャーや包括の職員が個人的に決めるものではなく、認定審査会という公的な機関が決定している。

- ・ 介護認定の期間については、状態が固定している方については2年の認定期間が設定され、変動が想定される方については短期の認定期間が設定されるようである。
- ・ 国が認定期間の延長を検討していることについては、介護認定申請者の負担軽減もあるが、認定申請があれば、それを審査会にかける必要があることから、申請者の状況調査等に経費がかかるため、それらの軽減も目的であると伺っている。
- ・ 認定期間中に状態が変わった場合については、ほとんど家族から連絡があり、それに対しケアマネージャーに相談し、客観的に見て状態が悪化しているときは区分変更申請を行う流れである。

また、毎月モニタリングで定期的に訪問しており、現在の状況がその介護度に合っているかについては確認している。

そもそも介護保険事業というのは、状態がよくなることを目指して実施しているため、特に軽度の方では、要介護1から要支援1や要支援2になることはある。

- ・ 介護認定に対する不服については、まず、経緯について説明し納得してもらっているが、納得しない場合には保険者を経由して県に不服申し立てを行うことになる。
- ・ 介護サービスについては、介護度に応じて限度額と1回当たりの単価が決まることから、利用者が必要とする回数と限度額の中でケアプランを調整する。
- ・ 認定者からケアプランを超えるサービスの要求がある場合には、介護保険外になるとサービスの負担が全額自己負担となることから、近くで行われている筋トレサロンや福祉センターの利用等、地域にあるほかの資源を活用するようにマネジメントをしている。
- ・ 高齢者元気度アップ・ポイント事業の内容については、65歳以上の高齢者の自主的な健康づくりや社会参加活動に対して、地域商品券に交換できるポイントを付与して、高齢者の健康維持や介護予防への取り組みを促進しようとするものである。

平成27年度においては、登録者数が1,318人で、ポイント交換された件数は907件となっている。年々、登録者数や交換件数が増加しており、この事業がだんだん認識されつつあると評価している。

- ・ 福祉用具の購入について、量販店で安く販売されているものもあるが、利用者の状態が考慮されてその状態に適したものかということでは販売されていない。一方、専門店の場合は、業者に来てもらい用具の選定をして購入することで、事後の手続きも居宅のヘルパーや地域包括支援センターが対応し、利用者に迷惑をかけないようにしている。
- ・ 介護報酬のマイナス改定による在宅介護事業所の経営について、本市の事業所で閉鎖するところではなく、現行の介護報酬単価でいろいろ工夫をしながら事業をしていると思われる。

今後の国の報酬改定の動向によっては、事業の遂行が難しい場合も出てくると想定されることから、今後の動向を注視していきたい。

- ・ 介護老人保健施設については、施設から在宅での生活に適應できるようにするために一定期間訓練をする施設であるが、今後、当分の間高齢者が増加することが見込まれており、地域包括ケアシステムを運営する中で、施設から在宅へスムーズに移行させるために介護老人保健施設が必要であると判断される場合には、事業者と協議し検討したいと思っている。
- ・ 特別養護老人ホームの待機者105名の待機場所の内訳は、医療機関22名、老健施設40名、在宅23名、グループホーム11名、高齢者専用賃貸住宅1名、養護老人ホーム4名、小規模多機能4名となっている。
この人数については、特別養護老人ホームに入所希望の意向を示している方の総数であるが、基本的に要介護3以上が特別養護老人ホームの入所対象となることから、要介護3以上の待機者の内訳は、要介護3が21名、要介護4が35名、要介護5が22名で合計78名となっている。
- ・ 本市にはグループホームが4カ所ある。
- ・ 岩手県岩泉町での事故を踏まえ、国から県を通じ介護・障害者施設に対し万全の対策をとるように通知が来ており、本市も市内各施設に万全の対策をとるように通知をしている。

○委員からの意見・要望

- ・ 以前は、今後の介護のサービスとして在宅介護がよいと思っていたが、本市は独居老人が多いことから現実的に難しい面が多いと思っており、施設介護の利用を考慮した対応をしてほしい。

◎認定事項第5号平成27年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

○決算の概要

- ・ 平成27年度予算は当初7億9,501万9,000円で前年度当初予算に比較して約0.5%の減となり、その後2回の補正を行い、前年度からの繰越明許費繰越額2,400万円を加算し、最終予算現額は7億6,717万7,000円となった。
- ・ 歳入は、調定総額7億9,751万1,000円に対し、収入済額7億8,308万6,000円、収入未済額1,442万5,000円となり、調定額に対する収入割合は約98.2%である。
- ・ 歳出は、支出済額が7億5,666万1,000円で、平成27年度の実質収支は2,642万5,000円となった。
- ・ 平成27年度の整備状況は、大堀補助支線污水管路施設工事延長321メートル、単独事業の立神北町地区污水管路施設工事延長93メートル及び公共下水道取付管設置工事を実施した。
また、処理施設については、長寿命化計画に基づき、3号最終沈殿池汚泥掻寄機・中央制御監視設備の改築更新と沈砂池設備及び汚泥濃縮設備の詳細設計を実施したほか、松之尾污水中継ポンプ場の基礎調査・詳細調査を行い長寿命化計画を策定した。
- ・ 当該年度污水管路延長は414メートルで、平成27年度末現在の污水管路総延長は10万4,555.96メートルとなった。
また、当該年度に3.7ヘクタールを新たに整備し、平成27年度末現在の整備済面積は422.4ヘクタールとなり、現認可区域面積434.9ヘクタールに対し97.1%の整備率である。
- ・ 水洗化戸数は、昨年度より42戸増加し5,678世帯となり、平成27年度末現在の水洗化率は86.8%である。

○当局説明

- ・ 平成28年8月末現在の収入未済額は、下水道使用料23万7,531円、受益者負担金1,236万0,450円となっている。

- 区域別の受益者負担金の収入未済額については、平成27年度末で第1次区域が137万8,890円、第2次区域が173万8,790円、第3次区域が657万7,730円、第4次区域が411万7,370円の合計1,381万2,780円となっている。

収入未済額の件数は、第1次区域183件、第2次区域421件で、そのうち1次区域の昭和59年度未納分が一番古く141件の11名分となっており、死亡や行方不明といった状態の未納者が多数を占めている状況である。

- 収納に係る事務作業としては、年度当初、8月及び年明けの2月末の3回、催告書の通知を送付している。死亡の場合は、相続関係を調べるなど追跡調査は随時行っている。
- 下水道使用料、負担金等は、強制徴収ができる公債権であるため税と同様に債権管理ができるが、受益者負担金については、下水道の接続時に納付していただく方法で進めており、延滞金等も徴していない。
- 未収金対策については、2年ほど前から税外の債権に関してもマニュアルを作成し対策を講じているものの、負担の公平という面から安易な不納欠損処分もできず、マニュアルどおり対応できていない状況にあるが、引き続き未収金の回収に向けて努力していきたい。
- 下水道供用開始区域内における未接続世帯数の内訳は、合併浄化槽48世帯、単独浄化槽602世帯、くみ取り210世帯となっている。
- 下水道接続の普及促進については、平成30年度には水洗化率を90%程度に上げることを目指して、9月10日の下水道の日前後には、水洗化率の低い箇所を集中的に、職員が下水道接続の趣旨や汚水処理方法の違いによる経済比較等を説明しながら個別訪問を行っているが、なかなか効果が出ていないのが現状である。

平成28年度においては、事業所等のほかに未接続の飲食店等を重点的に接続のお願いをしているほか、集合住宅、アパート等についても管理者等にお願いしているところである。

- 畑、原野等の受益者負担金については、本人の申請に基づき、現地を確認のうえで8割を徴収猶予し、残り2割を負担していただいている。その後、宅地化等用途変更されたときに残り分を納付してもらうようにしている。
- 水産加工場の接続状況については、供用開始区域内にある40工場のうち31工場が接続済みで、まだ接続していない操業休止1工場を含む9工場には接続のお願いも行っているが、魚価の高騰や設備投資による経済的な面などから接続に至っていない状況である。
- 水産加工場が下水道に接続するための設備改造に対しては、水産商工課所管の補助金で、事業費の20分の3、限度額50万円の補助制度がある。
- 下水道区域外の加工場については、下水道を利用するか、自社で設置する汚水処理施設で対応するかどうかは、事業主がそれぞれ費用面も含めて判断してもらうことになる。

◎認定事項第6号平成27年度枕崎市立病院事業決算

○決算の概要

- 診療報酬は、前回に引き続き0.1%のプラス改定となっているものの、消費税増税対応分を除く実質ベースでは1.26%のマイナスとなっており、小規模医療機関にとっては、医師を含む医療従事者の不足もあわせて極めて厳しい状況が続いている。
- 経営面では、平成27年8月に常勤医1名を採用できたことにより、常勤医2名、非常勤医11名での診療体制となり、小児科診療については年間56回の医師派遣をお願いし、延べ523人の診療を行うことができた。

さらに、市内の小児科医から要請のあった経過観察が必要な小児9人の入院受け入れも行った。

また、地域の子ども・子育て支援策としての病児保育事業の利用者は、延べ275名となった。

- 入院患者数は1万8,863人で前年度より639人の減となり、病床稼働率は3.4ポイント減の93.7%となり、外来患者数は879人減の1万6,083人、診療実日数ベースの1日平均患者数は3.4人減の63.6人となった。
- 収益は、入院は3億8,811万9,107円で563万1,588円の増、外来は1億5,241万1,487円で56万7,496円の増となった。
さらに、一般会計負担金として救急医療の確保に要する経費のほか不採算地区病院の運営に要する経費等を含む8,849万3,000円の繰り入れ、長期前受金戻入の2,054万9,688円等で、総収益は、前年度より5,806万7,346円の増の6億7,913万5,103円となった。
- 費用は、給与費、材料費等の増により、総費用は前年度を1,961万3,320円上回る6億5,660万8,938円となった。
また、有形固定資産購入については、ホルター解析付心電計等の機器更新のほか、睡眠評価装置の購入を行った。
- 総収支比率は103.4%で、当年度純利益2,252万6,165円の黒字決算となった。
- 収益的収入及び支出の病院事業収益では、医業収益が5億9,050万8,732円で、前年度より623万6,911円の増となり、医業外収益は7,974万2,321円で、前年度より4,822万4,956円の増となっている。
また、附帯事業収益が888万4,050円で、前年度より462万6,750円の増となった。
- 病院事業費用では、医業費用が6億3,688万1,107円で、前年度より3,471万6,688円の増、医業外費用は1,078万0,309円で、前年度より404万2,911円の減となった。
また、附帯事業費用が894万7,522円で、前年度より468万7,543円の増となった。
- 資本的収入は、国保診療施設調整交付金64万円、一般会計負担金157万円の合計221万円となっている。
- 資本的支出は、建設改良費として器械備品購入費378万1,000円、リース債務支払額231万4,225円及び企業債償還金1,817万1,646円の合計2,426万6,871円で、収入額が支出額に対して不足する額2,205万6,871円は過年度分損益勘定留保資金で補てんした。

○当局説明

- 入院患者数については、70歳以上の方が95%以上を占め、年齢構成別で前年度と比較すると延べ人数で80歳代が1,289名の減、60歳代が789名の減となる一方、外来患者数については、60歳以上の方が70%を占め、年齢構成別で前年度と比較すると延べ人数で70歳代が850名の減となっている。
なお、患者数の減については、本市の人口自体も年々減少している中で、人口の自然減による影響や、病院より老人ホーム等の施設入所者がふえていることも要因になっているのではないかと考えている。
- 平成28年度における患者数については、前年度と比較して入院、外来ともに減っており、7月末現在の前年同月比較では入院患者が延べ人数で796名の減、外来患者数が延べで323名の減という状況になっている。
- 患者数減の対応策としては、療養病床35床分について、現在の療養入院基本料の2から算定額が高くなる療養入院基本料の1に変更申請をしていきたいと考えている。
- 入院、外来ともに収益が増となった要因は、入院は上半期に重症患者が多かったこと、外来は平成26年度診療報酬改定で在宅医療を重視して訪問診療や訪問看護などの点数が高くなったことに加え、平成27年から新たに訪問看護を実施したことも収益がふえた要因と考えている。
- 訪問診療は、平成26年度より件数は若干の減となったが、訪問看護の件数は平成26年度に比べ倍以上に伸びている。

- 平成26年度から行っている病児保育事業は、初年度は12月から始め4カ月間で42名の利用があったが、平成27年度は各保育園・幼稚園に2カ月に1回、カンガルーのポケ便りを送って利用促進のPRに努めたこともあり、利用者は275名となった。
- 所得税徴収に係る問題については、税務調査時からさかのぼって5カ年分を本人から回収してきているが、年月の経過とともに所在不明の非常勤医師などもおり、未回収の人数は14名で、全額回収には至っていない。
- 平成27年度末の未納額は198万7,892円で、貸借対照表の中で仮払い金として処理している。
- 一般会計負担金の繰入れについては、平成27年度末までに繰り入れた総額は3億8,000万円程度で、普通交付税算定額の総額7億9,000万円程度の半分程度である。
- 公立病院事業に対する繰り出し基準に関し、経営基盤強化対策に関する経費の項目では、病院会計に係る共済追加費用の負担に要する経費が該当すると思うが、繰り入れはしていない。公立病院の改革の推進に関する経費については該当しており、繰り入れている。また、医師確保対策に関する経費では、医師の派遣を受けることに要する経費の部分で繰り入れている。
- 平成27年度病児保育事業の赤字額は、6万3,472円である。
- 有形固定資産購入については、心筋梗塞等の検知の際に使うホルター解析付心電計の機器更新等のほか、睡眠時無呼吸症候群の検査機器である睡眠評価装置の購入を行った。
- 企業会計法上は、減価償却費については医業費用に入れて計算するように定められており、減価償却費を含めない計算は予算・決算上行っていない。
建物の整備等に伴う減価償却費は、医業収益を上げるために必要な経費であり、医業に係る適正な収支状況をつかむために医業費用に上げるべき経費である。
- 公営企業会計基準の見直しに伴う平成26年度の特別損失は、期末勤勉手当のうち前年度から引き当てておく部分の該当額を計上している。
- 職員の退職手当については、地方公営企業法の全部適用に移行した平成21年度以降に採用された職員分を退職給付引当金として費用に計上している。職員数の実態としては、平成21年度以降採用された職員が大多数である。
- 現在、鹿児島県は地域医療構想に向けて動き始めているが、この構想が市立病院に与える影響については今のところわからない。今後、新たな病院改革プランをつくる際に、地域医療構想を踏まえて作成するようになってきているので、この構想の発表を待ちたいと考えている。
- 病院職員数については、現在、診療報酬改定の関係から一般病床では10対1の基本料を、療養病床では25対1の基本料をとる中で現職員数を確保しているが、国の考え方で変わってくる2年に1回の改定内容次第では収益の上がる基準に変更する場合も考えられることから、一概に何名が適正な数であるということはいえない。
- 研究研修費の決算額が前年度より増となった理由は、常勤医1名の増による研修費に係る分である。
- 医療費未収金に関して、未納者には死亡者14名程度、所在不明者2名も含まれているが、死亡者については、相続人等からの回収もなかなか困難な状況にあり、所在不明者についても所在がつかめず回収に至っていない状況である。
- 病院の一部負担金については、私債権として時効が3年という中で、時効完成となるには未納者からの時効の援用が必要になってくることから、不納欠損処分しにくい状況にはあるが、今後検討していかねばならないと考えている。
- 医師宿舎については、常勤・非常勤用の宿舎として確保しており、現在ある3棟すべて入居している状況である。

○委員からの意見・要望

- ・平成27年9月の決算審査で示された平成27年度収支計画と比較して、収益のほうでは入院収益をはじめ個々に計画以上の成果を上げており、費用のほうでは計画より低めに抑えられた結果となったことを評価したい。
- ・病院事業会計における本業は医業であるので、まずは本業本来の経営状態が適正であるのかを把握すべきであり、そのためには減価償却費を除いたかたちで医業費用と医業収益の収支状況をつかむなど、違った角度での経営分析も必要ではないか。
- ・病院事業については、小児科診療や病児保育事業が好評で、多くのお母さん方に喜ばれている一方で、最近の病院患者数が激減しているのが非常に気がかりである。そこらの対応策についても真剣に取り組んでいただきたい。
- ・医療費の未収金については、所在不明者、死亡者に区分される方々の徴収事務には経費も時間もかけながら、その成果もさほど期待できない状況にあるが、事務の効率化という点からも、時効成立となる未収金に該当するものはないか再度精査し、対応を検討されたい。

◎認定事項第7号平成27年度枕崎市水道事業決算

○決算の概要

- ・業務量は、平成27年度末における給水戸数は1万0,657戸、給水人口は1万9,384人で、前年度に比べて給水戸数で52戸、率にして0.5%の減、給水人口で332人、率にして1.7%の減となった。
- ・年間配水量は301万3,685立方メートル、有収水量は265万3,912立方メートル、有収率は88.1%となった。前年度に比べて年間配水量は、3万1,245立方メートル、率にして1.0%の減、有収水量は3万0,793立方メートル、率にして1.1%の減となった。また、有収率は前年度に比べて0.1ポイントの減となった。
- ・建設改良費の決算額は1億2,738万7,342円となった。
- ・主な事業内容は、街路64号線ほか2線配水管改良工事のほか16件の配管工事を3,713メートル施工した。並びに金山浄水場急速ろ過池更新事業に伴うサージタンク移設工事のほか7件の施設工事などを行った。
また、原水浄水施設及び配水給水施設の設備や漏水の修理などの改修を進め、安全で良質な水の供給に努めた。
- ・収益的収入及び支出では、税抜きで、総収益4億4,558万6,323円、総費用3億8,173万4,296円で、6,385万2,027円の純利益となり、これに、前年度繰越利益剰余金1,002万1,590円を加えた平成27年度末における未処理分利益剰余金は、7,387万3,617円となった。
- ・資本的収入及び支出では、収入額6,246万8,193円に対し、支出額2億3,693万0,759円となり、差し引き1億7,446万2,566円の不足が生じ、過年度分損益勘定留保資金1億6,634万5,915円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額811万6,651円で補てんした。
- ・未処分利益剰余金は、平成26年度の繰越利益剰余金年度末残高は1,002万1,590円となっており、平成27年度の純利益は6,385万2,027円となり、平成27年度未処分利益剰余金は7,387万3,617円となった。

○当局の説明

- ・水質検査については、水道法では浄水を検査することとなっている。浄水の検査については、毎月検査10項目とおおむね3カ月ごとに51項目実施している。別府地区の亜硝酸態窒素については、原水において、ここ5カ年は11ミリグラムパーリットル前後で推移しており、除去後の値は6.1から6.2ミリグラムパーリットルであり、基準値内に入っている。
- ・原水の検査については自主管理ということで、年1回実施している。
- ・水質検査については、鹿児島市内の業者に一括業務委託しており、平成28年度の費用は約

670万円である。枕崎市内すべての浄水場区域において、問題はないところである。

- ・ 保健所との連携については、水質検査においては、毎年度末に次年度の水質計画書を保健所に提出し、問題がなければ次年度の水質検査計画を市のホームページで公表している。また、保健所、あるいは県の生活衛生課が現地に来て、数値や施設等进行检查し、検査結果を報告することとなっている。
- ・ 水道料金の徴収方法については、現在、収納組合での徴収は廃止になり、約9割が口座振替で、残りは金融機関での振り込み、あるいは水道課のほうに持参となっている。
- ・ 未納者への対応については、内規で2カ月滞納したときは、はがきや封書により給水停止予告を行っている。給水停止予告時には納付期限を設定するが、その期限内に支払いがない場合にはおおむね5日以内に給水停止を実施している。また、転出している場合、鹿児島市や霧島市ぐらいの範囲までは訪問し催告している。
- ・ 最初の催告で収めない未納者の状況については、転出時に届け出を忘れている場合や、入院により居住していない方が多いところである。
- ・ 未納者に対応する経費については、発送に係る役務費や人件費等がある。経費については課内で協議しており、近隣市を調査し、督促手数料100円の徴収等を含め、現在研究している。
- ・ 現在、滞納者は53名で、そのうち死亡11名、所在不明8名、倒産・破産6名となっている。
- ・ 滞納者への催告の状況については、催告書を送付した人数は23人で、そのうち2件は相続人に送付した。なお、平成26年度中に、あて先不明や相続放棄とされた27名に対しては送付していない。
- ・ 滞納が2年を経過して不納欠損処分の対象者は27人となっており、今後、精査して処分できるものは処分し、不納欠損処分の対象とならないものは徴収努力を行っていきたいと考えている。
- ・ 滞納者が転居した場合、未納の料金を完納しないとメーターは開設しないこととしている。
- ・ 水道料金の滞納に対する強制執行については、私債権であることからできないことになっている。本市においては、基準を設け、最終的に給水停止で対応している。他市においても同様である。
- ・ 滞納処分については、裁判所に訴え処分する方法もあるが、督促、債務者の状況調査、時効等をきちんと整理してから行わなければ、裁判の手續というのは難しいと思っている。
- ・ 倒産、破産の対応については、倒産・破産となった時点では法的な処理がなされていないことから、破産宣告の情報が入り次第、不納欠損の処理を行う。
- ・ 漏水について、平成27年度の漏水件数は76件である。
- ・ 夜間の漏水等に対する苦情については、現在、深浦水源地に宿直を配置しており、他市町村より非常に少ないと思っている。
- ・ 給水管は、配水管本管から分岐している部分になり、個人の財産になる。漏水については、ほとんどが給水管からのものになっている。
本管から民地までの給水管が放置されると、衛生的によくはないことから、配水管本管からの給水管の分岐のところで切り離しをお願いしている。
- ・ 配水管の耐用年数については、企業会計法で40年となっている。また、現在、耐用年数を40年経過した老朽管は、石綿セメント管、鋳鉄管、塩化ビニール管、すべて合わせて3万4,000メートルで全体の約12.4%である。
- ・ 配水管の更新については、平成22年度に平成42年までの老朽管更新計画を立て、漏水の多い箇所、大きい管径を優先的に計画に沿って事業を進めている。
- ・ 老朽管更新事業の費用については、平成27年度の実績で5,032万5,000円となっている。
- ・ 平成27年度の資産減耗費が3月の時点では510万円であったのが決算で900万円となったこ

とについては、県道枕崎知覧線の配水管は平成三、四年ぐらいに敷設のものであったが、耐用年数に満たないものをやむなく交換をしたことによるものである。

- ・ 金山浄水場急速ろ過池更新事業の状況については、現在の入札額で1工区、2工区合わせて工事費が6億0,119万2,800円である。

1工区はすべて機械・機器費であり、躯体が完成しないと設置もできないことから平成28年度に予算措置している。2工区の土工事及び躯体土工事は、平成27年度の工事費2,100万円として施工している。

- ・ 金山浄水場急速ろ過池更新事業の財源は、平成28年度は3億3,000万円を企業債で借り入れる計画をしている。
- ・ 事業に対する補助金について、補助金の対象になるものについては、国の補助金交付要綱で資本単価が90円以上となっており、また、急速ろ過池の更新事業については要綱の中に掲載されていないということである。
- ・ 国の示している単価については、資本単価であり、本市は75.74円となっており、本市の単価についてはこれまで公表していない。
- ・ 資本単価は、主に減価償却費と支払い利息の合計額を総収水量で除して得た金額である。
- ・ 県内の各市においては、国の示す資本単価を超えているところはないと思っている。
- ・ 補助金については、本市の資本単価が国の設定している単価より低いため対象になっていないが、補助金の単価の採択基準を緩和することについて、日本水道協会を通じ、厚生労働省へ要望活動を行う予定である。
- ・ 国へ国庫補助の事業の緩和に対する要望のスケジュールについては、平成28年4月に県支部総会で九州地方支部へ提出することの採択がなされ、7月に日本水道協会九州地方支部総会で会員提出議題を本部へ上程したと伺っている。その後の予定については、10月から11月にかけて日本水道協会総会全国協会に関係当局への陳情を決定し、その後11月から12月にかけて運営会議において次年度政府予算に対する要望案及び総会で決定された陳情事項等について審議決定し、会議終了後関係機関、国会議員等に陳情を行うと伺っている。
- ・ 要望の内容については、今後給水人口の減少に伴い収入の増加が見込めない状況であること、施設の多くが今後更新時期を迎えること、環境問題への配慮、多様化・高度化するお客様への対応など、水道事業を取り巻く環境は年々厳しくなっており、このような中、必要な事業費を水道使用者のみに求めるのは難しく、事業費の多くを企業債に依存していること、国庫補助に関しては、各自治体で実施している事業のほとんどが採択基準に該当せず、該当する事業でも最も低い補助率が採用されていることから、良質財源の確保が厳しい状況であるから国に対し国庫補助事業の資本単価の採択基準を緩和するように要望すると伺っている。
- ・ 水道事業の見通しについて、事業の委託については、既存の施設の老朽化が非常に進んでいることから夜間の漏水等も多いこと、本市には3カ所浄水施設があるが他自治体よりも人口の割に多いことから委託費が高くなると考えており、五、六年前に委託費が六、七千万円かかると試算している。

現時点では、委託せずに現行で行ったほうがよいと思っているが、金山浄水場急速ろ過池更新事業、片平山の長寿命化計画、機械設備の整備等が完了したら全面委託について可能であるか検討したい。

- ・ 今後予想される収益減の対策については、給水戸数が減ってきている中、大きな企業が来ない限り、当面、行政改革で対応するしかないと考えている。
- ・ 行政改革の内容については、現在の金山浄水場急速ろ過池更新事業が平成29年3月には完了予定としており、平成29年度に施設係の1名減を検討していることや、現在、徴収委託人が個人宅へ徴収に行っているが、口座振替や直接金融機関への振り込み等に変更を進め、来年

度の徴収委託人の廃止について検討していること、また、平成31年度から毎月1回検針を2カ月検針にすることについての検討をしている。さらに、日ごろから修繕を行う際にはコストを考慮しながら実施していることなどがある。

○委員からの意見・要望

- ・ 水道課においては、上水道の衛生管理に限らず、簡易組合等に対し指導的役割を担い、本市全般の安心な飲料水供給ということで取り組んでほしい。
- ・ 水道料金の未納者への対応については、仕事の効率を上げることも考慮して適切に実施してほしい。
- ・ 今後予想している赤字対策として職員の減で対応するとしても、給水戸数は減り、老朽施設の対応もあることから、5年後ぐらいを見据えた歳入歳出全般にわたる事業計画を早い段階でつくってほしい。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 新屋敷 幸 隆

枕崎市議会議員 吉 嶺 周 作

枕崎市議会議員 豊 留 榮 子